

調布市障害者総合計画

調布市障害者計画 (平成 30(2018)年度～平成 35(2023)年度)

第 5 期調布市障害福祉計画 (平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度)

第 1 期調布市障害児福祉計画 (平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度)



平成 30 年 3 月

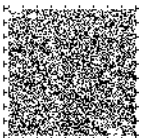
調布市



この計画書の各ページには、「音声コード」(Uni-Voice)を付しています。

「音声コード」とは、1.8センチメートル角のコードを専用の読取機やスマートフォンアプリが音声に変換し、文章内容を読み上げるものです。

表紙絵は、調布市民生児童委員協議会 濱野氏 作



はじめに



我が国においては、少子高齢化が進行し、人口減少社会が到来するなか、平成29年6月に社会福祉法が改正され、地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向け、全ての人々が連携して地域福祉の推進を図ることが新たに定められました。

近年では、社会的孤立や生活困窮など、福祉の問題は複雑かつ多様化し、複数の分野にまたがった横断的な対応が必要となっております。市では、こうした福祉施策を取り巻く現状等を踏まえ、今般、地域福祉計画、高齢者総合計画及び障害者総合計画の福祉3計画を策定するに当たり、新たに共通の将来像や各計画を貫く4つの理念を定め、その実現に向けて3計画を有機的に展開し、取り組むことといたしました。

また、これまで計画ごとに異なっていた圏域設定を新たな8つの福祉圏域に再編・統合いたしました。これにより、専門機関等の担当エリアの整合を図り、地域での顔の見える関係づくりを進めることで、多問題を有する個人や家庭への対応を図って参ります。

「調布市障害者総合計画」では、「障害者の権利に関する条約」が掲げる「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と、「障害者の固有の尊厳の尊重」の調布市における実現を目指し、「障害のある方と家族への地域生活の支援」、「ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援」及び「安心して住み続けられる地域の環境づくり」を3つの柱とし、様々な支援体制を構築していくこととしています。

市では、障害の有無に関わらず、互いの人格と個性を尊重しあう共生社会を構築していくために、今後とも必要な施策を展開して参りますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、御尽力いただきました調布市障害者総合計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査、ヒアリング調査やパブリック・コメント等で多くの貴重な御意見を賜りました市民の皆様並びに関係者の方々にお礼申し上げます。

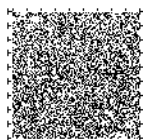
平成30年3月

調布市長

長友貴樹

< 目 次 >

第1章 計画策定の趣旨	4
1 計画策定の背景	4
2 計画の性格	7
3 計画の策定体制	11
第2章 調布市の福祉の将来像（福祉3計画の共通事項）.....	13
1 「福祉3計画」とは	13
2 目指す将来像	13
3 基本理念	14
4 福祉圏域の考え方	15
第3章 計画の基本的考え方	17
1 調布市における「障害者権利条約」の理念の実現へ向けて ..	17
2 障害者施策推進の基本的考え方	18
第4章 施策の展開 - 事業計画 -	20
1 障害のある方と家族への地域生活の支援	22
(1) 相談支援	22
(2) 健康づくり・医療的な支援	31
(3) 移動の支援	36
(4) 経済的な支援	39
(5) 権利の擁護	41
(6) 障害福祉サービスによる生活支援	45
(6-2) 福祉人材の育成・確保	50
(6-3) 医療的ケアが必要な方への支援	52
2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援 ...	55
(1) 発達相談・早期療育のための支援	55
(2) 子育て施策における支援	60
(3) 教育における支援	67
(4) 放課後等の活動の支援	73
(5) 働くこと・日中活動の支援	79
(6) 余暇・学習活動の支援	87
(7) 住まいの確保の支援	92



(8) 高齢期の支援	97
3 安心して住み続けられる地域の環境づくり	101
(1) 障害理解と交流	101
(2) バリアフリーのまちづくり	105
(3) 情報提供	109
(4) 地域ネットワークづくり	114
(5) 災害時の支援	119
(6) 当事者の参画	125
第5章 障害福祉サービス等の見込み量・成果目標	129
(第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)	
1 障害福祉サービス等の見込み量	129
(1) 訪問系サービス	130
(2) 日中活動系サービス	135
(3) 居住系サービス	141
(4) 相談支援	145
(5) 児童通所サービス	148
2 地域生活支援事業の見込み量	152
(1) 必須事業	153
(2) 任意事業	162
3 成果目標	165
【再掲一覧】障害福祉サービス等・地域生活支援事業の見込み量 ..	176
第6章 計画の推進	179
あしがき	181
資料	182
索引	196



第1章 計画策定の趣旨

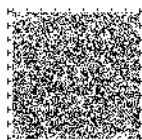
1 計画策定の背景

(1) 調布市における障害者支援の計画的取組

調布市では、「利用者本位」「当事者の視点の重視」を基調に、この調布で、障害のある方が「その人らしい自立した生活の充実」を展開していけるよう、障害のある方の地域生活支援に、総合的・計画的に取り組んできました。

「はーとふるぷらんちょうふ」	(平成13年度～平成17年度)
「調布市障害者計画」	(平成18年度～平成23年度)
「第1期調布市障害福祉計画」	(平成18年度～平成20年度)
「第2期調布市障害福祉計画」	(平成21年度～平成23年度)
「調布市障害者総合計画」	(平成24年度～平成29年度)
(調布市障害者計画・第3期調布市障害福祉計画)	
「第4期調布市障害福祉計画」	(平成27年度～平成29年度)
(調布市障害者総合計画の部分改訂)	

平成24年3月に策定した「調布市障害者総合計画」(平成24年度～平成29年度)及び平成27年3月にその一部改定として作成した「第4期調布市障害福祉計画」(平成27年度～平成29年度)が、平成30年3月でいずれも計画期間が終了となります。



(2) 「障害者の権利に関する条約」の批准

一方で、国においては、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」といいます。)が批准されました。

この条約は、平成 18 年に国連で採択され、全ての障害のある方に対して「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と、「障害者の固有の尊厳の尊重」を促進することを目的としており、日本は 140 番目の締約国となります。

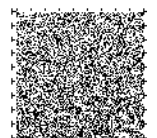
日本では、同条約にいう「合理的配慮」⁽¹⁾の理念と、「共生社会」⁽²⁾の実現を盛り込むため、「障害者基本法」改正(平成 23 年 8 月)から、「障害者差別解消法」⁽³⁾成立(平成 25 年 6 月)まで、国内法の整備が進められました。

今回の「調布市障害者総合計画」は、「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月に施行されて以降、初めての調布市の障害者福祉に関する計画となります。

1 合理的配慮：障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。(内閣府リーフレット「合理的配慮」を知っていますか?」より)

2 共生社会：「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」として障害者基本法第 1 条(目的)に規定されています。

3 正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律



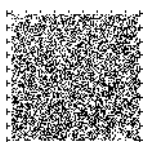
(3) 障害者福祉制度改革の動向

他方で、前述以外にもこの間、国において障害者福祉の制度改革が進められています。

平成 23 年 8 月	「障害者基本法」の改正
平成 24 年 4 月	「障害者自立支援法」「児童福祉法」の改正 (相談支援の強化, 障害児支援の強化)
平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」 ^(1) の施行
平成 25 年 4 月	「障害者自立支援法」の「障害者総合支援法」 ^(2) への改正 (難病患者等の対象への追加, 「障害支援区分」の創設, 「重度訪問介護」の対象拡大など)
平成 25 年 4 月	「障害者優先調達推進法」 ^(3) の施行
平成 25 年 6 月	「障害者差別解消法」の成立
平成 26 年 1 月	「障害者権利条約」の批准
平成 27 年 1 月	「難病法」 ^(4) の施行
平成 28 年 4 月	「障害者差別解消法」の施行
平成 30 年 4 月	「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正(予定) (新たなサービスの創設, 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用, 医療的ケアを要する障害児に対する支援, 補装具費の支給範囲の拡大など)

調布市では、このような流れに対応しながら、改めて、調布市の実情や社会の変化等も踏まえつつ、市民の誰もが「この調布で暮らして良かった」と実感できる地域づくりを目指しています。

-
- 1 正式名称：障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律
 - 2 正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - 3 正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
 - 4 正式名称：難病の患者に対する医療等に関する法律



2 計画の性格

(1) 計画の位置付け

市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、これまで以下の2つの計画がありました。現行の「調布市障害者総合計画」はこの2つの計画を一体化して策定しています。

障害者計画	【根拠法】障害者基本法第11条第3項 市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6年)
障害福祉計画	【根拠法】障害者総合支援法第88条第1項 市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年)

また、これらに加えて、平成28年5月に国会で障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正が成立(平成30年4月施行予定)したことにより、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等についての「障害福祉計画」と同様に、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について、以下の計画も新たに市町村で定めることとなります。

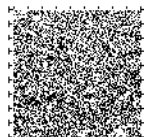
障害児福祉計画	【根拠法】児童福祉法第33条の20第1項 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年)
---------	---

調布市では、これまでも「障害児福祉計画」に相当する内容の一部を「障害福祉計画」に含んで一体として策定しています。

この「調布市障害者総合計画」は、これらの計画を一体として策定します。

(参考) 各章の主な内容と位置付け

第1章 計画策定の趣旨	いずれの計画にも共通する事項
第2章 調布市の福祉の将来像	いずれの計画にも共通する事項
第3章 計画の基本的考え方	いずれの計画にも共通する事項
第4章 施策の展開 - 事業計画 -	主に「障害者計画」に該当
第5章 障害福祉サービス等の見込み 量・成果目標	主に「障害福祉計画」「障害児福祉計画」に該当
第6章 計画の推進	いずれの計画にも共通する事項



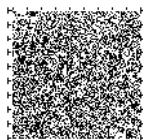
(2) 計画の期間

計画の期間は、「障害者計画」部分については、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間、「第 5 期障害福祉計画」及び「第 1 期障害児福祉計画」部分については、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間^()とします。

平成 32 年度末には、「調布市障害者総合計画」の部分改訂として、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分の改定を行うこととなります。

年度	平成 (西暦)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	33 年度 (2021)	34 年度 (2022)	35 年度 (2023)
障害者計画(6年)		「調布市障害者総合計画」					
障害福祉計画(3年)		調布市障害者計画 第5期調布市障害福祉計画 第1期調布市障害児福祉計画			第6期調布市障害福祉計画		
障害児福祉計画(3年)					第2期調布市障害児福祉計画		

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、国が示す基本指針のもと、全国の都道府県及び区市町村で計画期間を統一して定めることとなっています。

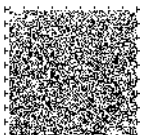
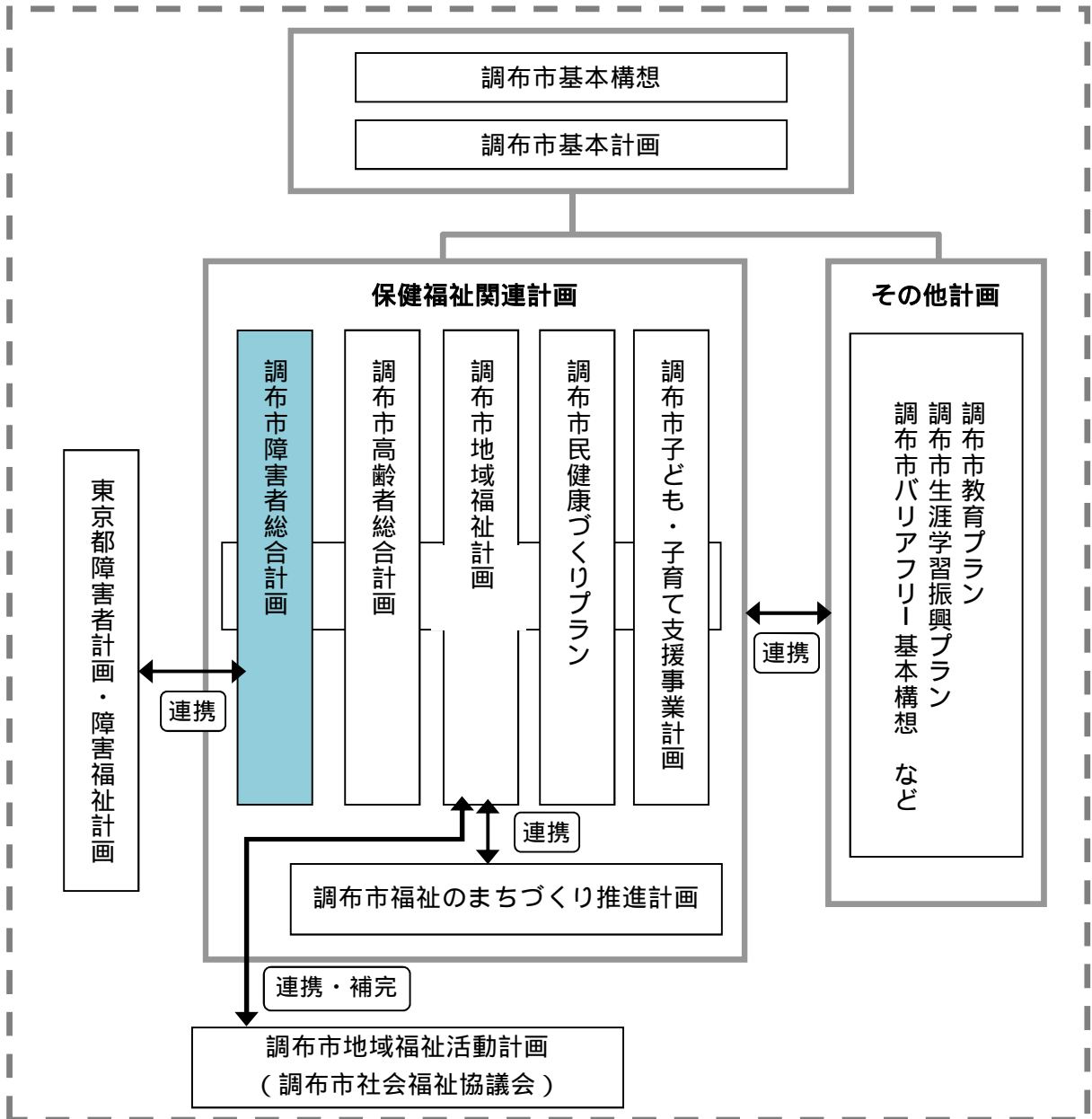


(3) 他の計画との関係

「調布市障害者総合計画」は、以下の計画と整合性を図ります。

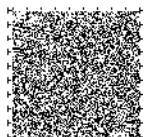
- 調布市基本計画
- 市の他の保健福祉関連計画及びその他計画
- 東京都障害者計画・東京都障害福祉計画

調布市の他の計画との関係イメージ図



調布市の他の計画との計画期間の関係

年度	平成 (西暦)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	
調布市総合計画	基本構想												
	前期基本計画												
	改定基本計画						後期基本計画						
調布市地域福祉計画							計画期間						
調布市高齢者総合計画							計画期間						
調布市 障害者 総合計画	障害者計画							計画期間					
	障害福祉計画	(第3期)		(第4期)				計画期間 (第5期)		(第6期) 予定			
	障害児福祉計画							計画期間 (第1期)		(第2期) 予定			
調布市民健康づくりプラン							計画期間						
調布市食育推進基本計画							計画期間						
調布っ子すこやかプラン (調布市子ども・子育て支援 事業計画)							計画期間						
調布市福祉のまちづくり 推進計画							計画期間						
調布市教育プラン							計画期間						
調布市住宅マスタープラン							計画期間						
調布市生涯学習振興プラン							計画期間						
調布市バリアフリー基本構想							計画期間						
調布市地域防災計画							計画期間						
調布市避難行動要支援者 避難支援プラン(総合計画)	調布市災害時要援護者避 難支援プラン(全体計画, 住民編, 庁内編)												
調布市社会福祉協議会 調布市地域福祉活動計画	見直し計画						計画期間						



3 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、当事者や家族、関係機関の意見を反映し、より地域で生活する障害のある方の実態、ニーズに即した内容とするため、学識経験者、障害福祉サービス事業者、当事者、市民公募委員等で構成される「調布市障害者総合計画策定委員会」を平成28年度より設置し、2か年かけて計画の検討を行いました。

計画策定に当たっては、以下に掲げる調査等も実施しました。調査内容について計画策定委員会で検討を行い、また、調査結果に基づいて課題の整理を行いました。

(1) 調布市民福祉ニーズ調査の実施（平成28年度）

（ 詳細：巻末資料191ページ）

障害のある方の地域生活に関するアンケート調査及び住民懇談会を実施し、地域におけるニーズや課題の把握に努めました。

(2) 関係機関ヒアリング等の実施（平成28年度）

（ 詳細：巻末資料192ページ）

前述のニーズ調査に加え、障害のある方が地域生活において関わる様々な機関や企業等の立場から感じている課題、ニーズを把握するために、関係機関へのヒアリング調査等を実施しました。

- ア 関係機関ヒアリング調査（8か所）
- イ 関係機関アンケート調査（5分野）
- ウ 各団体からの意見（4団体）



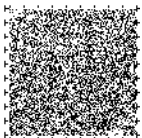
(3) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申

(詳細：巻末資料 193 ページ)

調布市障害者総合計画策定委員会とは別途に，調布市が設置し，障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目指し，地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し，実情に応じた支援体制の整備について継続的に協議を行っている「調布市障害者地域自立支援協議会」から，本計画についての意見具申を受けました。

(4) 中間報告書の作成

上記(1)から(3)における調査等の結果等をもとに，平成 28 年度は「地域生活におけるニーズ，課題の抽出」を検討テーマとして計画策定委員会での議論を進め，障害のある方の地域生活における課題の整理を行い，平成 29 年 3 月に「中間報告書」を作成しました。



第2章 調布市の福祉の将来像（福祉3計画の共通事項）

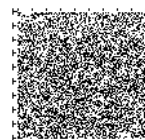
1 「福祉3計画」とは

調布市においては、「調布市地域福祉計画」「調布市高齢者総合計画」「調布市障害者総合計画」を「福祉3計画」と呼称し、各分野の切れ目のない一体となった福祉の推進を図っています。

2 目指す将来像

「福祉3計画」においては、以下のとおり共通の将来像と基本理念を掲げ、その実現を目指します。

**みんなが 自分らしく 安心して
つながりをもって 暮らし続けられるまち
支え合い 認め合い とともに暮らす**



3 基本理念

市が目指す福祉の将来像の実現へ向けて、「福祉3計画」に共通する基本理念を以下のように定めます。

(理念1) 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会

市民一人ひとりが住み慣れた地域において、生涯にわたって安心していきいきと自分らしい生き方ができ、必要な支援を受けながら、自立して暮らしていける地域社会を目指します。そのために、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりと、社会参加を促す取組を進めます。

(理念2) 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会

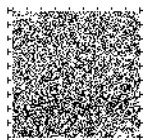
誰もが、孤立することなく、互いを尊重し合い、多様性を認め合いながらともに生きる地域社会を目指します。そのために、年齢、障害の有無、性別、人種その他の違いにかかわらず、市民一人ひとりが地域の一員としてつながりをもって暮らせる地域づくりを進めます。

(理念3) 住民全体で支え合う地域社会

市民一人ひとりが当事者として、地域や生活の課題などについてともに考え、サービスの受け手にとどまるのではなく、できる力を活用して、地域の担い手となり、支援を必要とする人を支え合う地域社会を目指します。そのための体制づくりについて行政、市民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体と協働しながら取り組みます。

(理念4) 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

個人や家族、地域が抱える問題は多様な側面を持っています。これらを解決していくためには、多くの担い手がそれぞれの強みや専門性をいかした、より一体的、包括的な支援が必要です。そのため福祉のみならず他分野とも連携し、個人や地域の課題に応じた切れ目のない支援を提供できる体制構築を目指します。



4 福祉圏域

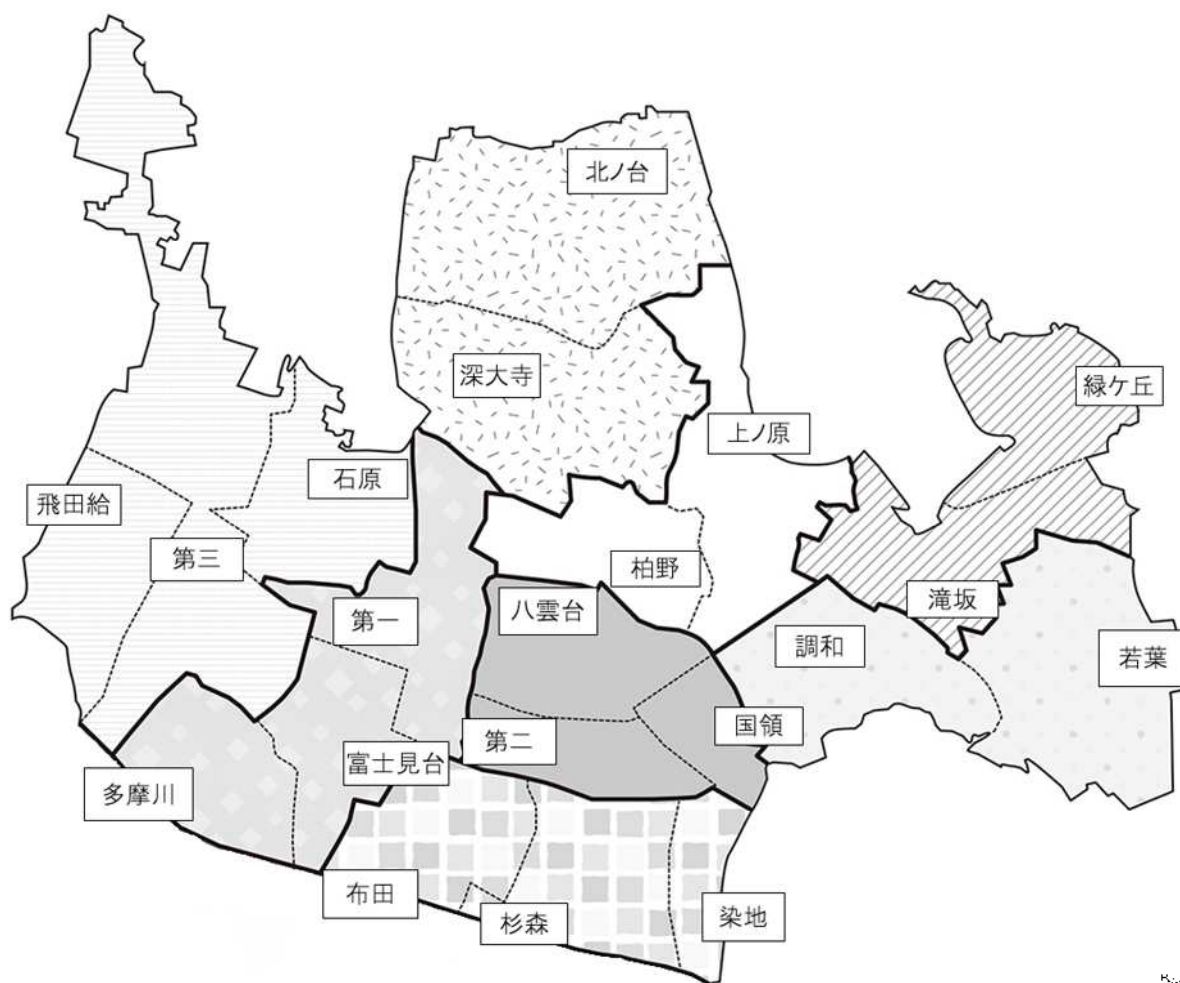
(1) 「福祉3計画」における福祉圏域の考え方

福祉圏域は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される8つの圏域（中学校区規模）です。

多問題を有する個人や家庭が抱える福祉課題に対応するため、専門機関等の担当エリアの整合や地域での顔の見える関係づくりを行うことで、より重層的な支援による解決を図る必要性があること等を踏まえ、地域福祉計画、高齢者総合計画及び障害者総合計画の福祉3計画の圏域の整理・統一化を図り、共通の福祉圏域とします。

福祉圏域の地域区分

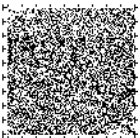
下記 内の記載は 小学校区の名称です。



(2) 障害者福祉における福祉圏域への対応

障害者福祉の分野においては、これまで市内全域を1圏域として取り扱っており、基本的な考え方は本計画においても継続とします。

そのもとで、より地域福祉、高齢者福祉との連携を密にし、顔の見える関係づくりを進めるために、障害福祉課や各相談機関において、「福祉3計画」における福祉圏域と整合した相談員の配置等を進めます。

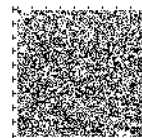


第3章 計画の基本的考え方

1 調布市における「障害者権利条約」の理念の実現へ向けて

この計画は、「障害者権利条約」が日本で批准されてから初めての「調布市障害者総合計画」の全面改訂となります。

調布市において、障害のある全ての人に対して、同条約の掲げる「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と、「障害者の固有の尊厳の尊重」の実現を目指していくことが必要です。



2 障害者施策推進の基本的考え方

前章で掲げた「福祉3計画」の基本理念を踏まえ、その一つひとつを障害者福祉においてより具体化していくために、以下の基本的考え方のもと、障害者施策を推進します。

(基本理念1) 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会

(1) 一人ひとりのニーズに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

その人が必要とする支援は、障害状況だけでなくそれぞれの価値観、生活スタイル、環境などによって異なるものです。本人のニーズ（本人自身が気付いていない、または表現できていない潜在的なニーズを含みます。）と自己決定を出発点として、個別性を重視し、一人ひとりに適切なサービスや支援を提供します。

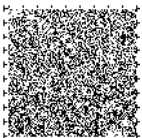
また、そのような支援が乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、ライフステージのどの段階においても、その移行期においても、制度の切れ目なく提供できる体制を整備します。


(基本理念2) 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会

(2) 障害による差別や排除のない共生社会の実現

「必要かつ合理的な配慮」があらゆる場面において提供されることで、障害者の基本的人権や社会への参加が保障され、障害によって差別や排除を受けることのない社会をつくっていくことが必要です。そのために、物理的（ハード）、精神的（ソフト）の両面からの「社会的障壁」の除去による地域の環境づくりを進めます。

その中では、障害のある方を、支援を受ける側としてだけでなく、社会の中で役割を持った存在として捉えることが重要です。一人ひとりが地域の一員として認められ、市民全体が障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。






(基本理念3) 住民全体で支え合う地域社会

(3) 市民全体への関心の広がりや協働による取組

「障害者にとっての課題」は、「障害者だけの課題」ではありません。障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりが、「全ての市民にとって暮らしやすいまち」につながるものと考え、市民全体の関心を引き出し、「みんなの課題」として考えられる地域社会の実現を目指します。

そのうえで、課題解決のために、公的サービスとともに、当事者、市民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体との協働により地域で支え合う仕組みづくりを図っていきます。

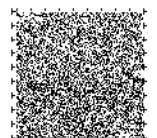


(基本理念4) 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

(4) 総合的・包括的な視点からの施策展開

障害のある子ども、障害者の高齢化など、本人の抱える課題はしばしば多面的、複合的なものとなっています。また、多様な課題を抱える家庭、介護者の高齢化による「老障介護」への対応など、本人だけでなく家庭・家族全体を支える視点も必要です。

障害のある方やその家族の生活課題を考えるに当たって、障害者福祉の枠のみに捉われない総合的、包括的な視点から、児童福祉や高齢者福祉、その他保健、医療、教育、雇用など、多様な分野との連携を図りながら施策を展開していきます。



第4章 施策の展開 - 事業計画 -

本章では、第2章、第3章で述べた計画の基本理念や施策の推進の基本的考え方を踏まえ、計画期間における各施策分野の基本的方向性と具体的な事業計画を記載します。

施策の体系については、これまでの計画期間における成果や、制度・社会など障害のある方を取り巻く環境の変化などを踏まえ、本計画策定に当たり、以下のように再構築しています。

1 障害のある方と家族への地域生活の支援

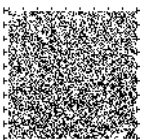
ライフステージを通じて障害のある方の地域生活を支える基盤となる施策を展開します。また、本人だけでなく家族全体として捉え、支えていく視点を持ちます。

2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

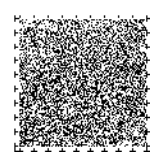
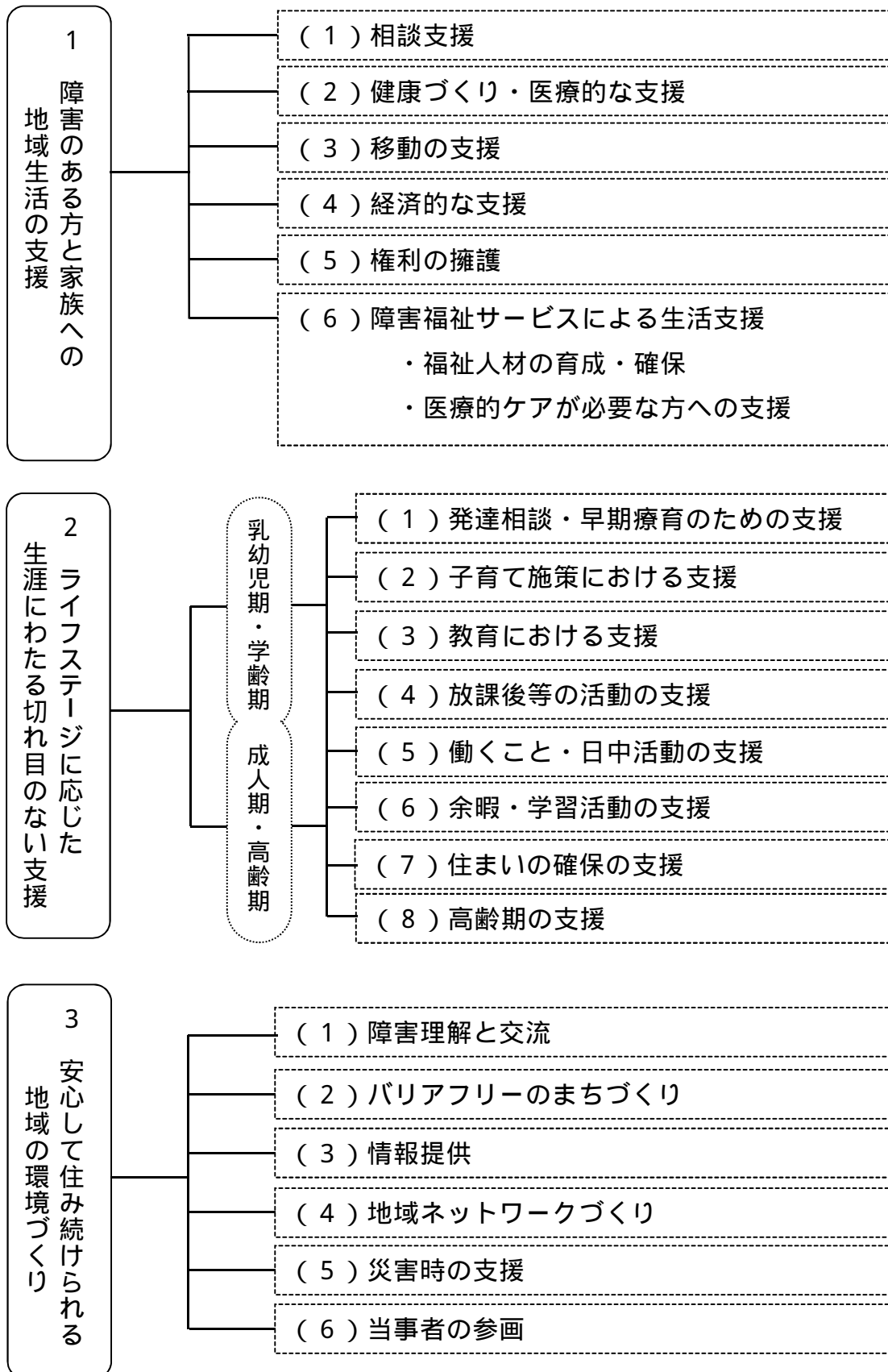
生涯にわたるライフステージのどの段階においても、その人らしい生活を支えていくため、主に「乳幼児期・学齢期」「成人期・高齢期」に分類し、各ライフステージによって変化する様々なニーズに対応した施策を展開します。

3 安心して住み続けられる地域の環境づくり

「障害」とは、社会によってもたらされるものであるという障害の「社会モデル」の視点に立ち、誰もが安心して住み続けられる社会をつくるために、地域の環境に働きかけ、変えていくための施策を展開します。



< 施策体系 >



1 障害のある方と家族への地域生活の支援

(1) 相談支援

障害のある方と家族からの様々な相談に応じ，他分野の機関とも連携しながら必要な支援，サービス等へつなげます。

(関連する障害福祉サービス等)
第5章 1(4)相談支援 145 ページ

現行計画期間の振り返り

以下，特に担当課名の記載のないものは，障害福祉課の事業について記載しています。

平成24年度より「基幹相談支援センター」と「障害者虐待防止センター」を障害福祉課に設置し，専門員の人材育成やネットワーク構築に取り組んでいます。

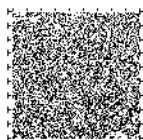
各相談支援事業所の概要や支援内容についてイラストを用いてわかりやすくまとめたリーフレットを作成し，市内公共施設，病院，作業所等に配布し，事業の普及，周知に努めました。

あんしんネット（障害者を地域で支える体制モデル事業）において，障害理解や相談の普及啓発，アウトリーチ支援，ネットワークの整備，緊急時のショートステイやヘルパー派遣などを実施しました。

民生委員・児童委員のための研修では，障害福祉課や支援機関の職員などが講師となり，障害に関する知識を深めました。平成28年度には，各地区の民生委員向けに障害者差別解消法の研修を行っています。（福祉総務課）

平成25年度より，こころの健康支援センターで，発達障害者相談支援事業「ぽぼむ」を開始し，発達障害者を対象とした相談対応や個別支援を実施しています。

調布市地域精神保健福祉ネットワーク連絡会を開催しており，参加団体は平成26年度からヘルパー事業所も加わり，32団体となっています。



平成 24 年度から，自立支援協議会部会にて，相談支援専門員連絡会（サービスのあり方検討会）を設置し，連携を図っています。

今後の課題

相談支援体制の充実

一人ひとりのニーズに応じた，どのライフステージにも対応した切れ目ない相談支援体制を構築することが引き続き課題です。各相談機関の人員体制の充実に加え，相談員のスキルアップ，基幹相談支援センターの機能強化，アウトリーチによる支援，発達障害，高次脳機能障害，重症心身障害，医療的ケアが必要な障害児・者などの専門相談の充実などが今後も必要です。

また，夜間・休日等における相談支援体制の整備も課題です。

緊急時の相談支援体制の整備

家族と生活する障害者，単身で生活する障害者などの世帯の状況に関わらず，地域で安心して生活ができるよう，介護者の急病や本人の体調不良，その他夜間・休日などにも対応できる相談支援体制，緊急時のショートステイなどのサービス提供体制の拡充，整備が必要です。

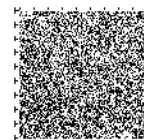
中学卒業以降の発達障害児などの相談支援体制の整備

教育関係の相談機関では義務教育世代の相談が多く，特に知的障害がない，または，軽度で福祉サービスの利用がない発達障害児などの相談先等の支援体制の充実が必要です。

相談支援専門員の量的・質的確保

「サービス等利用計画」を作成する事業所が増加せず，相談支援専門員が不足している状況であり，いわゆる「セルフプラン」によるサービス利用者が半数近くを占めています。

このため，相談支援専門員の質的・量的充実が必要です。

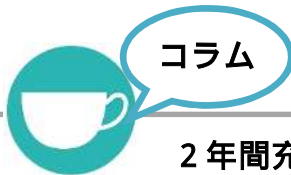


高齢，保健・医療，子育て，教育などとの連携，ネットワーク強化

障害児・者が抱える多方面における課題，生活のしづらさや，それらを家族への支援も含め包括的に支援が提供される体制を構築するためには，障害者福祉だけでなく，高齢者福祉，保健・医療，子育て，教育などの多機関による連携，ネットワークが不可欠です。

そのために，他分野へ向けての障害者福祉からの情報発信を始め，お互いに制度の理解，連携を深め，情報共有，情報交換の場などをさらに充実させることが必要です。

また，制度や専門分野に捉われず，様々な支援をコーディネートする役割を担う機関，本人だけでなく，その人の家庭全体を含めた問題，課題を受け止められる総合的，包括的な相談体制づくりが必要です。



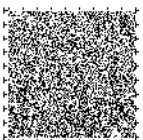
コラム

2年間充実した委員会でした。でもまだまだです

精神障害者家族会かささぎ会の会員は，パートナー・兄弟・子ども等の家族に精神障害がある人たちです。私たちの大きな不安のひとつは，「自分も障害を持つ家族も，日々確実に年を重ねていく。自分がいなくなったら残された人はどうなるだろう」ということです。また「自分が認知症や寝たきりになってしまったらどうなるだろう」という不安もあります。これは他の障害を持つ家族がいらっしゃるご家庭でも不安になっていらっしゃる方が多いと思います。

「障害者へ」だけの支援では足りません。家族全員をみないとだめです。「福祉」だけでもだめです。必ず「医療」も必要です。つまりは「協働」であり「連携」です。行政だけではなく市民自身もです。

田中 真由美（本計画策定委員。調布精神障害者家族会かささぎ会）



< 障害特性に応じた相談支援体制の充実 >

基幹相談支援センター（障害福祉課）、市内 3 か所の相談支援事業所，こころの健康支援センターを中心とした相談支援体制を維持，継続しながら，一人ひとりの多様なニーズや障害特性に対応できるよう，発達障害，高次脳機能障害，難病などの専門相談の充実を含め各相談機関のスキルアップを図ります。

相談窓口の市民全体への更なる周知に努めるとともに，アウトリーチ支援の強化により，相談窓口を市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

本人や保護者の病気，事故などによる夜間，休日等を含めた緊急時の相談体制の充実を図ります。

「サービス等利用計画」を作成する相談支援専門員の量的・質的充実を図り，福祉サービスの利用その他日常生活及び社会生活における障害者の意思決定支援を推進します。

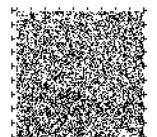
< 地域における総合的・包括的な相談支援体制の整備 >

地域福祉コーディネーターの配置と活動を通じて，身近な地域での相談支援体制の整備とともに，地域における様々な課題を把握し，住民主体の支え合いとネットワークにより解決していく取組を推進します。

障害に限らない総合的，包括的な相談窓口を充実させ，制度の狭間や複合的な課題を抱える住民を，必要に応じて障害福祉の専門相談機関への支援に円滑につなげられる体制の充実を図ります。

< 専門職によるネットワークの形成 >

障害者福祉以外の分野との連携による，より総合的な支援の展開と，ライフステージによる切れ目のない相談支援体制の構築を推進します。



< 障害特性に応じた相談支援体制の充実 >

【主要事業】

No 1101

基幹相談支援センター		障害福祉課
事業概要	地域における市内の相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを障害福祉課内に設置し、総合的な相談業務を実施します。	
今後の方向・目標	市内相談支援事業所に対してスーパーバイズを行い専門性や支援体制の強化を図ります。また、市内の特定相談支援事業所において対応が困難な事例や重複障害の事例の対応を関係機関と連携を取りながら行います。	

見込み量「第5章 2(1) 相談支援事業」(154 ページ)

【主要事業】

No 1102

障害者相談支援事業		障害福祉課
事業概要	<p>障害福祉課と市内3か所の相談支援事業所等がともに連携し、障害者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を提供するとともに、障害者に対する権利擁護のために必要な支援を行うことにより、自立と社会参加の促進を図ります。</p> <p>障害者地域活動支援センタードルチェ（身体障害） 障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（知的障害） 地域生活支援センター希望ヶ丘（精神障害）</p>	
今後の方向・目標	<p>今後も関係機関の連携を強め、相談支援専門の技量の向上を目指し、自己決定、エンパワメントの視点を重視し、その人らしい自立にむけた支援を行っていきます。</p> <p>また、サービス等利用計画作成対象者の拡大に対応するための体制を整備し、一人ひとりのニーズに対応した支援をします。</p>	

見込み量「第5章 2(1) 相談支援事業」(154 ページ)

【主要事業】

No 1103

こころの健康支援センターの運営（相談事業）		障害福祉課
事業概要	精神障害者及びその家族の中心的な相談機関として、生活相談とあわせて就労支援、通過型の訓練事業等を行うことで、精神障害者の社会復帰の促進を図ります。	
今後の方向・目標	関係機関との連携を図り、精神障害者及びその家族の相談支援を行い、精神障害者の自立と社会復帰を推進します。利用者の状況に応じて子ども・若者を対象とした相談窓口との連携を図りつつ、中学卒業後や、高校生等の相談にも対応できる体制を整備します。	

【主要事業】

No 1104

発達障害者支援体制整備推進事業		障害福祉課
事業概要	発達障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、社会生活への適応のために必要な訓練や生活支援、就労準備支援、家族等に対する相談及び助言その他の支援を実施するため、発達障害者に対する相談支援を提供する拠点をこころの健康支援センターに整備し、発達障害者に対する支援を推進します。	
今後の方向・目標	こころの健康支援センターを拠点として、発達障害のある方の生活相談や社会参加に関する相談に応じるとともに、普及啓発や地域のネットワーク構築を図ります。	

【主要事業】

No 1105

高次脳機能障害者相談支援事業		障害福祉課
事業概要	障害者地域活動支援センター「ドルチェ」へ事業を委託し、高次脳機能障害者（児）及びその家族等に対する相談支援を実施します。医療機関、就労支援センターその他関係機関との連携を図り、高次脳機能障害者（児）への支援を促進します。 関連する研修会を周知し、関係職員の知識の普及を促進します。	
今後の方向・目標	「高次脳機能障害」についての理解を促進するため、市民向けの講演会やサポーター養成講座等の啓発活動を継続して実施します。 研修会等の周知も継続し、関係職員の知識と能力向上を図ります。	

No 1106

難病相談窓口		障害福祉課
事業概要	難病に罹患した方や家族に対して、身近な市役所において、難病全般に関する相談を受け、精神的な支援をする目的で難病専門窓口を設置します。	
今後の方向・目標	今後も窓口の周知を促進しつつ、保健所等の相談窓口と連携し、速やかに各種関係機関につなぐ等、さらなる精神的支援を図ります。	

No 1107

身体障害者・知的障害者相談員		障害福祉課
事業概要	市に登録された障害当事者及びその家族が、地域における身近な相談員として、心身障害者の様々な相談に応じ問題の解決や地域活動への参加などを支援します。 身体障害者相談員 6人 知的障害者相談員 4人	
今後の方向・目標	今後も障害者福祉のしおりやホームページを通して市民に周知を図ります。登録した相談員には連絡会や研修会を通して資質の向上を図ります。	



【主要事業】

No 1108

地域で支える体制づくりモデル事業（あんしんネット）		障害福祉課
事業概要	知的障害者及び発達障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としています。地域への障害理解や相談機関の普及啓発，アウトリーチ支援，地域のネットワーク体制の整備，また，緊急相談窓口を設置し，知的障害者，発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行います。	
今後の方向・目標	今後も緊急相談の対応やアウトリーチを行うほか，地域への障害理解や相談機関の普及啓発に取り組みます。また，精神障害者を含めた事業対象者の拡大について引き続き検討していきます。	

No 1109

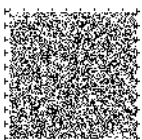
精神障害者家族等シェルター事業運営費補助		障害福祉課
事業概要	調布精神障害者家族会との協働により，家族等の一時的な避難・休息場所を確保し，相談その他の必要な支援などの応急的な支援活動を行う事業への補助を実施し，精神障害者及び家族等の社会復帰や自立の促進を図ります。	
今後の方向・目標	近年，精神障害者が長期入院ではなく地域で生活することが目指され，その家族等のサポートがさらに重要になってくるため，引き続き事業を継続します。	

< 総合的・包括的な相談支援体制の整備 >

【主要事業・拡充】

No 1110

地域福祉コーディネーター事業		福祉総務課
事業概要	制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などに対し，地域福祉を育むことにより，地域の生活課題の解決に向けた取組を行います。また，主な役割として，地域の生活課題やニーズを発見し，受け止め，地域組織や関係機関と協力しながら，地域における支え合いの仕組みづくりや地域での生活を支えるネットワークづくりを行います。	
今後の方向・目標	地域の生活課題やニーズを捉え，関係機関等と協力しながら，地域での生活を支えるネットワークづくりを推進するとともに，地域福祉コーディネーター相互の連携を図ることで，より効果的な事業展開に努めていきます。	



No	1111
----	------

民生委員・児童委員事業		福祉総務課
事業概要	<p>民生委員・児童委員として厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の人々の生活状況を把握し、必要な人々に必要な援助を行うこと、地域の人々の生活の向上や地域福祉の向上を目指して関係行政機関と協力して様々な社会福祉活動を行うことを役割としています。</p> <p>市には調布市民生児童委員協議会が組織化され、上記のような活動をするため、委員相互の連携や民生委員・児童委員として必要な勉強会など、自己研鑽を行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>今後も障害に関する知識、支援の方法等についての研修を充実する等、支援的役割の向上を図ります。</p>	

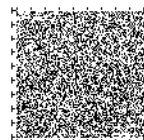
【主要事業】

No	1112
----	------

生活困窮者自立支援事業		生活福祉課
事業概要	<p>現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方を早期に発見し、個々の状況に応じた就労支援等を継続的、包括的に提供することで、生活の立て直しを図り、早期の自立を促進することを目的としています。</p> <p>ワンストップ型の相談窓口（自立相談支援機関）を設置し、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行うことにより、生活困窮者の自立を支援します。</p>	
今後の方向・目標	<p>生活困窮者一人ひとりに寄り添った包括的な相談窓口としての役割を、継続して担っていきます。</p> <p>就労支援においては、健康状態等、生活困窮者の置かれた状況に応じた就労先の紹介を行うなど、経済的な自立に向けた支援を継続して行っていきます。</p> <p>関連機関との連携については、他支援機関との情報連携を密にする等して、相談者の抱える複合的な課題解決に向けた支援をしていきます。</p>	

No	1113
----	------

総合福祉センター相談事業		福祉総務課
事業概要	<p>対面又は電話による福祉全般に関する各種相談や問い合わせに応じ、傾聴、情報提供及び各関係機関への連絡・紹介を行います。</p>	
今後の方向・目標	<p>相談内容の趣旨を適切に把握し、各関係機関とのスムーズな連携を図りながら、専門性のある相談活動に努めます。</p>	



		No	1114
調布市子ども・若者総合支援事業（ここあ）		児童青少年課	
事業概要	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を行うため、相談・居場所・学習支援をとおして、進学や自立に向けた支援を行います。		
今後の方向・目標	利用者の状況に応じて他の関係機関との連携を図りつつ、困難を有する子ども・若者への支援を推進します。		

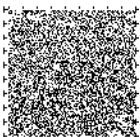
		No	1115
相談事業（市民相談）		市民相談課	
事業概要	家庭相談，心の相談の専門相談を実施し，市民の日常生活上の悩みや問題の解決のサポートを行っています。		
今後の方向・目標	一人ひとりの相談内容を丁寧に傾聴し，相談者の負担を軽減できるよう努めています。		

< 専門職によるネットワークの形成 >

【主要事業】

		No	1116
調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会		障害福祉課	
事業概要	こころの健康支援センターを事務局として，市内の精神保健福祉に関わる医療機関，事業所等による連絡会を実施しています。情報交換及び，相互理解を深めることで連携強化を図っています。		
今後の方向・目標	精神障害者が地域で安定し，自立した生活を送るため，各関係機関が課題解決に向けた取組を行うとともに，情報交換及び連携することで，支援につなげていきます。		

		No	1117
福祉人材育成拠点の整備（ネットワーク構築）		障害福祉課	
事業概要	福祉人材育成拠点の整備事業において，障害福祉サービスを提供する事業所，関係機関等による情報交換や勉強会等を行い，ネットワーク構築と連携強化を図っています。		
今後の方向・目標	既存のネットワーク（調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会や調布市福祉作業所等連絡会など）を活用し，研修や人材等の情報交換や勉強会を行うことで職種を越えた連携強化を図ります。		



(2) 健康づくり・医療的な支援

障害のある方の健康維持や生活習慣病等の疾病の予防とともに、地域において適切な医療を受けられる体制を整備します。

現行計画期間の振り返り

生涯学習交流推進課による出前講座の中で、健康推進課への依頼によって、保健師や栄養士・歯科衛生士の出張による健康教育・相談を実施しています。

(健康推進課)

健診・検診の受診喚起に努めました。また、おおむね40歳以上の療養上の保健指導が必要な方または介護している家族を対象に、看護師・保健師の訪問指導を実施しています。(健康推進課)

こころの健康支援センターで、精神疾患の理解や障害者雇用をテーマに講演会やセミナーを開催し、参加者は年々増加しています。

訪問入浴サービスでは、平成27年度より夏季(7月～9月)における入浴提供日数の増加を図りました。

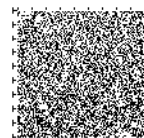
休日や夜間の緊急医療等の地域医療体制の充実を図り、障害者歯科診療では、歯科保健指導を行っています。(健康推進課)

調布市医師会が運営する「ちょうふ在宅医療相談室」では、在宅医療の相談、往診医の紹介を行うとともに、年6回運営協議会を開催し、介護・医療の連携に関する課題の抽出と対応の検討を行っています。(高齢者支援室)

今後の課題

障害児・者を地域で支える医療体制の確保

障害や疾病に関する専門的な治療以外でも、地域において障害児・者が受診できる医療機関は限られており、障害のある方を地域で支えられる医療体制の確保が必要です。



知的障害者，精神障害者などへの健康管理の支援

障害のある方，とりわけ知的障害者，精神障害者においては，自身による日々の食生活などの健康管理が困難な方も多く，生活習慣病等の予防は大きな課題です。高齢になっている障害者も増加している中で，いつまでも地域で生活し続けられるために，健康管理のための支援が必要です。

基本的方向性

<健康づくりの支援の充実>

障害者の高齢化が進んでいる中で，生活習慣病などの予防や早期発見・早期治療のため，各種健康講座の実施や健康診査などにおける障害者の利用促進などを通じて，障害のある方の健康増進を図ります。

精神保健や発達障害，高次脳機能障害などの普及啓発を通じて，障害に対する理解とともに障害の早期発見や適切な対応につなげます。

食事，入浴など健康な在宅生活の継続に必要なサービスの充実を図ります。

<地域医療の充実と連携促進>

ちょうふ在宅医療相談室との連携により，重度の障害のある方，高齢の障害者などを含め，誰もが適切な在宅医療を受けられる体制づくりを進めます。

障害者相談支援事業所，相談支援専門員を中心とした各種相談機関と地域の医療機関，訪問看護ステーションなどとの連携充実に努めます。

事業計画

<健康づくりの支援>

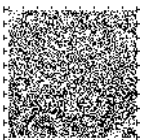
【主要事業】

No 1201

地域健康相談の推進・健康教育の推進

健康推進課

事業概要	健康づくり，生活習慣病予防を目的に，疾患のある方または危険因子を持つ方に必要な保健指導や健康管理に対する正しい知識の普及を図るため，各種健康教育や健康相談を実施しています。
今後の方向・目標	継続します。障害者や高齢者のグループからの健康教育の依頼も増えているのでより丁寧に安全に配慮して行っていきます。



【主要事業】

No 1202

健診・検診の実施		健康推進課
事業概要	<p>疾病の早期発見だけでなく、健康づくりのきっかけとするため各種健(検)診を実施しています。(健増健診,各種がん検診(胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・肺がん・前立腺がん・胃がんリスク),歯周病検診, B型・C型肝炎検診,結核検診)</p>	
今後の方向・目標	<p>現在,健(検)診の案内には車いす対応の可否について掲載していません。また,窓口相談にいらっしゃる方には希望に沿った医療機関を探し提案しています。</p> <p>今後も,市民の状況や相談に応じていけるよう,医療機関への受入れ拡大について医師会と連携し検討していきます。</p>	

No 1203

訪問指導の推進		健康推進課
事業概要	<p>40歳以上の療養上保健指導が必要な方またはその家族を対象に,保健師や看護師が訪問し,心身の機能低下の予防と生活習慣病予防,健康増進を図っています。保護者や子どもに障害や疾病があり養育支援目的で訪問指導を行っている方もいます。</p>	
今後の方向・目標	<p>事業の継続については検討していきます。</p>	

【主要事業】

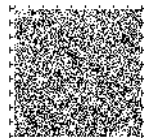
No 1204

精神保健福祉に関する普及啓発		障害福祉課
事業概要	<p>こころの健康支援センターで定期的に精神保健福祉に関する講演会を開催しています。</p>	
今後の方向・目標	<p>市民のこころの健康づくりや精神疾患及び精神障害者に対する理解を深めるため,研修や講演会を開催します。</p>	

No 1205

訪問入浴サービス事業		障害福祉課
事業概要	<p>家庭において入浴が困難な身体障害者の自宅へ巡回入浴車を派遣し,入浴の支援を行うことで健康な生活の維持を図っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>身体障害者の健康な生活の維持と保護者の介助負担の軽減を図るため,入浴支援を継続します。</p>	

見込み量「第5章 2(2) 訪問入浴サービス支援事業」(162ページ)

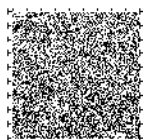


障害者配食サービス事業		障害福祉課
事業概要	心身の状態から買物や炊事の困難な障害者に対して、宅配により栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を図っています。	
今後の方向・目標	買物や炊事の困難な障害者が地域生活を送れるよう食事の面から支援するため、事業を継続します。	

< 地域医療の充実と連携促進 >

地域医療の実施		健康推進課
事業概要	<p>障害者歯科診療 一般の歯科医療機関では受診が困難な障害者の歯科診療を行っています。</p> <p>夜間・休日救急体制の充実 市内医療機関の輪番制（日曜・祝日の日中）と、調布市休日夜間急患診療所（土日・祝日の準夜間）において、急病患者のための応急診療事業を実施しています。</p> <p>小児初期救急平日準夜間診療の推進 平日準夜間の小児初期救急診療を調布市と狛江市と共同で、東京慈恵会医科大学附属第三病院にて実施し、救急医療体制の充実を図っています。</p>	
今後の方向・目標	継続します。	

ちょうふ在宅医療相談室との連携		高齢福祉担当
事業概要	在宅で安心して医療を受けて生活していくために、調布市医師会が平成 22 年 10 月から在宅医療に関する相談や往診医の紹介を行っています。平成 27 年度から、市の委託事業として実施しています。	
今後の方向・目標	ちょうふ在宅医療相談室の周知を図り、利用を促進するとともに、在宅医療に関する情報を適切に提供していきます。また、ちょうふ在宅医療相談室の運営協議会を、在宅医療に関する地域資源などの情報共有や、医師・歯科医師、薬剤師、地域包括支援センター等の連携の機会、さらには新たな取組の検討の場として運営します。	





コラム

かかりつけ医を持つということ

日常の健康のことなどをなんでも相談できる身近な「かかりつけ医」を持つことをお勧めします。風邪にかかったとき，市の定期健診や予防接種などをきっかけに，ご自分に合ったかかりつけ医を探してみてください。

医師の多くはそれぞれ専門分野を持っていますが，ご自宅から近くていつでも相談でき，医師との相性がよければ理想的です。健康上の困りごとはまずかかりつけ医に相談してから必要な医療の道案内をしてもらいましょう。また，軽い病状の自己対応法について皆さま自身が学習することも重要です。必要な正しい知識や，いわゆるメタボやフレイル（虚弱）の予防について，インターネット情報だけに頼らず，貴方自身に即した適切なアドバイスを受けて頂くことをお勧めします。

障がいをお持ちの方も「かかりつけ医」にアクセスしやすくなるように，調布市医師会は皆さまの便宜を図るべく努めてまいりますので，ご意見ご希望がございましたら是非ともお聞かせください。

西田 伸一（本計画策定委員。公益社団法人調布市医師会）



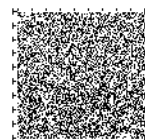
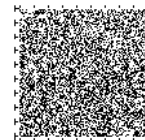
コラム

障害者権利条約を実現する調布へ

今回の調布市障害者総合計画は，障害者権利条約を我が国が批准して初めて作成する計画です。あらゆる面で障害者の権利が保障され，社会への参加が出来る調布を作り上げる第一歩です。それだけに策定委員会では，真剣な討議がされたと，今回も委員会に加わらせて頂いた私は思います。あとは市民とともに，如何に実効性あるものにしていくかです。

もう一つ，障害者制度ではないが調布市民として当然受けられる施策を，障害者も受けられるようにすることも重要な課題と私は思います。策定委員会でも発言しましたが，成人検診は，健康と命を守る大切な制度です。しかし，障害ゆえに受診が難しい，発見が遅れる事があります。こうしたことを無くすためにも，医師会の協力を得ながら，権利としての成人健診を実現したいと思います。この様に，一市民として障害者も生活する調布のまちを実現するために，今後も多くの方々と討議を重ねていきたいと思ひます。

市橋 博（本計画策定委員。当事者）



(3) 移動の支援

障害のある方が自由に外出し、行きたい場所に行ける環境、サービスを整備します。

現行計画期間の振り返り

障害児・者の外出支援のため、引き続き移動支援費支給事業を実施し、支給決定を行いました。

ガイドヘルパーの養成講座は、平成 27 年度より「調布市福祉人材育成センター」での事業に統合しました。

ミニバス 3 路線について、段階的にノンステップ車両に入れ替えています。
(交通対策課)

多摩地域福祉有償運送運営協議会の登録更新に関する事務手続きについては、協議会への更新を 3 年に 1 度実施しています。また、有償運送事業に関する講習会等の情報提供を行いました。(福祉総務課)

今後の課題

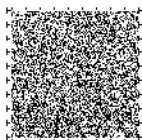
ガイドヘルパーの育成・利用拡大

視覚障害、知的障害などにより単身で外出することが困難な方のためのガイドヘルパーが不足しており、ヘルパー養成によるサービス提供体制の充実が課題です。特に重度知的障害者の外出支援を行う行動援護の事業所、ヘルパーが不足しています。

また、ガイドヘルパーの利用目的について条件緩和の要望があり、人材育成だけでなく、利用条件等利用者にとっての利便性の改善も課題です。

公共交通機関を利用しやすい環境の整備

電車、バス、タクシーなどの公共交通機関を利用しやすくするため、利用料金の助成や設備のバリアフリー化とともに、事業者や周囲の一般市民の障害理解の促進も必要です。そのために、ヘルプカードやヘルプマークの普及啓発が求められます。



基本的方向性

< 障害福祉サービスによる外出支援の充実 >

各種障害特性に応じたガイドヘルパー等の外出支援を担う人材の育成を推進し、利便性の向上を図ります。

< 公共交通機関の利用環境の整備 >

福祉タクシーの利用支援や多摩地域福祉有償運送運営協議会への参画により、個々の利用者のニーズに応じた交通手段の確保を支援します。

ミニバスの運行におけるノンステップバスの導入を進め、障害者にも利用しやすい環境を整備し社会参加の促進を図ります。

事業計画

< 障害福祉サービスによる外出支援の充実 >

【主要事業】

No	1301
----	------

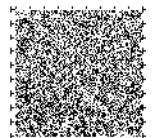
移動支援費支給事業		障害福祉課
事業概要	公的機関や医療機関など社会生活上必要な施設への外出や、余暇活動・社会参加促進のため外出する場合にガイドヘルパーを派遣することで障害者の外出を支援します。	
今後の方向・目標	障害があるため社会生活上必要な外出が難しい方を支援するため、障害者（児）のニーズに対応しながら、支援を継続します。	

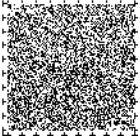
見込み量「第5章 2(1) 移動支援事業」(158 ページ)

関連事業「福祉人材育成センター」(51 ページ。No.1621)

No	1302
----	------

自家用車による外出支援		障害福祉課
事業概要	重度身体障害者が自家用車を取得、運転して外出するために必要な以下の経費を助成し、日常生活の利便と生活圏の拡大を支援しています。 自動車運転教習費の助成（知的障害者を含む） 自動車改造費の助成 自動車ガソリン費の助成	
今後の方向・目標	障害者の移動範囲の拡大、自立した生活を促進するため自家用車による外出支援を継続します。年度により申請人数の変動があり、近年利用者が増加傾向にあることから、対象者の条件及び助成金額の見直しを行っていく方針です。	





< 公共交通機関の利用環境の整備 >

No 1303

福祉タクシー券の交付		障害福祉課
事業概要	タクシー券を交付することで、障害のために交通機関での移動が困難な方の負担を軽減しています。	
今後の方向・目標	今後も利用者の利便性を向上させるために事業者を選定していきます。また障害者の通院，日常生活を維持する活動，及び社会参加につながる日中活動等の安定確保のため，継続します。	

No 1304

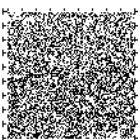
車いす福祉タクシー		障害福祉課
事業概要	車いす・ストレッチャーのまま利用できるタクシーを市が事業者に委託し，迎車料金・車いす（ストレッチャー）使用料・介護人（1時間まで）等の料金を無料としたうえで，通常の大形タクシー料金と同額で利用できます。	
今後の方向・目標	近年，利用者が増加傾向にあり，継続した事業運営を行うため，必要に応じて適宜見直しを行います。	

No 1305

多摩地域福祉有償運送運営協議会への参画		福祉総務課
事業概要	一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に，有償でドア・ツー・ドアの個別輸送を行うNPO法人等の事業者に対し，多摩地域福祉有償運送運営協議会への登録更新に関する事務手続きを行っています。また，多摩地域福祉有償運送運営協議会では，福祉有償運送事業を行う際の安全確保及び旅客利益の確保等について様々な協議を行い，旅客利便性の向上に取り組んでいます。	
今後の方向・目標	多摩地域福祉有償運送運営協議会の構成市町村と連携することにより，引き続き，事業者の事業実施体制の適正化を確保し，市民福祉の向上に資するよう，継続していきます。	

No 1306

ミニバスの運行		交通対策課
事業概要	公共交通不便地域の解消と高齢者等の社会参加の促進を目的に，市内3路線を運行しています。ミニバスは，小型のワンステップバス（リフト機能付き）とノンステップバスが運行しており，乗降時の安全性確保や負担軽減の観点から全ての車両のノンステップバス導入を要請しています。	
今後の方向・目標	引き続き，総合交通計画の基本方針に基づき，効率的な公共交通ネットワークの実現や公共交通利用環境の整備に向けた取組を進めます。	



(4) 経済的な支援

市独自の手当や、国や都による各種手当や助成などの案内周知等により、経済的負担を軽減します。

現行計画期間の振返り

平成 24 年度に「調布市特殊疾病患者福祉手当等検討委員会」を設置し、難病患者への手当や支援のあり方について検討を行いました。同委員会の報告を受け、平成 26 年 10 月より特殊疾病患者福祉手当の見直しを行い、手当額を引き上げるとともに、新たに所得制限及び他手当との併給制限を設けました。

基本的方向性

< 所得の保障 >

市の独自施策による手当等を継続して支給します。

< 各種制度の情報提供の充実 >

国や都の制度による手当，障害年金，医療費助成などの制度を市民に広く周知し，対象となる人が確実に制度を利用できるよう窓口や各媒体での案内体制の充実を図ります。

事業計画

< 所得の保障 >

		No	1401
心身障害者福祉手当（市制度）		障害福祉課	
事業概要	心身に障害を有する方に対し，手当を支給することにより，心身の安定を図り福祉の増進を図っています。		
今後の方向・目標	継続して支給します。		

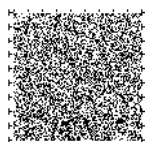


		No	1402
特殊疾病患者福祉手当		障害福祉課	
事業概要	原因が不明で治療方法が未確立な疾病又はこれに準ずる疾病の難病患者に手当を支給し、心身の安定を図り福祉の増進を図っています。		
今後の方向・目標	継続して支給します。		

		No	1403
福祉電話事業		障害福祉課	
事業概要	現在、電話を設置している方で、身体障害者手帳を所持している18歳以上の方を対象に、障害の部位・程度・状況等により、電話機の設置や基本料金及びダイヤル通話料(月600円まで)を補助しています。		
今後の方向・目標	昨今のコミュニケーション手段の多様化を考慮し、より障害者のニーズに沿った支援に切り替えていくことも含め、事業の継続を検討します。		

< 各種制度の情報提供の充実 >

		No	1404
各種制度の案内・申請受付		障害福祉課	
事業概要	<p>市の窓口において、国や都による手当、医療費助成等に係る各種制度の案内と申請受付を行っています。</p> <p>手当・年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者福祉手当(都制度) ・特別障害者手当 ・重度心身障害者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当(窓口：子ども家庭課) ・障害基礎年金(窓口：保険年金課、年金事務所) <p>医療費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者(児)医療費助成(マル障) ・難病等医療費助成 ・自立支援医療(精神通院、更生医療、育成医療) ・B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成 ・特殊医療費助成(人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等) 		
今後の方向・目標	「障害者福祉のしおり」や市のホームページ等を通じて制度の周知を図るとともに、より円滑に対象者への案内、申請手続きへの対応が行える窓口体制を整備します。		



(5) 権利の擁護

障害児・者の虐待防止や成年後見制度の利用などによる基本的人権の擁護を推進します。

現行計画期間の振り返り

平成 24 年 10 月の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談や通報に適宜対応するとともに、市民への障害理解に関する講演会を開催して普及啓発を行い、障害者施設に対しては、研修会などによって知識と理解を深めました。

「子ども家庭支援センターすこやか」での児童虐待防止センター事業においては、児童や保護者に障害や精神疾患等の疑いがある場合は、子ども発達センターの療育事業を案内したり、受診を促すなどの対応をしています。(子ども政策課)

高齢者の虐待防止のため、地域包括支援センターの職員が初期の情報収集やアセスメントを適切に行えるよう、研修会を開催し、さらに、福祉関係機関に対し、センター職員が虐待対応の研修を開催しています。(高齢者支援室)

平成 24 年 4 月から「成年後見制度利用支援事業」が地域生活支援事業の必須事業となり、ニーズの高まりに伴い、事業の拡大を図っています。

多摩南部成年後見センターの運営では、成年後見制度利用促進に関する法律と国・都の動向を注視しながら進めています。(福祉総務課)

今後の課題

虐待防止・相談体制の充実

平成 24 年 10 月の「障害者虐待防止法」の施行以降、調布市では障害福祉課に「障害者虐待防止センター」を設置し、通報や相談の受け付けを行っています。相談内容の複雑化への対応や、家族全体を支える視点から、児童、高齢者など他分野の虐待防止体制と連携した取組が必要となっています。



成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、判断能力が不十分な方や生活に不安がある方が安心して生活を送るために、また障害のある子どもを持つ方にとっての「親亡き後」のためにも、ニーズが高まっています。

基本的方向性

< 虐待防止体制の推進 >

「障害者虐待防止センター」(障害福祉課)が中心となって、虐待に関する相談、調査や予防のための体制整備を行い、対象者に応じて児童福祉や高齢者福祉とも連携しながら障害児・者虐待の防止に取り組みます。

< 成年後見制度の利用促進 >

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」も踏まえ、多摩南部成年後見センターでの取組を始め、必要な方に制度の利用が行き届く体制づくりの検討を進めていきます。

< 人権擁護体制の推進 >

人権に関する相談事業を通じて、市民全体への人権の保護や理解啓発に取り組みます。

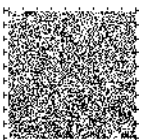
事業計画

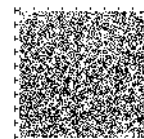
< 虐待防止体制の推進 >

【主要事業】

No	1501
----	------

障害者虐待防止センター		障害福祉課
事業概要	障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関との連携協力体制を整備しています。	
今後の方向・目標	地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保や、医師や弁護士等により医学的・法的な専門的助言を得るなど専門性や支援体制の強化を図ります。あわせて、障害福祉サービス事業所、市民等を対象とした虐待予防研修を実施します。	





児童虐待防止センター事業		子ども政策課
事業概要	<p>「すこやか虐待ホットライン」を設置し、市民からのいじめや虐待についての相談に対応しています。必要に応じて児童相談所等の関係機関との連携やサービス調整を行い、虐待の防止・早期発見・児童等への支援に努めています。また、要保護児童対策地域協議会ケース会議を実施するほか、要保護児童対策地域協議会の会議、主催研修を実施しています。要保護児童等の支援、見守りにおいては、保育園、幼稚園等から児童の出欠席状況等について定期的な情報の受理を行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>引き続き、各種相談窓口等、関係機関と連携しながら事業を実施するうえで、ワーカー及びコーディネーター等がそれぞれの期待される役割を全うすることはもとより、研修等を活用することで、職員一人ひとりのスキルアップを図り、様々なケースに迅速、的確に対応し、児童虐待の予防、早期発見・対応に努めます。</p>	

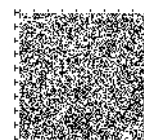
高齢者虐待防止対策の推進		高齢福祉担当
事業概要	<p>高齢者の尊厳ある生活を保障するため、虐待を未然に防ぐための対策や、虐待が生じている場合には早期発見、早期対応を行っています。見守りネットワーク事業「みまもっと」等を通じ見守り体制を充実するとともに、虐待防止PRや早期発見、対応の啓発などを行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>高齢者虐待の発生件数が増加していることから、見守りネットワーク事業の協力団体を増やし、連携を深めていくとともに、高齢者虐待の早期発見や防止に向けた啓発等に引き続き取り組みます。</p>	

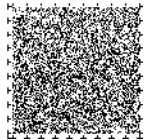
< 成年後見制度の利用促進 >

【主要事業】

多摩南部成年後見センターの運営		福祉総務課
事業概要	<p>第三者または親族による成年後見を受けることが困難な、所得や資産がない方に後見事務を提供するため、調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市により、一般社団法人多摩南部成年後見センターを設立し、運営しています。</p>	
今後の方向・目標	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されたことから、国・東京都の動向を注視しながら、センターの運営形態の再構築を含め、権利擁護体制の充実により一層努めていきます。また、受任者の拡大を図るため、社会貢献型後見人(市民後見人)の育成拡充に取り組みます。</p>	

見込み量「第5章 2(1) 成年後見制度法人後見支援事業」(155ページ)





No 1505

利用者サポート事業の実施		福祉総務課
事業概要	福祉サービスの利用者等が、地域において福祉サービスを安心して選択し、利用できるように総合的に対応しています。 1 福祉サービスの利用に際しての苦情対応 2 判断能力の不十分な人々の権利擁護相談 3 成年後見制度の利用相談 4 その他福祉サービス利用等に関する専門的な相談 5 多摩南部成年後見センターの説明と利用相談	
今後の方向・目標	高齢化の進展などにより、対象者の継続的な増加が予想されることから、相談機能に加え、事業の充実を図ります。	

【主要事業】

No 1506

成年後見制度の利用支援		障害福祉課
事業概要	成年後見が必要な状況に至っている知的及び精神の障害者で後見人となるべき親族等がないなど、申立てができない障害者に代わって市長が家庭裁判所へ後見開始審判の申立てを行っています。また、経済的に成年後見制度を利用することが困難な知的及び精神障害者に対してその費用を助成しています。	
今後の方向・目標	後見となる親族がない知的及び精神障害者の権利を守るため、引き続き事業を継続します。	

見込み量「第5章 2(1) 成年後見制度利用支援事業」(155ページ)

< 人権擁護体制の推進 >

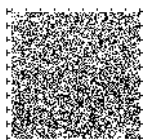
No 1507

人権に関する相談事業の推進		市民相談課
事業概要	基本的人権及び自由を尊重し確保することを目的として、日常生活における人権侵害問題などに関する相談業務を実施しています。	
今後の方向・目標	市民一人ひとりの人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行い、引き続き相談業務を継続します。	

< その他 >

No 1508

オンブズマン事業		市民相談課
事業概要	市民からの市政に関する苦情等を公正かつ中立的な立場から簡易迅速に処理し、市政の改善に関する提言等を行うことにより、市民の権利及び利益を擁護するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を高め、開かれた市政の一層の推進に資することを目的に実施しています。	
今後の方向・目標	市民が気軽に相談できる制度を目指し、引き続き、分かりやすい制度の周知に努めます。	



(6) 障害福祉サービスによる生活支援

様々な障害福祉サービスにより、障害児・者と家族が安心して地域で生活できる体制を整備します。

(関連する障害福祉サービス等)

第5章 1(1) 訪問系サービス	130 ページ
(3) 居住系サービス	141 ページ(短期入所)

現行計画期間の振り返り

子ども発達センターで平成24年度より、小学生以下の障害児を対象とした日中預かりを行う緊急一時養護事業とリフレッシュ支援事業を実施しています。(子ども発達センター)

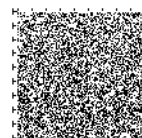
知的障害者援護施設「なごみ」で実施する在宅障害者ショートステイ事業により、障害者及び保護者の福祉の増進を図っています。

在宅障害者(児)委託型緊急一時保護事業では、平成24年度より障害児を対象とした宿泊保護を、平成29年度より重度重複障害者を対象とした宿泊保護を新たに開始しました。

聴覚障害者等コミュニケーション支援事業では、引き続き東京手話通訳等派遣センターへの委託とあわせて、調布市社会福祉協議会への補助金により聴覚障害者への手話通訳等派遣を行っています。

障害福祉サービス事業所に対し、第三者評価制度を実施した場合には補助金を交付して、第三者評価の推進を図っています。

平成29年度以降、一部障害福祉サービス事業所の指導検査権限について、東京都からの移譲が検討されています。このため、平成26年度から調布市と東京都で合同検査を実施して、職員の経験やノウハウの蓄積を図っています。



今後の課題

障害者ショートステイの充実

介護者のレスパイト、緊急時等の利用、家族から一時離れての訓練など、様々な事情からショートステイへのニーズは高く、市内でも受け入れ可能な事業所が不足している状況が続いています。

サービスの質の向上

サービス提供事業所の増加の一方で、提供されるサービスの質の充実も求められています。苦情受付体制、第三者評価、人材育成、事業所への指導検査など様々な手法を活用しながら、サービスの量的拡大だけでなく、その質を向上させていくことが課題です。

基本的方向性

< ショートステイ・一時預かりの充実 >

介護者が病気になったときなどの緊急時の対応やレスパイトの機会を確保するため、市の独自事業による各種ショートステイ・一時預かり事業を継続し、充実を図ります。

< コミュニケーション支援の充実 >

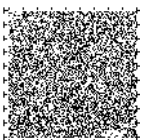
手話通訳者の養成・確保とともに研修等による通訳者のスキルアップを図り、より聴覚障害者が利用しやすい環境を整備します。

< 障害状況に応じた補装具・日常生活用具 >

障害児・者一人ひとりの障害特性や生活環境等に応じて丁寧に相談に応じるとともに、適切に支給決定を行っていきます。

< サービスの質の向上 >

東京都から一部移譲される予定である障害者総合支援法、児童福祉法に基づくサービス提供事業所に対する指導検査の実施や第三者評価受審の推進により、利用者により良いサービスが提供される体制を確保します。



<ショートステイ・一時預かりの充実>

【主要事業】

No 1601

在宅障害者ショートステイ事業		障害福祉課
事業概要	「知的障害者援護施設なごみ」において、障害者の家族の方が病気や所用、その他休養が必要となった場合など、一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人（中学生以上）を預かります。	
今後の方向・目標	現状を維持しつつ、介護者の緊急時に対応できるような体制を整えるとともに、介護者の負担軽減を図れるよう、支援を継続します。	

【主要事業】

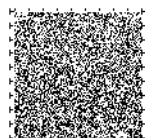
No 1602

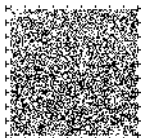
在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業		障害福祉課
事業概要	<p>障害者（児）の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者（児）本人を預かります。</p> <p>島田療育センター （重症心身障害者（医療的ケアを含む。）宿泊保護）</p> <p>みずき（身体障害者 宿泊保護）</p> <p>総合福祉センター（日帰り保護）</p> <p>滝乃川学園（障害児 宿泊保護）</p> <p>深大寺みつばち（重度重複障害者 宿泊保護）</p>	
今後の方向・目標	引き続き高いニーズに対応できるよう事業内容の充実とともに、日常的に福祉サービスを利用していない方を含め、利用者への情報提供を図っていきます。	

【主要事業】

No 1603

障害児緊急一時養護事業・リフレッシュ支援事業		子ども発達センター
事業概要	小学生以下の障害児（学齢未満については障害を有するおそれのある児童を含む）を対象として、家族の疾病、出産、学校行事等のため養育が困難になった場合に、一時的に養育・保護を行う緊急一時養護事業と、家族の休息等のために一時的に養育・保護を行うリフレッシュ支援事業を実施しています。	
今後の方向・目標	現状を維持しつつ、介護者の緊急時に対応できるような体制を整えるとともに、介護者の負担軽減を図れるよう、支援を継続します。	





No 1604

重度脳性まひ者介護事業		障害福祉課
事業概要	市内在住の20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者で、単独で屋外活動をすることが困難な方、また、障害者総合支援法による介護給付・介護保険制度による訪問介護・通所介護等のサービスを受けていない方に介護人(障害者本人の推薦による家族の方)を派遣して、外出の介助などの必要な用務を行っています。	
今後の方向・目標	障害者の生活支援、また介護する側にかかる負担軽減を目的として、支援を継続します。	

<コミュニケーション支援の充実>

【主要事業】

No 1605

聴覚障害者等コミュニケーション支援事業		障害福祉課
事業概要	聴覚障害者等に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーション手段を確保することで、聴覚障害者等の自立及び社会参加の促進を図っています。	
今後の方向・目標	今後も手話通訳者や要約筆記者を派遣するほか、従事者を対象とした交流会や研修会を開催する等、従事者のスキルアップを図ります。	

見込み量「第5章 2(1) 意思疎通支援事業」(156ページ)

No 1606

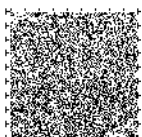
手話通訳者の配置		障害福祉課
事業概要	障害福祉課の窓口到手話通訳者(非常勤特別職)を配置し、市役所に来庁する聴覚障害者等の手続き、相談等の支援を行っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

見込み量「第5章 2(1) 意思疎通支援事業」(156ページ)

<障害状況に応じた補装具・日常生活用具>

No 1607

補装具費の支給		障害福祉課
事業概要	身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等に対して、次の補装具の購入費及び修理費の全部又は一部を支給します。 盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、重度障害者意思伝達装置など	
今後の方向・目標	補装具は障害者の失われた機能を補完・代替するものであり、日常生活の能率の向上を図るうえで必要なため、支援を継続します。	



No 1608

中等度難聴児補聴器購入費助成事業		障害福祉課
事業概要	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児の方の言語の習得及び生活能力，コミュニケーション能力等の向上を促進し，健全な発達を支援するために，補聴器の購入費用の一部を助成しています。	
今後の方向・目標	補装具を装用することにより，児童期の言語習得やコミュニケーション能力等の向上が図れるため，対象補聴器の購入費助成を継続します。	

No 1609

日常生活用具費支給事業		障害福祉課
事業概要	在宅の障害者等に対し，日常生活の利便を図り，福祉の増進に寄与するため日常生活用具の購入，住宅設備の改善及び屋内移動の設備に要する費用の全部又は一部を支給しています。	
今後の方向・目標	製品の多様化により市民から日常生活用具の対象にしてほしいとの要望も多く，近隣自治体の対応を見ながら検討するとともに，障害者が地域で安心して生活できるよう支給を継続します。	

見込み量「第5章 2(1) 日常生活用具給付等事業」(157ページ)

<サービスの質の向上>

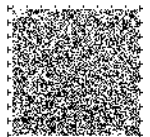
【主要事業・拡充】

No 1610

障害福祉サービス事業所等に対する指導検査		障害福祉課
事業概要	市内の障害福祉サービス事業所，障害児通所支援事業所に対して，運営，利用者支援，会計等が適切に行われているか市が指導検査を行っています。	
今後の方向・目標	介護保険分野，保育分野との庁内横断的な検査体制の構築も含め，市における検査体制の検討と整備を行います。	

No 1611

第三者評価受審費の補助		障害福祉課
事業概要	市内の各障害福祉サービス・障害児通所支援事業所が，第三者評価を受ける際の受審費補助を行います。	
今後の方向・目標	サービス内容を利用者に分かり易く伝えるとともに，事業者にサービスの質の向上を促すため，補助を継続します。	



(6-2) 福祉人材の育成・確保

各種障害福祉サービスに従事する有資格者などの福祉人材の育成と確保により、サービスの拡大と質の向上を推進します。

現行計画期間の振り返り

専門人材の育成のために、平成 27 年度より、調布市社会福祉協議会が設置する「調布市福祉人材育成センター」に補助を行い、福祉人材養成のための研修や相談会、普及啓発、ネットワーク形成等を図っています。あわせて、従来の障害者ホームヘルパー養成研修は、調布市福祉人材育成センターへ移行しました。

今後の課題

福祉人材の育成

障害児・者の地域生活支援のためのホームヘルパー、通所施設、グループホーム、相談支援など多様なサービスを充実させていくためには、施設などハード面の整備だけでなく、調布市福祉人材育成センターの機能充実をはじめ、実際に支援を担う人材の確保、育成が重要です。

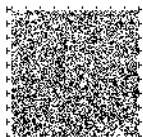
特に、地域からの新たな人材の掘り起し、重度知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重症心身障害、医療的ケアなどへの専門性の向上が課題です。

基本的方向性

「調布市福祉人材育成センター」での取組を一層充実させ、市民全体からの人材の掘り起こしを含め、障害福祉サービスに従事する資格者の育成・確保を図ります。

「調布市福祉人材育成センター」において、現に障害福祉サービス等に従事している方の専門性向上やネットワーク構築を推進し、福祉人材の定着と質の向上を図ります。

聴覚障害者のコミュニケーション支援を担う手話通訳者の育成について、当事者の意見を踏まえつつ質の向上を図ります。



【主要事業・拡充】

No 1621

福祉人材育成センター		障害福祉課
事業概要	在宅の高齢者や障害者等が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるような地域社会の実現に向け、市内の福祉人材の育成を推進する研修・養成拠点の整備を図り、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保するため、調布市福祉人材育成センターの運営費を補助します。	
今後の方向・目標	行動援護従事者養成研修や、医療的ケアに対応できる介護職の養成研修を新たに実施するなど、市民ニーズや地域課題に対応しながら調布市福祉人材育成センターの事業内容を検討しつつ、補助事業を継続します。	

【主要事業】

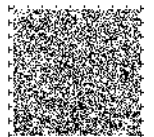
No 1622

手話講習会事業		障害福祉課
事業概要	社会福祉協議会が行う手話講習会に市が補助を行います。手話の普及啓発クラス（2年）、通訳者養成クラス（2年）を設けて、人材養成に努めています。また、中途障害者のための手話講習会を実施し、卒業後は互いに交流できる場のサロンを運営しています。	
今後の方向・目標	引き続き手話の普及と手話通訳者の養成を行います。また、講習会の講師を担う当事者や手話通訳者と意見交換を行い、手話通訳者の質の向上を図ります。	

見込み量「第5章 2(1) 手話奉仕員養成研修事業」(158ページ)

No 1623

スーパーバイザー相談（支援者向け）		障害福祉課
事業概要	精神保健福祉に関する一般相談・社会復帰相談を行う担当者に対し、利用者の病状等の把握や支援方法について、専門医及び精神保健福祉士から助言・教育等のスーパーバイズを行い、人材の育成・指導を図ります。	
今後の方向・目標	専門的な視点から助言を得ることにより、支援者としての援助技術の向上を図り、精神障害者及びその家族への支援が円滑にできるように今後も事業を継続します。	



(6-3) 医療的ケアが必要な方への支援

医療的ケアが必要な方の地域生活に必要なサービス，社会資源の整備を推進します。

現行計画期間の振り返り

三鷹市・府中市とともに複合型施設として整備を検討している調布基地跡地の施設において，医療的ケアへの対応を含む重症心身障害児の活動場所やショートステイなどの機能を検討しています。

調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングにおいて，平成 29 年度より医療的ケアが必要な障害児・者の地域生活に必要な支援の仕組みづくりについて議論を行っています。

今後の課題

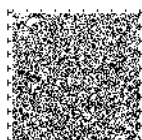
医療的ケアが必要な障害児・者が利用できるサービス基盤の整備

医療的ケアが必要な障害児・者が病院から地域での生活に移行する事例が増えてきています。一方で，そのような障害児・者が利用できる日中活動場所，ショートステイ，介護者の緊急時やレスパイトに対応できるサービスは限定されており，医療的ケアが必要な障害児・者が利用できるサービス基盤の整備が必要です。

総合的な相談に対応できる相談窓口・人材の確保

医療的ケアが必要な障害児・者の地域生活において，医療を含めた様々な課題を総合的に受け止め，サービスをコーディネート（調整）できる相談窓口，人材が不足しています。

利用できるサービス基盤の整備とともに，そのような相談窓口の設置や人材の養成，確保が必要です。



基本的方向性

医療的ケアの必要な障害児・者と家族が安心して地域で生活できるよう、相談支援，家族のレスパイト，日中活動，ショートステイなどの各種サービスや相談体制を整備します。

デイセンターまなびや，子ども発達センターなど，市が運営する障害福祉サービス事業における医療的ケアへの対応体制の整備を推進します。

調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングにおいて，医療的ケアが必要な障害児・者の地域生活に必要なサービス等について，当事者や関係機関とともに検討し，随時事業化を図っていきます。

事業計画

【主要事業・新規】

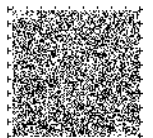
No	1631
----	------

障害児（者）医療的ケア体制支援事業		障害福祉課
事業概要	医療的ケアを要する障害児（者）への支援のため，看護職を配置し，医療と福祉の両面におけるコーディネートや，障害福祉サービス事業所側の受入れや対応に関する支援の調整や助言等を実施します。	
今後の方向・目標	平成30年度から事業を開始し，個別支援の他に，地域の障害・医療分野の関係機関による定期的な連絡会開催を通して，医療・福祉の連携強化を目指し，障害児(者)が安心して生活できるための支援体制を構築します。	

【主要事業・新規】

No	1632
----	------

重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業		障害福祉課
事業概要	在宅の重症心身障害児（者），医療的ケアが必要な在宅の障害児に対し，訪問看護師が自宅へ出向いて一定時間ケアを代替し，家族の休養を図ることにより，重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。	
今後の方向・目標	従来の施設（ショートステイ等）によるレスパイトでは，ベッド数に限りがあり利用者ニーズに追いつかない現状であったことを踏まえ，平成30年度から事業を開始し，在宅でのレスパイト事業を整備し，利用者の支援及び家族の負担軽減が図れるよう継続します。	



【主要事業・新規】

No 1633

子ども発達センターにおける医療的ケア対応		子ども発達センター
事業概要	子ども発達センターの通園事業で、医療的ケアが必要なお子さんの受入れについて、課題整理、体制整備をしていきます。	
今後の方向・目標	児童の安全を確保し、療育を提供できる体制整備を行います。	

【主要事業】

No 1634

デイセンターまなびやにおける医療的ケア対応		障害福祉課
事業概要	デイセンターまなびやにおいて、医療的ケアが必要な重症心身障害者の通所を受け入れ、日中において必要な医療的ケアを含めた介護、日中活動の支援を行います。	
今後の方向・目標	現在実施している医療的ケア（吸引、吸入、経管栄養、非侵襲的陽圧換気法（NPPV）による人工呼吸器管理）の継続とともに、施設に設置する「医療的ケア検討委員会」において、より実態に即した医療的ケアの実施範囲や体制について、継続的に検討を行っていきます。	

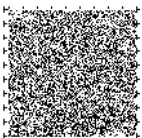
【主要事業・拡充】

No 1635

調布基地跡地福祉施設（仮称）整備への参画		障害福祉課
事業概要	<p>西町の調布基地跡地において三鷹市が行う福祉施設の整備に、府中市とともに参画します。</p> <p>平成29年6月に三鷹市にて取りまとめられた「調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る基本プラン」をもとに、医療的ケアを含む重症心身障害児・者が地域で暮らし続けるための以下の3つの機能を備えた「民設民営」方式による施設整備を行います。</p> <p>ア 日中活動の場としての機能 イ レスパイト機能 ウ 緊急時対応（宿泊）機能</p>	
今後の方向・目標	三鷹市、府中市と共同で施設機能の具体的な検討を進めるとともに、運営事業者を選定し、施設整備を行います。平成33年度の事業開始を目指し、施設整備・設置後の運営については、三市による財政支援を予定しています。	

その他該当事業

在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業	47 ページ	No.1602
身体障害者デイサービス事業の運営支援	85 ページ	No.2512



2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

(1) 発達相談・早期療育のための支援

障害や発達の遅れ，かたよりについての相談を受け，早期に適切な療育につながります。

(関連する障害福祉サービス等)

第5章 1(5) 児童通所サービス 148 ページ

現行計画期間の振り返り

乳幼児健康診査を節目の時期に，集団健診や個別健診で実施しています。また，乳幼児経過観察健康診査，発達健康診査，精密健康診査を実施し，必要時には各々の事業につないだり，保健師が家庭訪問を行っています。(健康推進課)

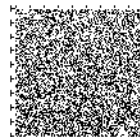
母子保健相談(こどもの相談室)の相談結果により，療育が必要と判断された児童については，保護者への動機づけを含め丁寧に子ども発達センターへつないでいます。(健康推進課)

子ども発達センター通園事業を，児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」として実施し，日々の療育の中で一人ひとりの状況に応じた支援を実施しました。(子ども発達センター)

発達支援事業は利用人数が増加しているため，グループを増設しています。(子ども発達センター)

子ども発達センターでは，児童福祉法に基づく事業として，平成24年度から障害児相談支援事業，平成26年1月から保育所等訪問支援事業を開始しています。子ども施設の増加に伴い，従来から市の単独事業として実施している子ども施設訪問事業等での施設支援件数が増えています。(子ども発達センター)

平成21年4月から配布されている「i(アイ)-ファイル」の活用推進のため，市報等による周知や関係機関や保護者への周知，配布場所の拡充を実施しており，平成27年度アンケートでは前回アンケートより周知・活用



度があがったことがわかりました。(子ども発達センター)

今後の課題

発達相談体制の充実

子ども発達センターでの相談のほか、健康推進課での乳幼児健康診査、子ども家庭支援センターすこやかでの子育て相談、乳幼児交流事業など様々な機会を活用し、子どもの発達について相談しやすい環境をつくり、必要に応じて療育につなげる体制を充実させる必要があります。

子ども発達センターの支援体制の充実

子ども発達センターでは、開所以来利用児童数が増加傾向にあり、更なる支援体制の充実が課題となっています。また、同センターで行っている緊急一時養護事業、保育所等訪問支援事業については、今後も事業の広報に努める必要があります。

基本的方向性

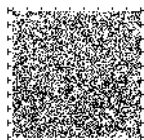
< 発達相談体制の充実 >

各種健康診査、保護者からの相談、保育施設、子ども家庭支援センターすこやか等関係機関との連携などから、子どもの発達の遅れやかたよりを早期に把握し、子ども発達センターなどの療育機関へつなげるとともに、保護者への動機づけや不安解消に丁寧に対応していきます。

「i (アイ) - ファイル」の活用をさらに推進し、子どもに対する一貫した切れ目のない支援を図ります。

< 早期療育体制の充実 >

子ども発達センターの機能強化を図り、医療的ケアが必要な障害児への対応等、幅広く児童に対して障害や発達の特性に応じた療育を提供できる体制を整備します。



< 発達相談体制の充実 >

【主要事業】

No 2101

子どもの発達相談		子ども発達センター
事業概要	18歳未満の子どもとその保護者を対象に発達に関する相談をお受けするほか、子ども施設への支援の一環として、施設訪問、助言、療育見学会・講演会などを実施しています。 障害児相談支援事業については、利用者数の増加を目指しています。	
今後の方向・目標	子どもの成長に対応した円滑な引き継ぎと一貫した支援を行うため、関係機関との連携・協働を進めていきます。	

【主要事業】

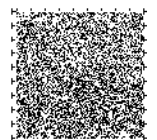
No 2102

乳幼児健康診査		健康推進課
事業概要	年齢や発達段階に応じた健康診査を行い、発達の遅れや疾病、心身の異常を早期発見し、適切な相談、治療や療育に結びつけています。また、育児に関する助言などを行い、保護者の不安の軽減に努めています。 3～4か月児健診 6～7か月児健診 9～10か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診	
今後の方向・目標	継続します。先天的な疾病や障害のあるお子さんに配慮した対応をしていきます。	

【主要事業】

No 2103

乳幼児経過観察健康診査、発達健康診査、精密健康診査		健康推進課
事業概要	乳幼児健康診査の結果や保健師活動を通じて、要経過観察と判断された乳幼児に対して、必要に応じた継続的な健康診査や専門医療機関での精密健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育を図っています。 乳幼児経過観察健康診査 乳幼児発達健康診査 乳幼児精密健康診査	
今後の方向・目標	継続します。先天的な疾病や障害のあるお子さんに配慮した対応をしていきます。	



母子保健相談（子どもの相談室）		健康推進課
事業概要	<p>生活習慣や身体発育上のトラブルを抱えていたり、言語発達や運動機能について経過観察が必要な乳幼児や、育児上の悩み等を持つ保護者の不安の軽減のため、専門的な個別相談を実施しています。</p> <p>個別相談（こころの相談・ことばの相談・うんどうの相談） グループワーク</p> <p>どんぐりくらぶ（1～2歳児の親子グループ） くるみグループ（3歳児の親子グループ）</p>	
今後の方向・目標	<p>継続します。疾病や障害のあるお子さんには適切な医療・療育機関を紹介し、保護者が安心して子育てできるように支援します。</p>	

【主要事業】

i（アイ）-ファイルの活用推進		子ども発達センター
事業概要	<p>子どもの生育歴や今まで受けてきた支援の内容をまとめて記載し、医療機関や保育園・幼稚園、学校など、様々な関係機関を利用する際に活用することで、子どもが一貫した継続的な支援が受けられるようにするための個別記録票「i（アイ）-ファイル」を配布しています。</p>	
今後の方向・目標	<p>i（アイ）-ファイルやその活用方法等について、広報活動に努めます。</p>	

「i（アイ）-ファイル」

関係機関を利用するたびに、お子さんの生育歴や様子について、初めから説明しなくてはならないという保護者の方の精神的な負担が軽減されます。

お子さんの成長の過程を、1つのファイルに綴じて保管することができます。

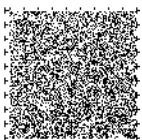
i - ファイルは、保護者が管理・保管します。

i - ファイルの「i」には、「individual（個別の、個人の）」や、「identity（個性・主体性）」、「愛」という意味が込められています。



（配布対象）調布市内に在住している個別的な支援を必要とする子ども

（配布場所）子ども発達センター、教育相談所、子ども政策課、障害福祉課、健康推進課、子ども家庭支援センターすこやか



< 早期療育体制の充実 >

【主要事業・拡充】

No 2106

障害児通園事業		子ども発達センター
事業概要	<p>個別支援計画に基づいて、一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ指導や個別指導を行います。</p> <p>週5日通うことで、生活リズムを整えたり、身辺自立を促すほか、遊びを通して、コミュニケーション・社会性などの社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援します。</p> <p>(対象) 障害のある3～5歳児, その家族 (定員) 1日40人(月～金)</p>	
今後の方向・目標	<p>児童福祉法の改正に伴い創設される居宅訪問型児童発達支援事業実施に向け、検討していきます。</p>	

【主要事業】

No 2107

発達支援事業		子ども発達センター
事業概要	<p>発達に遅れやかたよりのある、またはその心配のある子どもとその家族に対して、年齢や一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ指導や個別指導を行うことにより、子どもの健やかな成長とその子育て家庭を支援しています。</p> <p>また、保護者に対し勉強会、面談等を実施するとともに、子どもの通う幼稚園・保育園に対し、相談・助言を行い連携を図っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>安全・安心の運営に配慮しつつ、利用児の増加に対応するため、事業の内容や実施方法を検討していきます。</p>	

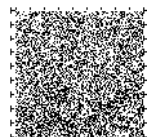
No 2108

保育所等訪問支援事業		子ども発達センター
事業概要	<p>保育所等に通う障害児が、集団生活に適應することができるよう、児童の在籍園を訪問し、施設職員に助言を行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>事業運営及び周知について継続して取り組みます。</p>	

【主要事業・新規】

No 2109

子ども発達センターの児童発達支援センターへの移行		子ども発達センター
事業概要	<p>国の基本指針において、設置を定められた児童発達支援センターへの移行に向け、体制整備を行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>現在、児童発達支援事業として実施している通園事業内容の見直しを行い、児童発達支援センターとしての運営体制を整備していきます。</p>	



(2) 子育て施策における支援

現行計画期間の振り返り

子ども家庭支援センターすこやか相談コーナーでは、子どもの発達や子育て相談等、相談内容に応じて心理相談員や看護師等の専門職が対応しています。また、平成 27 年度から「子ども・子育て支援法」に基づく「利用者支援事業」を開始し、子育て情報の提供とサービス利用までの支援を行っています。(子ども政策課)

乳児健診時に親子のメンタルケア相談を実施するとともに、母親学級・両親学級・わくわく育児教室を開催しています。参加希望者の増加から土曜日の両親学級を平成 26 年度から隔月から毎月開催に増加しました。聴覚障害者からの参加希望があった場合には、手話通訳者を手配して安心して講義を聴いてもらえるようにしています。(健康推進課)

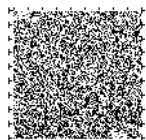
各児童館の子育てひろばで各種相談に対応している専門相談員を対象とした事例研究会・研修を実施しているほか、平成 28 年 5 月から助産師による相談事業を試行実施し、平成 29 年度から本格的に開始しています。

また、平成 27 年度に試行的に乳幼児施設連絡会を実施し、平成 28 年度からは全児童館で実施しています。(児童青少年課)

平成 27 年度における幼稚園での障害児受入れは、全 11 園 21 人、保育園では全 31 園で 68 人となっています。認証保育所での障害児受入れには補助制度がありますが、平成 27 年度の実施園はありません。(保育課)

子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業、すこやか保育事業では、受け入れ時の「児童表」活用や関係機関への情報提供依頼による受け入れ判断や、検討会等での情報共有により安全に預かる体制を整えています。(子ども政策課)

すこやか保育事業では、平成 25 年 4 月より定員を 2 人から同時 3 人 1 日最大 6 人へ拡大するとともに、利用料金を改正しています。(子ども政策課)



今後の課題

保護者への支援

子どもに発達の遅れやかたよりがあった場合に、子どもの療育とともに保護者の支援も必要です。保護者自身に障害や疾患がある場合など、特定妊婦としての支援件数も増加しており、妊娠期から必要に応じて子ども家庭支援センターすこやかや児童相談所などの他機関と連携しながら保護者の支援を行っていくことが課題です。

一般子育て施策での障害児の受け入れ

保育園・幼稚園での障害児の受け入れや、子どもショートステイ、トワイライトステイ、すこやか保育、ファミリー・サポート・センター事業など子育て一般に関する施策・事業における障害児の受け入れが求められており、職員の障害児に対する理解促進等による対応力向上が必要です。

基本的方向性

<子育て相談体制の充実>

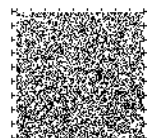
保健センター，教育部門，福祉部門との連携のもと，子ども家庭支援センターすこやかを中心に，子育てや家庭の総合的な相談支援体制の充実を図ります。

<保育園・幼稚園での支援体制の充実>

子ども発達センターの巡回指導や相談支援と連携しながら，一人ひとりの子どもがより良い環境で育つことができるよう支援します。

<子育て支援サービスの充実>

引き続き「子どもショートステイ」「トワイライトステイ」「すこやか保育」など，子ども全般を対象とした子育て支援サービスにおいて，障害のある児童も利用できるよう可能な範囲で対応します。



<子育て相談体制の充実>

【主要事業】

No 2201

総合相談と子育て支援ネットワーク事業		子ども政策課
事業概要	子ども家庭支援センターすこやかに設置している相談窓口「すこやか相談コーナー」において、子どもの発達についての心配事、子育て相談、子どもと家庭に関する相談、また、子ども自身からの相談などに対応します。必要に応じて、専門機関と連携し、適切な助言を行うとともに、支援サービスの案内・提供を実施します。また、多様な相談内容に対応するため関係機関から情報収集を行っています。	
今後の方向・目標	相談事業については、件数の増加傾向が続いているとともに、内容の複雑化などにより対応が長期化するケースもあるため、関係機関等と綿密に連携しながら、専門相談員による丁寧な対応を推進します。	

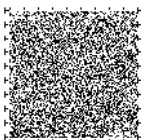
【主要事業】

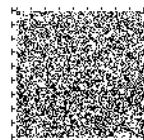
No 2202

利用者支援事業（基本型）		子ども政策課
事業概要	子ども家庭支援センターすこやかの相談窓口「すこやか相談コーナー」や「ゆりかご調布」、電話などで、妊婦や子育て家庭からの相談を受け付け、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスの情報提供と、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、適切なサービスの利用につなげています。	
今後の方向・目標	母子保健所管部署が保健センターで実施する利用者支援事業(母子保健型)との相互連携により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実に向けた取組を推進します。	

No 2203

妊産婦・新生児訪問指導		健康推進課
事業概要	保健師や委託の助産師等が訪問し、母子の健康状態や生活環境を確認し、育児等に関する知識や具体的方法を指導・助言し、不安の軽減や育児支援、疾病予防等を図っています。ゆりかご調布事業開始に伴い、支援が必要な妊婦を把握しやすくなっています。妊娠期から切れ目ない支援に努めています。	
今後の方向・目標	保健師等専門職の知識、対応技術の維持、向上に努め、切れ目ない支援のための妊娠期からの母子サービスの充実を検討していきます。	





No 2204

親子のメンタルケア相談		健康推進課
事業概要	保護者が家庭で安心して子育てできるように保護者の精神保健増進を図るよう、グループワーク等を行っています。また、家庭でお子さんの安全が守られるよう、必要なケアを行い、相談機関を紹介しています。	
今後の方向・目標	継続します。育児不安や育児困難感のある保護者が相談しやすいグループ運営を行っています。お子さんに発達の課題がある場合には、安全に配慮した託児をしていきます。	

No 2205

母親学級・両親学級・わくわく育児教室		健康推進課
事業概要	妊娠期から健康で安心して子育て期が迎えられるために、また、夫婦で協力して育児ができるように健康教育やグループワークを行っています。保護者が子どもの成長の道筋を理解し、安定して関わっていけるよう年齢に応じた育児教室を行っています。	
今後の方向・目標	継続します。参加者の要望を把握しながら、内容を充実していきます。	

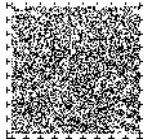
No 2206

出産子育て応援事業		健康推進課
事業概要	全ての妊婦を対象に「ゆりかご調布事業」を実施します。専門職が妊婦の面接を行い、妊娠期から子育て期にわたって利用できる母子保健事業や子育てサービスの情報提供を行い、不安の軽減も図っています。また、家庭等から支援が受けられない産婦を対象に「産後ケア事業」を実施しているほか、産婦の心身のケアや育児支援により、育児負担を軽減するとともに、育児環境を整えています。	
今後の方向・目標	継続して情報提供を行います。全ての妊婦が安心して出産し子育て期を過ごせるように事業内容の見直しや充実を行っています。	

No 2207

乳幼児交流事業		子ども政策課
事業概要	親子遊びと保護者の情報交換、育児相談、仲間づくりの機会・場所を提供しています。乳幼児交流事業のうち、満3ヶ月から1歳の誕生月までの乳児を対象にした事業「コロコロパンダ」については、子ども家庭支援センターすこやかを中心に、合計6施設で実施しています。	
今後の方向・目標	年齢・月齢に応じた親子遊び、手遊び、グループワークなどを通じた参加者同士の交流につなげていくため、引き続き、効果的なプログラムを取り入れて実施していきます。	





No 2208

子育て講座事業		子ども政策課
事業概要	健康, 救急講座, 子どもとの関わり方の講座など, 子育てに関する内容を中心とした学習事業「エンゼル大学」を実施しています。	
今後の方向・目標	引き続き, 子育て中の保護者が必要としている情報や子どもと一緒に楽しめる内容や保護者自身のリフレッシュが図れる内容の講座を開催するほか, 父親向けなど, 対象者別に絞った講座を開催することで, 事業の実施効果を高め, 子育て家庭を支援していきます。	

No 2209

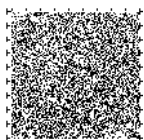
子育てひろば事業		児童青少年課
事業概要	<p>子育て中やこれから子育てを始める市民を対象に, 全児童館で未就学児の子育てに関する各種相談を行い, 必要に応じて各関連機関と連携し, 育児に対する悩みや不安の解消を図っています。</p> <p>また, 栄養指導・歯科衛生指導等の健康講座を実施するとともに, レクリエーション, 乳幼児サークルの支援を行い, 地域の身近な場所での保護者同士の交流・仲間づくりを支援しています。</p>	
今後の方向・目標	専門の相談員や助産師による子育て相談事業の実施により, 保護者等の子育てに関する不安感・負担感の解消に努めるとともに, 地域の身近な子育て支援の拠点として, 乳幼児施設連絡会等を通じ, 関係機関との連携強化を図ります。また, 関係機関との連携により, 相談員向けの研修を実施し, 相談事業の充実を図ります。	

< 保育園・幼稚園での支援体制の充実 >

【主要事業】

No 2210

保育園（公立・私立）での障害児の受入れ		保育課
事業概要	<p>（公立保育園）</p> <p>保育が必要で, 集団生活が可能な障害児の現状に適した保育を行うため, 保育体制を整えるべく専用の職員を配置するとともに, 1か月に1～2回程度, 障害児保育指導員, 言語聴覚士による指導等を実施しています。</p> <p>（私立保育園）</p> <p>保育が必要で, 集団生活が可能な障害児を保育する障害児保育を拡充するため, 専用の職員を配置する園には補助金を交付するなど, 民間保育園に対する支援を図っています。</p>	
今後の方向・目標	集団生活が可能な障害児については, おおむね受入れができています。今後も子ども発達センターとの連携を充実させることを含め, 引き続き障害児保育を実施していきます。	



--	--

No	2211
----	------

認証保育所での障害児の受入れ		保育課
事業概要	心身障害児を受け入れている東京都認証保育所に対し、障害児保育の充実を図るために補助金を交付しています。	
今後の方向・目標	心身障害児の東京都認証保育所での受入れを推進していくため、引き続き補助事業を実施していきます。	

No	2212
----	------

幼稚園での障害児の受入れ		保育課
事業概要	障害児の就園を推進し、心身障害児教育の振興を図るため、障害児を受け入れている私立幼稚園に補助金を交付しています。	
今後の方向・目標	心身障害児の幼稚園での受入れを推進していくため、引き続き補助事業を実施していきます。	

<子育て支援サービスの充実>

No	2213
----	------

子どもショートステイ事業		子ども政策課
事業概要	保護者の病気や出産、家族の看護、冠婚葬祭など、家庭で子どもの養育ができないときに、緊急一時的に子どもを預かる事業であり、子ども家庭支援センターすこやか及び調布学園で実施しています。	
今後の方向・目標	障害児の受入れについては、子ども発達センターで実施する障害児緊急一時養護事業と連携したうえで、可能な範囲で対応していきます。	

No	2214
----	------

トワイライトステイ事業		子ども政策課
事業概要	<p>仕事等の都合により、保護者の帰宅が遅い場合に保育園・学童クラブに迎えに行き、平日午後5時から10時まで引き続き子どもを預かる事業です。</p> <p>子ども家庭支援センターすこやかで実施します。年2回の登録制（定員16人）。</p> <p>また、平成29年度より、利用者の利便性向上を図るため、web予約サイトの運用を開始しました。</p>	
今後の方向・目標	引き続き、障害児の受入れについては可能な範囲で対応していきます。	



すこやか保育事業		子ども政策課
事業概要	<p>保護者の病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭など緊急一時的な理由に限らず、リフレッシュしたい時など、理由を問わずに子どもを預かる事業です。</p> <p>子ども家庭支援センターすこやかで実施しています。また、平成29年度より、利用者の利便性向上を図るため、web 予約サイトの運用を開始しました。</p>	
今後の方向・目標	引き続き、障害児の受入れについては可能な範囲で対応していきます。	

産前・産後支援ヘルパー事業		子ども政策課
事業概要	<p>産前・産後の身体的・精神的に負担の大きい妊産婦を対象に自宅にヘルパーを派遣し、家事・育児をサポートする事業です。</p> <p>産前・産後の時期における心身の負担感の軽減を図り、不安、負担感から虐待につながらないように、関係機関との連携や子育て支援サービスをコーディネートし、支援しています。</p>	
今後の方向・目標	引き続き、対象者のニーズに的確に対応ができるよう、健康推進課や各種相談窓口と連携しながら事業を実施していきます。産前・産後の時期における妊産婦の心身の負担軽減などにつなげるとともに、フォローが必要な家庭に対して更なるケースワークの充実を図っていきます。	

ファミリー・サポート・センター事業		子ども政策課
事業概要	<p>子ども家庭支援センターすこやかを拠点として、地域の中で子育てについて助け合う会員組織を運営しています。子育てのお手伝いを依頼したい市民（依頼会員）とお手伝いができる市民（協力会員）を登録し、仲介しています。援助（有償）内容は、保育園・幼稚園の送迎や一時的な見守りなどで軽易、補助的なもので、保育は原則として協力会員の自宅で行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>協力会員の増員が課題であることから、イベントで協力会員募集チラシを配布するほか、協力会員養成講座及びフォローアップ講座の開催などを通じて、協力会員の増員に努めていきます。あわせて、協力会員の要件の緩和を検討します。また、ファミリー・サポート・センターの事務所移転後における立地条件（駅前の建物の1階）をいかして更なる制度の周知を図ります。</p>	

(3) 教育における支援

児童の障害状況に応じた特別支援教育を展開するとともに、学校生活での児童・生徒や保護者の不安や悩みなどの相談に応じます。

現行計画期間の振り返り

特別支援学校や特別支援学級への就学相談のほか、平成 25 年度から通級指導の希望も就学前から受け付け、入学と同時に指導を受けられるようになりました。(教育相談所)

平成 25 年度に「調布市特別支援教育全体計画」、平成 27 年度に「調布市特別支援教育全体計画【改訂版】」を策定し、環境の整備や就学前からの支援、教員等の指導力向上、一人ひとりの能力や可能性の伸長を目指しています。(指導室)

特別支援学級入級時の発達検査等の結果を踏まえ、個別の教育支援計画や個別指導計画を作成して指導を行うとともに、医師、作業療法士、言語聴覚士等の専門家によるアセスメントを行い、個別の計画に反映して指導の充実を図っています。(指導室)

教育相談の充実のために、教育支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携した組織的な相談・支援を行っています。特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者からの相談を含め、家庭の相談窓口となっています。(教育相談所・指導室)

小中学校全 28 校に都配置スクールカウンセラーと市配置スクールカウンセラーを置き、カウンセリング活動を行っています。その環境づくりのため、小 5・中 1 の全員面接を実施、保護者には教育相談の案内を作成して周知を図り、年 3 回のスクールカウンセラー連絡会により情報交換や研修を実施しています。(指導室)

教職員研修を推進するために、校長・副校長対象の研修を実施、特別支援教育の校内体制の充実を図っています。また、若手教員の初任、2 年次、3 年次に実地研修を含めた研修を実施しています。(指導室)



今後の課題

就学へのスムーズな移行

就学相談の件数は増加傾向にあり，就学支援シートやi-ファイルの活用を通じた就学支援体制の充実が必要です。

特別支援教育の推進

障害者差別解消法を踏まえ，インクルーシブ教育や教育場面における合理的配慮を含めた一人ひとりの児童・生徒の状況や保護者の希望に沿った特別支援教育の推進が必要です。

相談体制の充実

就学期の児童・生徒や保護者の相談窓口として，教育支援コーディネーター室やスクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラーなどが重要な役割を担っており，相談件数の増加への対応が課題です。

基本的方向性

< 就学支援体制の充実 >

就学相談の充実や「就学支援シート」の活用により，就学前の支援からスムーズに移行できるよう支援します。

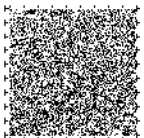
< 特別支援教育の推進 >

「調布市特別支援教育全体計画」に基づき，調布市立小・中学校全校における巡回指導体制を確立するとともに，教職員研修の推進により各校における支援体制の充実を図ります。

インクルーシブ教育を推進し，障害の有無に関わらず教育を受ける権利を保障するとともに，児童・生徒同士の交流を図ります。

< 相談体制の充実 >

教育相談，ソーシャルワーカー相談，スクールカウンセリングなど多様な相談窓口の活用により，児童や保護者の抱える困難さの内容に応じて，福祉部署の相談機関とも連携しながら，家庭環境も含めた総合的な支援を推進します。



< 就学支援体制の充実 >

【主要事業】

No 2301

就学相談		教育相談所
事業概要	通常の学級における指導では，その能力を十分に伸ばすことが困難で，特別な支援が必要な児童・生徒に，障害の程度に応じた適切な教育の場を提供するため，就学・転学・特別支援教室入退級相談を行っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

【主要事業】

No 2302

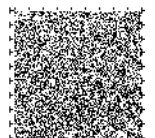
就学支援シートの活用		指導室
事業概要	入学後，なかなか学校生活に馴染めなかったり，友達とうまく関わることができない子どもが増加している状況に対応する手だてとして，就学支援シートを活用して，入学前に配慮を必要とする子どもについて情報共有することで，新1年学級編制での対応や，入学後の保護者と教職員の連携を図った学校体制の検討，個別の教育支援計画や個別指導計画作成への反映等の対応を図っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

< 特別支援教育の推進 >

【主要事業】

No 2303

特別支援教育の推進		指導室
事業概要	平成 29 年 2 月に策定された，東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画を踏まえながら，調布市の特別支援教育の実態を踏まえた「次期調布市特別支援教育全体計画【仮称】」を平成 31 年 4 月に策定します。調布市立小・中学校における巡回指導体制の確立や教員等の資質・能力の向上を図っています。	
今後の方向・目標	継続します。	



No 2304

介助員の配置推進		指導室
事業概要	特別支援学級（知的障害学級）の学級数及び実態に応じて、介助員を配置し、児童・生徒の支援を行っています。教員との打合せの充実や個別指導計画の共有により一層の連携を図るとともに、障害の程度に応じた指導の補助等に関する研修会を毎年実施し、介助員の資質・能力の向上を図っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

No 2305

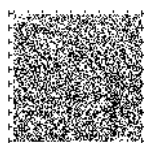
特別支援学級運営に係る発達検査等の実施		指導室
事業概要	入級時の発達検査等の結果を踏まえ、個別の教育支援計画や個別指導計画を作成して指導を行っています。また、医師や作業療法士、言語聴覚士等の専門家によるアセスメントの結果を教員や保護者等と共有し、個別指導計画に反映させることにより、指導の充実を図っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

No 2306

教職員研修の推進		指導室
事業概要	各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員、特別支援学級の担任や巡回指導教員、介助員など特別支援教育に関わる教員に対する研修を深め、指導にいかしています。また、校長・副校長・主幹教諭等、職層に応じた研修を実施しており、校内における研修会により通常の学級においても特別支援教育の推進を進めています。	
今後の方向・目標	学校管理職である校長・副校長への研修を充実し、学校の体制整備・環境整備を充実していきます。また、若手教員に対しては、1年目から3年目まで継続的に研修を実施し、学級で様々な児童・生徒に対応する力をさらに高めていけるようにします。	

No 2307

教育センターの運営		指導室
事業概要	教育支援コーディネーター室を設置し、学校管理職を経験した教育支援コーディネーター2人とスクールソーシャルワーカー3人が、課題のある児童・生徒やその保護者等の相談事業を行うとともに、関係機関と組織的連携を図っています。	
今後の方向・目標	継続します。	



No 2308

副籍交流の推進		指導室
事業概要	都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校等に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（学校行事や地域行事等における交流）や、間接的な交流（学校・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりをもつとともに、障害の有無に関わらない児童・生徒の交流を推進します。	
今後の方向・目標	各学校へ副籍制度を周知し、協力体制の整備と交流の充実を図るとともに、副籍交流のための都立特別支援学校との連携を推進して参ります。	

< 相談体制の充実 >

【主要事業】

No 2309

来所相談・電話相談		教育相談所
事業概要	<p>教育会館内に設置された教育相談所で、子どもに関する相談に応じています。</p> <p>来所相談 子どもについての心配ごとで、主に心理の専門家の対応が必要と思われる問題について、子どもと保護者への継続的な面接相談を行います。必要に応じて子どもへのプレイセラピーや発達検査、保護者へのカウンセリング等、一人ひとりへのきめ細かな支援を行います。</p> <p>電話相談 子育ての不安や友達関係・いじめなどの相談を匿名でお受けしています。</p>	
今後の方向・目標	継続します。	

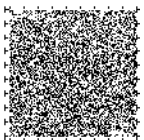
【主要事業】

No 2310

ソーシャルワーカー相談		指導室
事業概要	特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者からの相談を含め、家庭の相談窓口となり、学校、指導主事、関係機関と連携し、児童・生徒を取り巻く家庭への支援を行っています。	
今後の方向・目標	継続します。	



スクールカウンセリング		指導室
事業概要	<p>市立小・中学校全 28 校に都配置スクールカウンセラーと市配置スクールカウンセラーを配置し,子どもや保護者の相談,教職員への助言等のカウンセリング活動を行っています。</p> <p>スクールカウンセラーにつながる環境をつくるため,小5・中1を対象とした全員面接を実施しています。</p> <p>スクールカウンセラーによる教育相談について,案内を作成し児童・生徒及び保護者に周知しています。</p> <p>年3回スクールカウンセラー連絡会を開催し,情報交換や研修を行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>都配置スクールカウンセラーと市配置スクールカウンセラーの連携充実を図ります。全員面接の実施体制の充実と,全員面接中の教育相談体制の維持を推進します。スクールカウンセラー連絡会における研修体制を充実させていきます。</p>	



(4) 放課後等の活動の支援

障害児が学校以外の場所でのレクリエーション，スポーツなどの余暇活動をして過ごすことや，障害に応じた専門的な療育を受けることを支援します。

(関連する障害福祉サービス等)

第5章 1(5)児童通所サービス 148 ページ
(放課後等デイサービス)

現行計画期間の振り返り

学童クラブでは，平成27年度から対象児童が小学校6年生までと拡大され，平成29年度(4月1日時点)における障害児の在籍児童数は34人となっています。(児童青少年課)

既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる学童クラブの設置に向けた準備を進めています。(児童青少年課)

平成24年度にユーフォー(放課後子供教室事業)の全小学校での開設を達成し，特別支援学級を含む全児童に放課後の安全な遊び場・居場所を提供しています。また，平成25年度からは，都立特別支援学校小学部に在籍し，市立小学校に副籍を持つ児童の交流も可能としているほか，平成27年度には，全ユーフォーを業務委託して，サービスの拡充と利便性向上を図っています。(児童青少年課)

にこにこサッカークリニック(FC東京スタッフによるサッカー教室)は，調布市在住の知的障害児童・生徒及び特別支援学級，都立調布特別支援学校に在学する児童・生徒を対象としており，参加者の障害の程度や当日の参加状況を見てスタッフの付き添い状況を変えるなど，きめ細やかな対応をすることで参加ニーズの高い事業となっています。(スポーツ振興課)

障害福祉サービス等事業所開設費や運営費の補助により，通所施設等の充実を図り，放課後等デイサービス事業所の数が増加しました。運営費補助は，対象事業所数の増加に伴い，持続可能な制度とするため平成28年度から補助率の引き下げを実施しました。



日中一時支援費支給事業では、平成 28 年度より事業所の登録要件を拡大し、新たに日中活動系や放課後等デイサービス事業所においても通常の事業終了後に日中一時支援を実施できることとし、児童の利用延長や障害者の夕方以降の活動、預かりに対応するサービスの拡大を図りました。

今後の課題

学童クラブなどでの障害児の受け入れ体制整備

学童クラブやユーフォーでは、障害者手帳を持たない発達障害などのある児童や、比較的障害が軽度な配慮を要する児童の利用も増加しており、障害の有無や程度に関わらず利用できるよう、放課後の活動場所としての受け入れ体制が課題となっています。既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる学童クラブについては、設置に向けた課題検討を進めています。

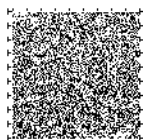
また、発達障害児などは既存の放課後等デイサービス事業所での活動にじめない場合もあり、児童の障害特性に応じた放課後の居場所づくりが必要です。

放課後等デイサービス事業所と学校の連携の充実

放課後等デイサービス事業所を利用する児童が増加している一方で、事業所と児童が在籍する学校との連携の機会が少ない状況です。特に特別支援学校に比べ、特別支援学級や普通学級に在籍（特別支援教室を利用）している児童について、情報共有や連携が不足しており、児童への支援の充実のために情報共有の場や連携強化が必要です。

肢体不自由児、重度重複障害児の放課後活動場所の整備

放課後等デイサービス事業所が増加傾向にありますが、車いすなどの肢体不自由児、重度重複障害児、特に医療的ケアが必要な児童については受け入れ先が限られている現状があり、今後の整備が課題です。



基本的方向性

< 放課後や余暇の過ごし方の充実 >

既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる学童クラブの設置を始め、学童クラブでの受け入れや、ユーフォー・児童館の利用における配慮、支援などにより、障害児と全ての児童との交流を促進します。

「遊ing」、「のびのびサークル」、「にこにこサッカークリニック」などの事業により、障害児の余暇、スポーツ活動を支援します。

< 放課後等デイサービスの充実 >

肢体不自由児、医療的ケアが必要な児童などの重度障害児にも対応した放課後等デイサービス事業所の設置支援を行い、拡大を図ります。

放課後等デイサービス事業所が、相談支援事業所や教育機関、その他の放課後活動事業などと連携しながら、より一体的に児童を支援できる体制を整備します。

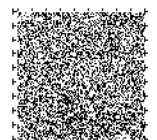
事業計画

< 放課後や余暇の過ごし方の充実 >

【主要事業・拡充】

No	2401
----	------

学童クラブ事業		児童青少年課
事業概要	<p>保護者の就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図っています。今後の児童数の推移等を見据え、必要が生じた地域には、地域の需要に応じた対策を行います。障害のある在籍児童に対しては、職員による送迎を行うことで保護者の負担を軽減します。</p> <p>既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる学童クラブを整備します。</p>	
今後の方向・目標	<p>新たな学童クラブの開設に当たっては、バリアフリー対応を基本とするとともに、運営面においてはより利用しやすくなるよう運営事業者や関係団体等と協議・調整します。</p> <p>既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる学童クラブの整備に当たっては、ハード面のみならず、送迎の方法や運営体制などのソフト面についても、当事者となる親の会との意見交換や関係部署との連携を図りながら開設に向けた準備を進めます。</p>	



【主要事業】

No 2402

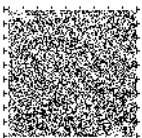
放課後子供教室事業（ユーフォー）		児童青少年課
事業概要	放課後の学校施設を利用し、市立小学校の児童（特別支援学級を含む）に対して、安全・安心な活動の場を提供するとともに、地域等の様々な技能・経験を有する人材の参画のもと、児童に学習、体験、交流活動等の様々なプログラムを提供することで児童の健全育成を図っていきます。	
今後の方向・目標	地域等の様々な技能・経験を有する人材の参画を促しながら、様々なプログラムの提供を行っていきます。 また、都立特別支援学校に在籍する児童との副籍交流を引き続き実施するなど、障害の有無に関わらず地域の子どもたちが分け隔てなく交流できるよう事業を継続します。	

No 2403

児童館事業		児童青少年課
事業概要	地域における児童の安全な日常の遊び場として施設を開放するとともに、ウルトラキャンプや児童青少年フェスティバル等の全館事業、工作の会や遠足などの各館事業を実施し、児童の健全な育成を図ります。 また、「調布市公共建築物維持保全計画」に基づく児童館改修工事の実施に計画的に取り組んでいきます。	
今後の方向・目標	施設の老朽化等に伴い大規模改修等を実施する際には、バリアフリー化も視野に入れた整備となるよう努めます。 また、合理的配慮の観点から、障害児の利用しやすい環境づくりに努めるとともに、障害児対応の研修も継続的に実施して参ります。	

No 2404

青少年ステーションCAPS		児童青少年課
事業概要	中・高校生世代を対象にした健全な居場所を提供し、多様な分野（音楽、スポーツ、ダンス等）の活動を支援します。また、多感な世代の様々な悩み・相談に対応する相談事業を展開していきます。	
今後の方向・目標	今後も中・高校生世代における様々な自主的活動を支援することで、健全な居場所となるよう事業を継続します。	



No 2405

遊 ing (ゆーいんぐ) 事業		社会教育課
事業概要	特別支援学級に在籍する児童・生徒が、スポーツや工作教室などのレクリエーション活動を年9回実施することで、社会性や他人との関わり方を学ぶことを目指しています。	
今後の方向・目標	継続するとともに、放課後等デイサービス事業の普及を踏まえ、今後の事業のあり方についても検討していきます。	

No 2406

のびのびサークル事業		社会教育課
事業概要	調布市内に在住する特別支援学校在籍者・卒業生及び特別支援学級在籍者・卒業者を対象とし、月2回の校外活動やダンス・ゲームなどのレクリエーションを通して、自立性の向上を目指しています。	
今後の方向・目標	継続します。	

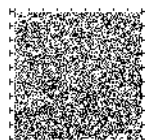
No 2407

にこにこサッカークリニック		スポーツ振興課
事業概要	引き続き、FC東京のコーチ陣(スタッフ)による、調布市在住の知的障害児童・生徒及び特別支援学級、都立調布特別支援学校に在学する児童・生徒を対象としたサッカー教室を開催していきます。 開催に当たっては、体の大きさや体力等を考慮して、小学生4年生以下と、4年生以上の2つに分けて実施しています。 また、参加者の障害の程度や当日の参加状況を見てスタッフの付き添い状況を変えるなど、きめ細やかな対応をすることで、参加ニーズの高い事業となっています。	
今後の方向・目標	継続します。	

【主要事業・新規】

No 2408

障害児サッカー教室への補助		障害福祉課
事業概要	障害のある児童を対象としたサッカー教室に補助を行い、障害のある児童のスポーツ活動の機会向上を図ります。	
今後の方向・目標	実施団体と対象者、会場、開催回数等についての調整を進め、平成30年度からの事業を開始します。	



<放課後等デイサービスの充実>

【主要事業】

No 2409

総合福祉センター放課後等デイサービス事業（びっころ）の運営		障害福祉課
事業概要	調布市総合福祉センターにて、障害児を対象として音楽療法を主体とした児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを運営し、適切な療育の推進を図ります。（定員 平日各 10 人）	
今後の方向・目標	民間の放課後等デイサービス事業所の増加により、利用枠に以前より空きができているため、これまで中学生としていた対象年齢を一部で高校生にも拡大します。 また、肢体不自由児、重症心身障害児の受入れ等、市立施設に求められる役割、あり方等を検討し、必要に応じて事業内容の一部見直しも視野に入れながら事業継続を図ります。	

【主要事業】

No 2410

障害児通所支援事業所の開設費補助		障害福祉課
事業概要	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を開設する事業者に対して、開設に係る経費を補助します。	
今後の方向・目標	補助を希望する事業者の公募・選考により、肢体不自由児、重症心身障害児、医療的ケアの必要な児童等、より利用者のニーズに対して不足しているサービスの拡大を優先して補助を行います。	

【主要事業】

No 2411

障害児通所支援事業所の運営費補助		障害福祉課
事業概要	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を運営する事業者に対して、運営に係る経費（施設賃借料）を補助します。	
今後の方向・目標	補助対象事業所の増加に対応しつつ、事業所の安定的運営により支援の質を確保するための制度として継続を図ります。	

【主要事業・拡充】

No 2412

日中一時支援費支給事業		障害福祉課
事業概要	見守り支援を必要とする障害者を一時的に預けた場合に要した費用を支給します。日中活動の場を提供し、見守り及び社会について適応するための日常的な訓練を行います。	
今後の方向・目標	障害児の放課後等デイサービス利用終了後の延長支援、障害者の平日夕方以降の過ごし方、障害児・者の休日の過ごし方などへの活用を想定し、事業所登録要件や支給額の見直しを含め、事業のあり方を検討していきます。	

見込み量「第5章 2(2) 日中一時支援事業」(163 ページ)

(5) 働くこと・日中活動の支援

障害者が一般企業や通所施設（福祉作業所）で働くことや，その人に応じた活動により日中を過ごすことを支援します。

（関連する障害福祉サービス等）

第5章 1(2) 日中活動系サービス 135 ページ

現行計画期間の振り返り

就労に向けた相談事業として，2 か所の就労支援センター及び関係機関と連携強化しながら，就労や生活面の支援を実施し，ニーズの高い就労後の定着支援についても企業向けセミナー等を開催しました。

若者向け相談事業は，平成 25 年 7 月から地域若者サポートステーション事業として，ちょうふ若者サポートステーション（サポステ）を市民プラザあくろす内に開設しました。厚生労働省委託事業として NPO 法人育て上げネットが実施しており，市ではサポステにあくろす内施設を無償提供しています。（産業振興課）

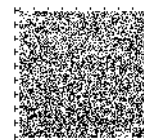
平成 24 年度創設の「障害者雇用促進助成制度」は申請がなく，平成 26 年度から「障害者就労体験事業奨励金制度」へ改正し，平成 27 年度 1 件の実績がありました。（産業振興課）

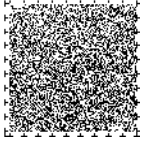
「ちょうふだぞう」，「すまいる分室」の移転に向けて，地域説明会や設計協議を重ね，平成 29 年 2 月に国領町に移転しました。

障害福祉サービス等事業所開設費や運営費の補助により，通所施設等の充実を図り，事業所の数が増加しました。運営費補助は，対象事業所数の増加に伴い，持続可能な制度とするため平成 28 年度から補助率の引き下げを実施しました。

平成 25～26 年度に「希望の家」の大規模改修工事によりバリアフリー化を実現しました。

平成 25 年 9 月に，調布市社会福祉協議会により「希望の家深大寺」が開設されました。市では開設・運営費の補助を行っています。





平成 27 年度から，こころの健康支援センターのデイサービス事業の一部を障害者総合支援法に基づく「自立訓練（生活訓練）」事業に移行しました。グループワークは個別プログラムにより継続利用を目指し，新たに訪問支援も開始して生活スキル向上などの個別課題への支援を実施しています。

調布市福祉作業所等連絡会のネットワーク事業に補助を行い，平成 24 年 11 月から刊行の作業所情報誌「わくわーく」，作業所等連絡会のホームページ，市役所での展示販売会により周知と魅力発信に努めています。また，府中市・多摩市の作業所と，合同販売会「ほっとハート」での連携した取組を実施しています。

平成 25 年 4 月の「障害者優先調達推進法」の施行に伴い，平成 25 年度から毎年度，「調布市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し，策定時及び予算編成時に全庁に向けて周知をしています。また，同方針に基づき，ホームページにおいて実績件数及び金額を公表しています。平成 27，28 年度には，庁内で調達実績のない部署を対象に，調布市福祉作業所等連絡会とともに作業所において受注可能な業務や作業所製品の案内を行いました。市民向けには，作業所製品の P R のため，市役所 2 階総合案内前のスペースを確保し，作業所製品の展示販売会を定期的実施しています。

今後の課題

一般就労支援・定着支援

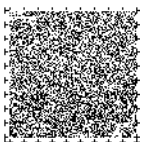
企業での一般就労を望む障害者は多く，より多くの障害者が一般就労に移行できるようにするための支援が必要です。そのためには，障害者への支援だけでなく，雇用する側の企業への支援の充実も不可欠です。

また，就職時だけでなく，仕事を続けていくための定着支援の充実も必要です。

日中活動場所の整備

「希望の家深大寺」の開所をはじめ，障害者の日中活動場所の整備は進んでいますが，現在も市内に空き状況は少なく，今後の特別支援学校卒業生などへの対応のためにも継続的に整備を検討することが必要です。

特に，民間事業所では受け入れが困難な重度知的障害者等の通所先の整備は，計画的に進めていく必要があります。



工賃向上への取組

障害者優先調達推進法の施行以降，作業所経営ネットワークの取組などにより受注機会は拡大していますが，障害者の経済的自立のために，就労継続支援B型事業所などの障害者就労施設等で働く障害者の更なる工賃向上への取組が必要です。

基本的方向性

<働く機会，相談の充実>

「ちょうふだぞう」「こころの健康支援センター就労支援室ライズ」の2か所の障害者就労支援センターを中心に，若者向け支援などとも連携しながら就労支援，定着支援に引き続き取り組みます。

市や関連機関での障害者雇用の推進や，民間事業者への働きかけを行い，新たな雇用の創出に取り組み，障害者が働く機会の充実を図ります。

<多様な障害特性に応じた日中活動場所の整備>

市が設置する障害者施設では，民間事業所では受入れが困難な重度障害者の対応など支援体制の充実を図ります。

今後の特別支援学校卒業生等の通所先の安定的な確保や，重度知的障害者，高齢障害者，発達障害者，高次脳機能障害者など一人ひとりの多様な障害特性に応じて支援を受けながら働いたり，過ごしたりできる日中活動場所の整備を進めるため，通所施設の設置支援を行います。

<福祉施設で働く障害者の工賃向上>

「障害者優先調達推進法」に基づき市の障害者福祉施設等への発注機会を確保，拡大するとともに，「作業所等経営ネットワーク支援事業」などにより受注力の強化を支援し，障害者福祉施設等で働く障害者の工賃向上を図ります。



<働く機会，相談の充実>

【主要事業】

No 2501

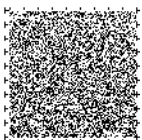
障害者就労支援事業		障害福祉課
事業概要	<p>障害者が一般就労し，安心して働きつづけることができるよう，身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労の促進を図ります。</p> <p>障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう （主に知的障害者，身体障害者）</p> <p>こころの健康支援センター就労支援室ライズ （主に精神障害者，発達障害者）</p>	
今後の方向・目標	<p>多様な障害特性に応じた支援の提供を進めます。また，就労後のバックアップ支援を強化することで，安心して同じ職場に長く定着できるよう対応していきます。</p>	

No 2502

若者向け労働相談の実施		産業振興課
事業概要	<p>地域若者サポートステーション事業であるちょうふ若者サポートステーション（以下，サポステ）は厚生労働省の委託事業として，NPO法人育て上げネットが若者の職業的自立支援として実施するものです。調布市はサポステの公益性を鑑みて，あくろす内施設を無償で提供しています。</p> <p>サポステでは，働く事に悩みを抱える15歳から39歳までの若者の就労や自立に向けて，相談やセミナーを行っています。また，働く事に不安を抱える子どもを持つ保護者からの相談も行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>NPO法人育て上げネットと協力して，調布エリアの若者の就労支援に努めます。</p>	

No 2503

就労セミナーの実施		産業振興課
事業概要	<p>就労・労働問題に対して関心や，疑問，悩みを持つ市民や事業主に対して，ハローワーク府中，東京都労働相談情報センター八王子事務所，その他関係機関と連携したセミナーを開催することで，労働関連知識の啓発や就労等に関する情報提供を図ります。</p>	
今後の方向・目標	<p>労働環境を適切に保ち，労働環境や職業意識の向上につなげるため，引き続き関係機関と連携を図り，各種セミナーを開催します。</p>	



No 2504

障害者等雇用事業		障害福祉課
事業概要	市役所等において障害者に対して就業の機会を設け,社会的自立の促進や労働意欲の向上を図ることで,障害者福祉の増進を図ります。	
今後の方向・目標	平成30年4月1日に改正障害者雇用促進法が施行され,精神障害者が企業の雇用義務の範囲に含まれます。 そのため,市役所等においても引き続き障害者の就労の場の提供を行います。また,市内の就労支援センターと連携し,福祉的雇用から一般就労にむけてのステップアップを支援します。	

No 2505

市内在住の障害者の雇用の促進		産業振興課
事業概要	障害者の雇用の安定及び促進を図るため,市内在住の障害者を雇用する事業者に対して,障害者就労体験事業奨励金を支給します。	
今後の方向・目標	市内就労支援施設2団体(ちょうふだぞう,就労支援室ライズ)からの紹介を受け入れた市内事業者に交付し,障害者雇用の促進を図ります。	

<多様な障害特性に応じた日中活動場所の整備>

【主要事業】

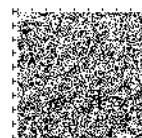
No 2506

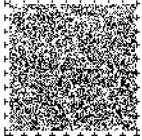
希望の家の運営		障害福祉課
事業概要	一般就労が困難な知的障害者に対し,生産活動等の機会の提供,授産指導,生活支援などの日中活動支援を行います。 希望の家(富士見町) 定員26人 希望の家分場(入間町) 定員12人	
今後の方向・目標	民間事業所では受け入れが困難な手厚い支援を必要とする重度知的障害者の受け入れの場として,今後も計画的な受入れの実施と支援体制の確保を図ります。特に,福祉的就労を希望する肢体不自由を重複した知的障害者の受け入れ体制を整備します。	

【主要事業】

No 2507

知的障害者援護施設そよかぜの運営		障害福祉課
事業概要	一般就労が困難な知的障害者に対し,生産活動等の機会の提供,授産指導,生活支援などの日中活動支援を行います。 知的障害者援護施設そよかぜ(西町) 定員30人	
今後の方向・目標	民間事業所では受け入れが困難な手厚い支援を必要とする重度知的障害者の受け入れの場として,今後も計画的な受入れの実施と支援体制の確保を図ります。	



**【主要事業・拡充】**

No 2508

知的障害者援護施設すまいるの運営		障害福祉課
事業概要	<p>就労が可能な知的障害者に福祉的就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた訓練・支援を行います。</p> <p>知的障害者援護施設すまいる（西町） 定員 32人 知的障害者援護施設すまいる分室（国領町） 定員 7人</p>	
今後の方向・目標	<p>（すまいる） 高齢化により作業が困難になってきている利用者への対応を含め、今後の市立施設としての役割について、事業内容の見直し、検討を行います。</p> <p>（すまいる分室） 新たに「就労定着支援」事業を実施し、一般就労した利用者の定着支援を充実させるとともに、同建物内の障害者就労支援センター「ちょうふだぞう」との連携体制の充実を図ります。</p>	

【主要事業】

No 2509

デイセンターまなびやの運営		障害福祉課
事業概要	<p>重度重複障害者を対象として日常生活や社会適応を養うための訓練を行うことで社会活動への参加を支援します。また、介護者の病気等で一時的に介護が困難な場合の日帰り介護を行います。</p>	
今後の方向・目標	<p>現在実施している医療的ケアの継続を含め、利用者の障害状態に応じた必要な支援体制を整えていきます。</p>	

【主要事業】

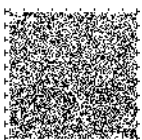
No 2510

こころの健康支援センターの運営（自立訓練事業）		障害福祉課
事業概要	<p>精神障害者及び発達障害者を対象として、ニーズや対象者別のプログラムによるグループワーク、生活スキル向上や健康維持を目的とした訓練プログラム、個別課題に対しての訪問支援等を実施します。</p>	
今後の方向・目標	<p>利用者数が増加傾向にあり、引き続き活動プログラムや支援体制の充実を図ります。</p>	

【主要事業】

No 2511

重度知的障害者通所施設への運営費補助		障害福祉課
事業概要	<p>特に手厚い支援が必要な重度知的障害者を受け入れる事業所に対して運営費の補助を行い、重度知的障害者の日中活動場所の確保を図ります。</p> <p>希望の家深大寺（深大寺北町） わかば事業所（染地）</p>	
今後の方向・目標	<p>今後も補助を継続するとともに、事業者と協議を行いながら利用者の計画的な受け入れを進めます。</p>	



No	2512
----	------

身体障害者デイサービス事業の運営支援		障害福祉課
事業概要	障害者支援施設「みずき」(府中市朝日町)が行う生活介護事業に対して補助を行うことにより、重度身体障害者(一部医療的ケアが必要な方を含む。)の日中活動の場所の確保と社会参加の促進、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	
今後の方向・目標	市民が活用できる貴重な重度身体障害者の日中活動の場であるため、運営支援を継続します。	

No	2513
----	------

府中生活実習所送迎サービス運営費補助		障害福祉課
事業概要	知的障害者通所施設「府中生活実習所」(府中市)に対し、当該施設に通所する調布市民の送迎に係る費用を補助し、日中活動場所の確保を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

No	2514
----	------

障害者(児)施設防犯対策整備費の補助		障害福祉課
事業概要	障害者(児)施設へ、カメラ付きインターホンの設置や防犯カメラの設置等の防犯対策に係る費用を補助し、安全かつ安心して過ごせる日中活動の場所の確保を図ります。	
今後の方向・目標	東京都の補助制度の動向等も注視しながら、安全な日中活動の場所の確保を図ります。	

No	2515
----	------

アルコール依存症障害者等活動施設等運営費補助		障害福祉課
事業概要	アルコール依存症障害者の社会復帰を目標に、本人やそのご家族へ相談や助言、情報提供などを行っている施設を運営している団体等に対して、活動施設の運営費を補助することでその活動を支援し、利用者の社会復帰・自立の促進を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	



【主要事業】

No 2516

障害福祉サービス事業所の開設費補助		障害福祉課
事業概要	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（通所系サービス）を開設する事業者に対して，開設に係る経費を補助します。	
今後の方向・目標	補助を希望する事業者の公募・選考により，重度知的障害者，高齢障害者，発達障害，高次脳機能障害など多様な障害特性に応じた，より利用者のニーズに対して不足しているサービスの拡大を優先して補助を行います。	

関連事業「高齢障害者の日中活動場所の整備」(99ページ。No.2801)

【主要事業】

No 2517

障害福祉サービス事業所の運営費補助		障害福祉課
事業概要	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（通所系サービス）を運営する事業者に対して，運営に係る経費（施設賃借料）を補助します。	
今後の方向・目標	補助対象事業所の増加に対応しつつ，事業所の安定的運営により支援の質を確保するための制度として継続を図ります。	

<福祉施設で働く障害者の工賃向上>

【主要事業】

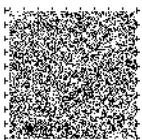
No 2518

作業所等経営ネットワーク支援		障害福祉課
事業概要	市内の作業所等が共同して製品販路，受注先開拓，製品受注及び製品開発等に取り組むネットワーク構築やその活動に対して，補助を行います。	
今後の方向・目標	民間企業と多様な連携を行い，従来の共同事業や自主製品づくりを充実するとともに，作業所の利用者の勤労意欲の向上を図りながら，工賃水準の引き上げを目指すため，補助事業を継続します。	

【主要事業】

No 2519

障害者優先調達推進法への取組		障害福祉課
事業概要	調布市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることで，障害者の就労支援及び自立と社会参加を促進します。	
今後の方向・目標	障害者優先調達推進法に基づき，「調布市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し，その実績について公表していきます。また，引き続き市役所内での作業所製品等の展示販売会を実施するなど庁内で周知を図ります。	



(6) 余暇・学習活動の支援

就労や主な日中活動以外の場所や時間における、レクリエーション、スポーツなどの余暇活動，学習活動を支援します。

現行計画期間の振り返り

調布市障害者地域自立支援協議会での検討をもとに「障害者余暇活動支援事業」を平成 29 年度より開始し，主に重度知的障害のある方を対象とした余暇活動イベントを定期的を開催しています。

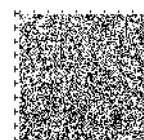
文化会館たづくりでは，音声ガイド付き上映の実施や，講演会での手話通訳者の配置を実施しています。（文化振興課）

たづくり・グリーンホールの設備では，多機能トイレにおける目隠し用カーテン及び温水洗浄便座などを設置する改修を行いました。（文化振興課）

地域における多様な活動を支援するために，第 68 回国民体育大会・第 13 回全国障害者スポーツ大会を運営終了，今後は(公社)調布市体育協会や NPO 法人調和 SHC 倶楽部，スポーツ推進委員と，誰もが気軽に参加できるイベント等の開催に向けて協働します。（スポーツ振興課）

調布市総合体育館については，平成 28 年度にエレベーターをバリアフリー対応，中庭へのスロープ改修等工事を実施しました。ソフト面では，関連団体が実施する「障害のある方も・ない方も高齢者子どもも参加できる事業」等の開催に協力していきます。（スポーツ振興課）

図書館では，利用に障害のある方に対して，ハンディキャップサービスを行っています。具体的には，普通の文字の資料をそのままでは利用できない方のために音訳・点訳サービス，布の絵本・遊具やマルチメディア DAISY の貸出しを，また，来館できない方のためには宅配サービスを実施しています。（図書館）



余暇活動の支援

地域生活の充実のために、日中の通所施設以外の平日夕方以降や休日などに、障害者が余暇を楽しんで活動できる場所、機会の確保が必要です。

特に重度知的障害者は障害の重さや社会的障壁によって利用できない地域資源も多く、平日の夕方や土日など外出したくてもできないという実態があります。

基本的方向性

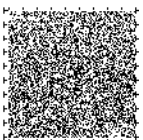
< 障害特性に応じた余暇活動支援 >

障害者地域自立支援協議会での検討から始まった「障害者余暇活動支援事業」を拡充し、就労や通所施設での日中活動以外の場での余暇活動の充実を推進します。

地域活動支援センター、日中一時支援事業などを活用し、障害のある方がその特性に応じた支援を受けながら、様々な活動を行う機会の充実を図ります。

< 学習・スポーツなど多様な活動機会の確保 >

市の文化・スポーツ施設や事業において、障害のある方の利用への配慮やバリアフリー化など、障害のある方が使いやすい環境づくりを進め、障害の有無に関わらず多様な活動や施設利用の機会を保障できる体制を整備します。





< 障害特性に応じた余暇活動支援 >

【主要事業・拡充】

No 2601

障害者余暇活動支援事業		障害福祉課
事業概要	<p>主に重度知的障害のある方を対象とした余暇活動イベントを定期的 に開催することで、余暇活動の充実の他、運動不足の解消や家族の負担 軽減を図ります。また、イベント開催に当たり、ボランティアや地域住 民、関係機関の協力を得ることで、障害理解の推進を図ります。</p> <p>平成 29 年度は試行実施として障害者地域生活・就労支援センタ ーちょうふだぞうに委託し、市内作業所やボランティアで実行委員 会を組織し、余暇活動イベントを 4 回開催しました。</p>	
今後の 方向・目標	<p>平成 29 年度試行実施の結果を踏まえ、平成 30 年度からは、開 催回数を増やすなど本格的に実施します。</p>	

【主要事業】

No 2602

地域活動支援センター事業		障害福祉課
事業概要	<p>障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流促進、 障害者への相談や助言、支援、関係機関との連絡調整、ボランティア育 成支援、障害者に対する理解促進のための普及活動と啓発活動などを 行うことで、障害者等が地域において自立して日常生活または社会生活 を営むことができるよう支援し、その促進を図ります。</p> <p>障害者地域活動支援センタードルチェ（身体障害） 障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（知的障害） 地域生活支援センター希望ヶ丘（精神障害）</p>	
今後の 方向・目標	<p>障害者の日中活動の場を確保するだけでなく、相談や助言といった きめ細かい生活支援に対する需要は増えており、ますます必要性は高ま っています。今後も、地域の障害のある市民の要望や意見に耳を傾けな がら、実情に合わせて事業の拡充を図ります。</p>	

「第 5 章 2(1) 地域活動支援センター」(159 ページ)

No 2603

杉の木青年教室事業		社会教育課
事業概要	<p>市内に在住する中学校特別支援学級卒業生を対象に、野外・文化・ スポーツ活動などの様々な体験活動の機会を提供することで、集団 行動や他者との関わり方などの社会性を学び、自立性の向上を図る とともに、日常とは異なる場を月 1 回提供することで、生活の中にゆ とりと充実をもたらすことを目指します。</p>	
今後の 方向・目標	<p>継続します。</p>	



その他該当事業

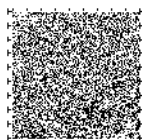
日中一時支援費支給事業	78 ページ	No.2412
-------------	--------	---------

< 学習・スポーツなど多様な活動機会の確保 >

		No	2604
図書館のハンディキャップサービス		図書館	
事業概要	視覚障害者をはじめ図書館利用に障害のある人々が必要な情報を得ることができ、図書館を利用することができるように、ニーズに応じた形態の資料の収集・提供、宅配サービスなどを、多くの市民の協力を得て行っています。同時に、協力をいただく音訳者、点訳者、布の絵本製作者の養成を行っています。		
今後の方向・目標	継続します。		

		No	2605
文化会館たづくりでの多様な学習機会の提供		文化生涯学習課	
事業概要	文化会館たづくりにおいて、(公財)調布市文化・コミュニティ振興財団を指定管理者として多様な学習機会を提供します。 (例) ・目が不自由な方への調布映画祭での音声ガイド付き映画の上映 ・耳が不自由な方への調布映画祭での日本語字幕付映画の上映 ・耳が不自由な方への講演会での手話通訳 ・年齢や障がいのあるなしに関わらず参加できる美術展及び体験プログラムの実施 ・財団ホームページにおけるウェブアクセシビリティの整備		
今後の方向・目標	多くの方に芸術文化に触れてもらえるよう、現在実施しているようなガイド付き事業を随時実施します。 また、より多くの方がアートを通じて社会参加できるよう、年齢や障がいのあるなしに関わらず参加できる事業を実施します。 さらに、全ての方が心身の機能等に関係なく、財団ホームページで提供されている情報やサービスを利用できるよう「よみあげ」「色反転」などのウェブアクセシビリティを整備します。		

		No	2606
文化会館たづくり・グリーンホールの改修		文化生涯学習課	
事業概要	施設の安全性と利便性の向上を図るため、随時施設の改修を行います。		
今後の方向・目標	障害者にとって、使いやすく利便性の高い施設となるような改修を検討、実施を継続します。		



No	2607
----	------

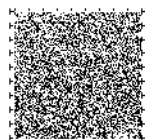
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組		行政経営部 オリンピック・ パラリンピック担当
事業概要	平成 32 年に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が東京スタジアム及び武蔵野の森総合スポーツプラザで開催されます。	
今後の方向・目標	東京 2020 大会の成功及びその後のレガシー創出に向け、障害に対する理解促進，障害者スポーツに対する啓発活動，余暇活動の支援に取り組みとともに，競技会場周辺を中心としたバリアフリー環境の整備を進めます。	

No	2608
----	------

調布市総合体育館の運営管理		スポーツ振興課
事業概要	施設のバリアフリー化を図り，障害者（車椅子）対応設備の設置等を行います。	
今後の方向・目標	継続します。	

No	2609
----	------

障害者団体への体育施設使用料減額		スポーツ振興課
事業概要	市体育施設を使用する際に必要な団体登録において，メンバーのうち市内在住，在勤，在学の方が7割以上いる団体で，かつ障害者が過半数いる団体は，施設使用料が半額となります。	
今後の方向・目標	継続します。	



(7) 住まいの確保の支援

グループホームや一般住宅など，一人ひとりの意向や障害状況に応じた住まいの確保を支援します。

(関連する障害福祉サービス等)

第5章 1(3)居住系サービス 141 ページ

現行計画期間の振り返り

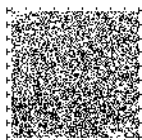
平成26年5月に，調布市社会福祉事業団により市内初の重度重複障害者対象のグループホーム「みつばち」が開所し，市は運営補助を行っています。

障害者グループホームの開設・運営費補助により，市内の施設充実を図っています。平成24年度以降，知的障害者グループホーム7か所が開所しています。

平成27年12月より，新たに不動産関係3団体，居住支援団体4団体と市で構成する「調布市居住支援協議会」を設置し，居住支援に向けた検討を進めています。平成28年7月から，障害者を含めた住宅確保要配慮者のニーズを把握するとともに，民間賃貸住宅への円滑な入居支援相談窓口を設置するモデル事業を実施しました。(住宅課)

平成25～26年度に検討委員会等やアンケート調査，市民説明会等を実施して，平成26年度末に「住宅マスタープラン」を改定しました。(住宅課)

市営住宅は，「公共建築物維持保全計画」に基づく大規模改修により，平成24年度で5団地の修繕が完了，平成26年度からは「調布市市営住宅長寿寿命化計画」に基づく配管更新等の工事を実施しています。(住宅課)



グループホームの整備

障害者グループホームの設置数は増加していますが、依然として不足している状況です。また、グループホームの増加に対応できる人材や、グループホーム同士のネットワーク構築も課題となっています。多様な障害のあり方に対応したグループホームの整備も求められています。

一方で、グループホームの設置や地域での暮らしには近隣住民の障害理解が不可欠であり、あわせて差別解消や障害理解を促進する取組も必要です。

一般住宅への入居支援

グループホームだけでなく、障害者の住まいの選択の自由を確保するために、一般住宅における障害者の住まいの確保のための取組も必要です。居住支援協議会での検討や、不動産業者などへの障害理解の促進などによる入居支援が課題となっています。

基本的方向性

< 障害者グループホーム等の拡充 >

事業者との相談や、開設費補助、運営費補助の制度を活用し、多様な障害者の居住の場の選択肢を確保できるためのグループホームの拡充をさらに推進します。

グループホーム同士のネットワーク構築や、人材育成などによる支援体制の充実を図ります。

< 一般住宅への入居支援 >

「調布市居住支援協議会」での検討を進め、「住まいぬくもり相談室」を始めとした高齢者、障害者、子育て家庭などの住宅確保要配慮者の住宅確保を支援するための取組を推進します。

市営住宅や、住宅改修費の助成などにより、多様な居住の場の整備を図ります。



< 障害者グループホーム等の拡充 >

【主要事業】

No 2701

知的障害者グループホーム(すてっぴ・じょい)の運営		障害福祉課
事業概要	知的障害者に夜間や休日の共同生活を行う住居を提供し、地域で安心して暮せるように、多様な生活支援を提供します。 知的障害者グループホームすてっぴ(国領町) 定員5人 知的障害者グループホームじょい(富士見町) 定員5人	
今後の方向・目標	民間事業所の拡大状況も踏まえつつ、グループホームの体験機会の提供、重度障害者の受入れなど、市立施設に求められる役割、あり方等を検討しながら事業継続を図ります。	

【主要事業】

No 2702

障害者グループホームの開設費補助		障害福祉課
事業概要	障害者グループホームの拡充を図るため、新たにグループホームを設置する事業者に対し、開設に係る経費を補助します。	
今後の方向・目標	継続します。	

【主要事業】

No 2703

重度重複障害者グループホームの運営費補助		障害福祉課
事業概要	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した障害者を対象としたグループホームの運営に係る経費を補助します。 グループホームみつばち(布田) グループホーム深大寺みつばち(深大寺東町)	
今後の方向・目標	重度重複障害者の地域生活の場所を確保するため事業を継続しながら、国の報酬改定の状況を踏まえ、必要に応じて補助基準の再検討を行います。	

No 2704

知的障害者グループホーム家賃助成事業		障害福祉課
事業概要	知的障害者グループホームに入居する方に対し、入居に係る家賃の一部を助成することにより、その負担の軽減を図ります。	
今後の方向・目標	障害者の安定した生活や社会的自立の支援、安心安全に過ごせる場として、グループホームが拡充していくことに伴い、入居者が増加していくことが見込まれるため、引き続き支援を継続します。	



【主要事業】

No 2705

知的障害者援護施設なごみの運営		障害福祉課
事業概要	<p>在宅生活が困難で日中及び夜間に介護が必要な重度の知的障害者の入所支援を行います。</p> <p>知的障害者援護施設なごみ（西町） 定員 60 人</p>	
今後の方向・目標	<p>事業を継続しながら，利用者の高齢化，重度化等に対応した支援体制の充実を図ります。また，施設の老朽化に対応した修繕を計画的に実施します。</p>	

< 一般住宅への入居支援 >

【主要事業】

No 2706

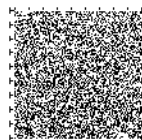
居住支援協議会の運営		住宅課
事業概要	<p>協議会において，不動産関係団体 3 団体，居住支援団体 4 団体及び市で構成する調布市居住支援協議会を設置し，住宅確保要配慮者の居住支援に向けた検討を行っています。</p> <p>協議会での検討を踏まえ，平成 29 年度から，住まいぬくもり相談室，民間賃貸住宅仲介支援事業，民間賃貸住宅家賃等債務保証支援助成事業の 3 事業を開始しました。</p>	
今後の方向・目標	<p>家主に対する支援等も含めて，引き続き協議会において居住支援策の検討を進めます。</p>	

No 2707

住宅マスタープランの推進		住宅課
事業概要	<p>平成 26 年度末に改定した住宅マスタープランに基づき，住宅施策を総合的に推進します。</p>	
今後の方向・目標	<p>住宅マスタープランに掲げる住宅施策の進捗等を鑑み，平成 30 年度に本プランのローリングを行い，平成 31 年度から後期として本プランを推進します。</p>	

No 2708

よりよい住まいづくり応援制度		住宅課
事業概要	<p>高齢化社会への対応を目的とした個人住宅等の改修工事を実施する際，その工事費用の一部を補助するバリアフリー適応住宅改修補助等を実施し，居住環境の向上を支援します。</p>	
今後の方向・目標	<p>継続します。</p>	



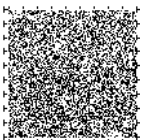
No 2709

市営住宅の計画的な改修		住宅課
事業概要	平成 25 年度に長寿命化計画を策定し,長期に渡り適切な維持管理ができるよう取り組んでいます。現在,排水管の改修を実施しており,その後給水管及びガス管の改修を予定しています。	
今後の方向・目標	平成 28 年度に改訂された「公営住宅等長寿命化計画策定の指針(改訂版)」に準拠し,平成 31 年度に計画の見直しを行う予定であり,引き続き市営住宅の,適切な維持管理に取り組みます。	

No 2710

住宅改修費の支給(日常生活用具費支給事業)		障害福祉課
事業概要	重度身体障害者が,障害に応じて住宅を改修する必要がある場合に,その費用を支給することにより,日常生活の利便性の向上を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

見込み量「第 5 章 2(1) 日常生活用具給付等事業」(157 ページ)



(8) 高齢期の支援

障害者が高齢になっても、その人らしく地域生活を継続できるよう支援します。

現行計画期間の振り返り

障害福祉サービスを利用していた方が介護保険制度へ移行する際に、地域包括支援センターへの情報提供等を相談支援専門員が実施し、認定調査や認定後のサービス移行に関して、不安なくスムーズに移行できるよう支援しています。要介護認定となり、介護保険ケアマネジャーとの連携においても同様に取り組んでいます。

地域包括支援センター連絡会への障害福祉課の参加により顔の見える関係づくりに取り組んでいます。

地域包括支援センターは、平成 24 年度 1 か所増設で 10 か所となり、平成 27 年度の介護保険法改正により、職員を加配し、相談支援体制を強化しています。(高齢者支援室)

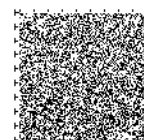
高齢者福祉相談では、高齢者人口増加に伴う相談件数増加と内容の複雑化に対応しています。(高齢者支援室)

平成 24 年度に、主に 50 歳以上の精神障害者を対象とした新設の日中活動事業所に対し、開設費、運営費の補助による支援を行いました。また、平成 27 年 4 月に同事業所の施設が拡張した分の運営費補助も行っています。

今後の課題

障害者が高齢になっても地域に住み続けられる支援

障害者が高齢になっても、地域でその人らしく、社会と関わり生きがいを持って暮らし続けられることが必要です。そのため、介護保険サービスだけでなく、高齢になっても障害に応じた支援を受けられる住む場所や日中活動場所の整備、確保が必要です。



高齢者福祉（介護保険サービス等）との連携強化

障害福祉サービスの利用者が65歳到達等により介護保険サービスの対象となった場合、ホームヘルプなど一部のサービスについては介護保険サービスに移行する必要があるが、異なる制度間でスムーズにサービス移行できる体制づくり、また、両制度の異なる部分について補い、利用者の生活への影響を最小限に止めるための体制づくりが必要です。

また、介護保険サービスと障害福祉サービスを併用する利用者に対して適切な支援を提供するための両制度間の連携体制が不十分であり、今後の連携強化が課題です。

介護者の高齢化への対応を含めた、家族単位でのケアマネジメント体制

障害者本人の高齢化だけでなく、家族の高齢化も大きな課題です。障害者にとっては家族が主な介護者となっている場合も多く、家族が高齢化により本人の介護ができなくなっても、安心して生活し続けられるように、また、障害者本人が希望する家族と生活し続けられるように、高齢者福祉と連携した家族単位での支援体制の構築が必要です。

基本的方向性

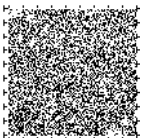
< 高齢障害者に対応したサービス基盤の整備 >

障害者が高齢になっても、本人が希望する生活が続けられるように、新たに平成30年4月の法改正により創設される「共生型サービス」の活用も検討しながら、高齢障害者にも対応できる日中活動場所や居住の場などの整備を図ります。

調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングにおいて、高齢障害者の支援のあり方や必要なサービス等について、当事者や関係機関とともに検討していきます。

< 高齢者福祉との連携推進 >

介護保険サービスへの円滑な移行、障害者本人だけの家族の高齢化に伴う家族単位でのケアマネジメント体制の推進のため、障害者福祉と地域包括支援センターや介護保険事業所との間で、相互の制度理解や連携体制を強化します。



< 高齢障害者に対応したサービス基盤の整備 >

【主要事業】

No	2801
----	------

高齢障害者の日中活動場所の整備		障害福祉課
事業概要	加齢により従来の通所施設等での活動が困難になった高齢障害者の日中活動場所の確保のため、民間事業者による高齢障害者にも対応した新たな通所施設等の設置を支援します。	
今後の方向・目標	調布市障害者地域自立支援協議会での検討も踏まえ、事業者との相談や、開設に係る補助金等の活用を通じて高齢障害者に必要なサービス提供体制に応じた事業所の設置を推進します。	

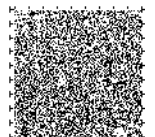
関連事業「障害者地域自立支援協議会」(127ページ。No.3602)

< 高齢者福祉との連携推進 >

【主要事業】

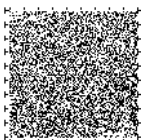
No	2802
----	------

介護保険制度への移行支援，地域包括支センターとの連携		障害福祉課
事業概要	65歳到達に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要な利用者に対して、円滑なサービス移行ができるよう、サービス事業所と連携していきます。また、高齢障害者や介護保険第2号被保険者となる障害者への支援、また高齢者と障害者の親子世帯等多問題を抱える家族に対して、地域包括支援センター等と連携して総合的な支援を行います。	
今後の方向・目標	安心してサービスが滞りなく移行できるよう、相談支援専門員やケアマネジャー等が連携をして必要な支援を行います。また、「サービスのあり方検討会」(自立支援協議会専門部会)を活用し、地域包括支援センター等との連携を充実させ、高齢者や障害者に関する様々な課題に取り組んでいきます。	



地域包括支援センターの運営		高齢福祉担当
事業概要	<p>高齢者の総合相談窓口として、高齢者や家族に対する相談・支援を行うほか、高齢者虐待の防止・早期発見等の権利擁護、地域の多様な社会資源を活用した包括的・継続的マネジメント、介護予防事業、介護予防給付を効果的かつ効率的に提供するための介護予防ケアマネジメントを行います。</p> <p>地域包括支援センターは現在市内に10所あり、地域のネットワークづくりや、地域の見守りネットワークの構築の役割も担っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための「地域包括ケア」の中核を担う機関として、地域包括支援センターの機能を強化します。</p> <p>また、地域や関係機関との連携を強化し、地域包括支援センターの周知を図るとともに、ネットワークをいかした取組を充実させていきます。</p>	

高齢者福祉相談の実施		高齢福祉担当
事業概要	<p>高齢者支援室に配置されている高齢者福祉相談員等が、高齢者やその家族等に対して健康や福祉・医療・生活に関すること等の総合的な相談・支援に応じます。</p> <p>複合的な問題を抱える方に対しては、状況に応じ専門の部署や機関につなぎ、必要とする支援が届くよう手助けをします。</p>	
今後の方向・目標	<p>支援が必要な高齢者や高齢者を介護する家族が増加している中、適切なサービスを受けられるよう、引き続き暮らしの困りごとや介護などに関する総合相談窓口として、様々な相談に応じます。</p>	



3 安心して住み続けられる地域の環境づくり

(1) 障害理解と交流

市民全体に障害に関する理解を広げ、障害の有無に関わらず地域で交流しながら共生できる社会の実現に取り組みます。

現行計画期間の振り返り

「障害者差別解消法」の施行について、ホームページや市報で周知し、平成 27 年度に調布市障害者地域自立支援協議会で障害者差別解消法をテーマとした講演会を行ったほか、要望があった団体に出前講座を行いました。

差別解消のための体制整備について協議する「障害者差別解消支援地域協議会」を平成 29 年度に設置しました。

障害福祉課を差別解消に関する主な相談窓口と位置付け、相談を受け付けています。

「障害者差別解消法」の施行に伴い、平成 27 年度に全庁職員を対象とした研修会を行いました。平成 28 年度も全体研修のほか、新任職員研修、窓口対応職員研修を実施しています。また、平成 28 年 4 月 1 日付で市職員の対応要領を策定しました。

障害のある人が利用する資料だけでなく、障害についての理解を手助けする資料を揃えて市民の利用に供しています。(図書館)

市民同士の交流機会を充実するために、「希望の家」の会議室貸出、「知的障害者援護施設」地域交流室の一部開放や施設行事の住民参加を配慮して交流の活発化に努めました。



今後の課題

障害者差別解消法の普及啓発

「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月に施行されましたが、障害者だけでなく、市民全体における認知度はまだまだ低い状況です。今後も様々な機会を通じて、「合理的配慮」の内容や、相談窓口の周知、相談体制の整備など、継続して普及啓発への取組を進める必要があります。

市民全体への障害理解の促進

差別の解消に限らず、障害に対する理解を、障害のある当事者や家族だけでなく、いかに市民全体に広げていけるか、また、そのような障害理解を広める活動の担い手を確保、育成していくことが大きな課題です。

特に、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害など、外見ではわかりにくい障害への理解について、「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の活用もあわせて取組を深める必要があります。

基本的方向性

< 障害者差別解消の推進 >

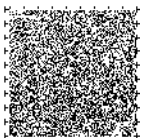
「障害者差別解消法」の施行を踏まえ、障害者差別に関する相談、市民への普及啓発、市役所における職員研修など様々な取組を充実させ、障害者差別のない地域づくりを進めます。

< 障害理解の促進と地域交流 >

「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の普及啓発を始め、様々な障害に関する市民全体の理解を広げます。

市立施設の地域開放や、事業、イベント等を通じて、市民と施設利用者の交流と理解の推進を図ります。

調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングにおいて、市民全体に障害理解を広げるための方策を当事者や関係機関とともに検討していきます。



< 障害者差別解消の推進 >

【主要事業】

No 3101

障害者差別に関する相談		障害福祉課
事業概要	各部署に寄せられた障害を理由とする差別に関する相談等を取りまとめ、差別を解消するための取組について障害者差別解消支援地域協議会等の場で検討します。	
今後の方向・目標	継続します。	

No 3102

市役所における研修・合理的配慮の推進		障害福祉課
事業概要	職員が障害の知識を習得するとともに、障害理解を促進するための研修会を実施します。	
今後の方向・目標	受講対象者の範囲や実施時期・回数、効果的な内容を検討します。	

【主要事業】

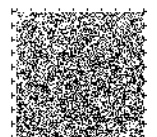
No 3103

障害者差別解消法の普及啓発		障害福祉課
事業概要	共生社会の実現を目指し、各種イベントや研修会等を通じて、障害者差別解消法の概要や合理的配慮について、市民や市内事業者に向けて普及啓発を行います。	
今後の方向・目標	継続します。	

【主要事業】

No 3104

障害者差別解消支援地域協議会		障害福祉課
事業概要	地域における障害者差別に関する相談等の情報を共有し、差別を解消するための取組を協議します。	
今後の方向・目標	継続します。	



< 障害理解の促進と地域交流 >

【主要事業】

		No	3105
ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発		障害福祉課	
事業概要	東京都が作成したヘルプマークと、調布市が作成したヘルプカードの普及啓発を行います。		
今後の方向・目標	今後も市民や商業施設を中心に普及啓発を図ります。		

		No	3106
人権に関する教育・啓発の促進		市民相談課	
事業概要	人権啓発活動のうち小学生を対象とした「人権の花」運動、「人権メッセージ発表会」、中学生を対象とした「人権作文コンテスト」を実施。市内小中学校の訪問、小学校での朝礼時の人権講話、調布市福祉まつりでの人権啓発PRブースの設置を実施しています。		
今後の方向・目標	今後も継続します。子どもたちに対し、人権について、理解しやすい様、啓発を図ります。		

		No	3107
市立障害者施設を活用した地域交流		障害福祉課	
事業概要	市立施設において、スペースの地域住民への貸し出し、施設行事、地域イベントへの参加等を通じて、地域住民との交流及び障害者施設への理解促進を図ります。 希望の家 会議室の貸出、地域の集い 知的障害者援護施設 地域交流室の一般開放、すずかけフェスタ ちょうふだぞう 活動室の貸出、カフェ「ほっとれ～る」運営 こころの健康支援センター 団体室の貸出		
今後の方向・目標	継続し、各施設が地域に溶け込んだ施設となるよう運営してまいります。		

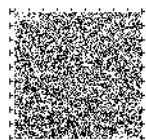
「ヘルプカード」

障害のある方が緊急連絡先、医療情報、手伝ってほしい内容などを記載し、普段から身に付けておくことで、緊急時や災害時、日常の困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。障害福祉課の窓口で配布しています。



「ヘルプマーク」

障害のある方に限らず、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々のためのマークです。



(2) バリアフリーのまちづくり

障害の有無に関わらず，誰に対してもやさしいバリアフリーのまちづくりをハード，ソフトの両面から推進します。

現行計画期間の振り返り

「調布市バリアフリー基本構想」に基づき，平成 24 年度末に「調布市バリアフリー特定事業計画」を取りまとめ，こころのバリアフリーパンフレットなどを作製し啓発を行いました。平成 25 年度以降は，各特定事業者が特定事業計画に従ってバリアフリー整備を推進しています。（交通対策課）

布田駅，国領駅の駅前広場の整備においては，それぞれの駅をよく利用される視覚障害者の方と意見交換を重ねながら，視覚障害用誘導ブロックの配置を決定しました。（街づくり事業課）

調布駅周辺の恒久的駐輪場確保のため，平成 27 年度に地下駐輪場を都市計画に定め，平成 28 年 4 月事業認可を取得しています。（交通対策課）

平成 24 年 3 月策定の「調布市公共サイン整備方針」に基づき，飛田給駅周辺地区の公共サイン整備計画を策定し，整備しました。（交通対策課）

平成 26 年度に市職員対象にカラーバリアフリー研修を実施しました。また，小学生を対象に福祉のまちづくりで，ハード・ソフト両面のバリアフリーについての出前講座を実施しました。（福祉総務課・交通対策課）

今後の課題

バリアフリーのまちづくりの推進

駅前広場の整備により駅周辺のバリアフリー化は進んでいますが，今後も街全体や交通バリアフリーの推進のため，各事業者と協力しつつ，当事者の声も取り入れながらバリアフリー化を進めることが必要です。



基本的方向性

<誰もが住みやすいバリアフリーのまちづくり>

「調布市バリアフリー基本構想」及び「調布市バリアフリー特定事業計画」などに基づき、事業者と連携しながらバリアフリー整備を推進します。

当事者との意見交換などにより障害のある方の視点を取り入れ、誰もが住みやすいと感じられるバリアフリーのまちづくりに取り組みます。

<福祉のまちづくりの推進>

「調布市福祉のまちづくり条例」に基づく「福祉のまちづくり推進計画」を定め、関係部署と連携してハード・ソフト両面から福祉のまちづくりを推進します。

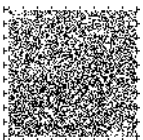
事業計画

<誰もが住みやすいバリアフリーのまちづくり>

【主要事業】

No 3201

交通バリアフリーの推進		交通対策課
事業概要	交通環境の一体的・重点的なバリアフリー化を図ることにより、全ての方が円滑に移動できるようにすることを旨とし、「調布市バリアフリー基本構想」に基づく「調布市バリアフリー特定事業計画」を着実に実施し、交通環境のバリアフリー化に取り組んでいます。	
今後の方向・目標	「調布市バリアフリー基本構想」と基本構想に基づく「調布市バリアフリー特定事業計画」は平成32年度が目標年次であり、平成33年度以降については、国が定める次期基本方針に沿った見直しが必要になることが想定されるため、平成32年度から基本構想の見直しについて検討します。	



No	3202
----	------

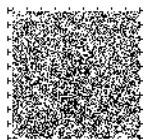
人と環境にやさしい道路の整備		道路管理課
事業概要	高齢化社会を迎えて、バリアフリーの声が高まる中、市民が安全で快適に通行できる道路づくりを進めるため、主要幹線道路や駅周辺の歩道のバリアフリー化整備及び車道の低騒音排水性舗装整備を行っています。	
今後の方向・目標	今後も高齢者や障害者にやさしい道路づくりとして、歩道の段差解消や誘導ブロックの設置などを行い、バリアフリー化を進めていきます。また、歩道の透水性舗装や低騒音排水性舗装など環境にやさしい道路づくりを行っています。	

No	3203
----	------

駅前広場の整備		街づくり事業課
事業概要	京王線連続立体交差事業により、これまで鉄道により分断されていた市街地が一体化することから、交通結節機能の強化と広くて歩きやすい歩道の改良など、歩行者の回遊性に配慮した、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎのある駅周辺の創出を目的としています。	
今後の方向・目標	基本計画にもとづき、駅前広場の整備を推進します。	

No	3204
----	------

放置自転車対策・駐輪場の整備		交通対策課
事業概要	歩行者や緊急車両等の通行の妨げになる駅周辺の放置自転車等を削減するため、放置自転車等の撤去を行います。また、恒久的な自転車等駐車場の整備を推進し、安全で快適な交通環境の整備を進めます。	
今後の方向・目標	調布駅やつつじヶ丘駅周辺の自転車等駐車場の整備に取り組みます。また、自転車等駐車場の整備にあわせ、放置自転車等の撤去強化を図ります。	

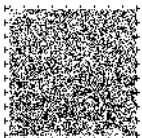


調布市公共サイン整備方針の策定		都市計画課
事業概要	<p>平成 27 年 3 月に策定した「調布市公共サイン整備ガイドライン」に基づき、調布駅・布田駅・国領駅、3 駅の「調布市中心市街地公共サイン整備計画」を策定。駅前広場、道路整備等の工事進捗状況に合わせてサインの設置を進めています。</p> <p>平成 31 年 9 月「ラグビーワールドカップ」開催に合わせ、大会会場周辺の国内外旅行者、障害者が観やすく解り易い公共サインの新設、既存サインの盤面変更を行います。</p>	
今後の方向・目標	<p>公共サイン未整備の市内京王線各駅【仙川駅・つつじヶ丘駅・柴崎駅・京王多摩川駅】周辺の整備計画を作成し、案内・誘導サインの整備を行います。</p>	

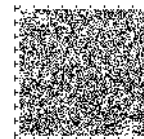
<福祉のまちづくりの推進>

【主要事業】

福祉のまちづくり条例の推進		福祉総務課
事業概要	<p>福祉のまちづくりについての基本理念に沿って、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施設の整備及びサービスの向上を図るための施策に係る基本的事項を定め、協働してその施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで温かいまち調布の実現を目指します。</p>	
今後の方向・目標	<p>平成 29 年度に改訂した推進計画にもとづき、関係部署と連携してハード・ソフト両面から福祉のまちづくりを推進します。</p>	



(3) 情報提供



福祉サービスや地域生活に関する必要な情報を、様々な障害特性に応じた方法で提供します。

現行計画期間の振り返り

市役所内で平成 26 年度に音声コード導入研修を実施し、希望する課へ音声対応アプリをインストールしました。また、「24 時間テレビ」からの寄付で 19 部署に音声コード対応携帯電話セット等を配布しました。

市配布の印刷物では、音声コードの印刷に努めています。

市のホームページ運用では、音声読み上げやウェブアクセシビリティ支援ツールを掲載するとともに、障害の有無に関わらず誰もが必要な市政情報を得られるよう、ウェブアクセシビリティガイドラインに基づいたコンテンツの作成、修正を行っています。(広報課)

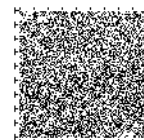
障害者差別解消法の職員向け研修では、ウェブアクセシビリティに関する「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の説明を行い、市公式ホームページ以外での取組を進めるよう情報提供しました。(広報課)

視覚障害者等の印刷物をそのままでは利用できない市民に、音訳・点訳等の資料変換による資料提供を行っています。(図書館)

平成 29 年度に駅前広場の整備状況を踏まえて、バリアフリーハンドブックを作成しました。

平成 27 年 4 月に、市内で子育てに関する活動を行う民間団体が子育てに関する情報に特化したサイト「調布子育て応援サイト コサイト」を開設し、多くの情報を発信しています。市は、この団体に対しサイトの創設費及び管理運営費を助成しました。(子ども政策課)

生涯学習情報システム(さがす見つかるシステム)のレスポンス対応(スマートフォン等端末での表示対応)やウェブアクセシビリティ改善のため、機能修正を行いました。より使いやすいサイトを目指し、地域情報も発信・検索できる「ちょうふ地域コミュニティサイト」へのリニューアルを行いました。(生涯学習交流推進課・協働推進課)



障害に応じた多様な情報提供，コミュニケーション支援

障害の有無に関わらず必要な情報に誰もがアクセスできるよう，音声，文字情報，手話，色合い，ルビや内容の平易化によるわかりやすさなど，情報バリアフリーを推進し，多様な形態での情報提供体制を確保していく必要があります。

また，情報技術の進化に対応し，従前の提供方法の見直しや，新しい技術の活用の検討も必要です。

必要な人に必要な情報を届ける体制の整備

情報発信の内容を充実させる一方で，必要な情報が発信できているか，それが必要な人に届いているかということにも留意する必要があります。

相談窓口や福祉サービスがあっても，その情報が届かないために利用できずにいる人がいないようにするために，多様な媒体を活用して情報発信に努めることが必要です。また，障害のある当事者や家族だけでなく，市民全体へ向けて，さらに，障害のある方の地域生活に関わる様々な関係機関，障害福祉分野以外のサービス商業施設，交通事業者などへ向けての情報発信も必要です。

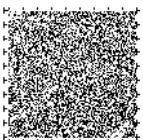
基本的方向性

< 障害特性に応じた情報提供体制の整備 >

音声コードの普及や市ホームページにおけるウェブアクセシビリティの向上，イベント等における手話通訳者の配置，その他新たな IT 技術の活用など，多様な障害特性に応じた情報バリアフリーを推進し，障害のある方への情報保障に努めます。

< 多様な情報の提供 >

障害のある方の地域生活に関わる様々な情報を，ホームページ，市報，冊子の作成その他様々な方法で的確に提供していきます。



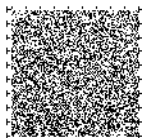
< 障害特性に応じた情報提供体制の整備 >

		No	3301
音声コードの作成		障害福祉課	
事業概要	<p>市が視覚障害者等に送付する文書等を音声コードに変換して添付することで、活字文書読み上げ装置等で音声による読み上げを可能にし、情報のバリアフリーを図ります。</p> <p>平成26年度より、音声コード対応方法について市役所内で説明を行い、各課で実施してもらうよう周知に努めています。</p>		
今後の方向・目標	<p>引き続き、市で配布する印刷物に音声コードを印刷し、視覚障害者の方に読んでいただけるよう努めていきます。</p>		

		No	3302
手話通訳者・要約筆記者の配置		障害福祉課	
事業概要	<p>市が主催する講演会、会議等の実施の際に、聴覚障害者が参加できるよう手話通訳、要約筆記者を配置します。</p>		
今後の方向・目標	<p>市の各部署への周知を図り、配置を推進します。</p>		

【主要事業】		No	3303
調布市ホームページ運用事務		広報課	
事業概要	<p>障害者や高齢者を含め、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮した運用を行います。</p>		
今後の方向・目標	<p>ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格 適合レベル AA 準拠を目指します。</p>		

【主要事業】		No	3304
市報等発行事務		広報課	
事業概要	<p>毎月5日・20日に発行する市報を視覚障害者等のために、紙面以外の方法でお届けします。</p> <p>声の広報 市報の内容をカセットテープなどに音声録音し、希望者に郵送配付します。</p> <p>市報ちょうふテキストデータのホームページ掲載 パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、市報ちょうふのテキストデータを市のホームページに掲載します。</p>		



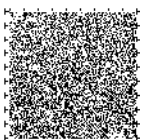
	市報ちょうふテキストデータのメール送信 パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、希望者に、市報ちょうふのテキストデータをメールにて送信します。
今後の方向・目標	継続します。

		No	3305
広報番組制作事務		広報課	
事業概要	<p>ケーブルテレビやコミュニティFMを活用し、映像や音声で市政情報をお届けします。</p> <p>テレビ広報ちょうふ：ケーブルテレビ（J:COM） 映像で市政情報をお伝えします。文字情報も活用し、聴覚に障害のある方にも分かるよう工夫します。</p> <p>調布市ほっとインフォメーション：調布FM（83.8MHz） 音声で市政情報をお伝えします。</p>		
今後の方向・目標	継続します。		

< 多様な情報の提供 >

		No	3306
市報、ホームページでの情報提供（障害福祉課）		障害福祉課	
事業概要	市報、ホームページ、さがす見つかるシステム（生涯学習・市民活動情報システム）の活用により、保健・医療・福祉・関連施設及び団体に関する情報を提供し、障害者の地域生活を支援しています。		
今後の方向・目標	継続します。		

		No	3307
「障害者福祉のしおり」の作成		障害福祉課	
事業概要	障害児・者に関する諸制度、利用案内等を冊子にまとめ、窓口で配布しています。		
今後の方向・目標	内容、読みやすさの充実を図り随時改訂版を発行していきます。		



No 3308

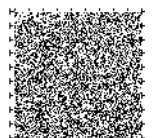
バリアフリーハンドブックの配布		障害福祉課
事業概要	市民の外出時の利便性向上と地域における障害理解の促進を目的として平成 29 年度に作成した調布市バリアフリーハンドブックを配布します。	
今後の方向・目標	まちの状況の変化などを注視し，必要に応じて更新を検討します。	

No 3309

子育て支援に関する情報提供		子ども政策課 子ども家庭課
事業概要	<p>子ども家庭課窓口の子育て支援サービス相談員を配置し，子育て支援に関する制度や事業等の情報提供及びその利用に関する相談業務を行い，子どもや子育て家庭の支援を図ります。</p> <p>また，子育てに関する情報を掲載した「元気に育て！！調布っ子」の発行を行い，窓口で相談者や転入者に配布を行います。</p> <p>さらに，健康推進課と連携し，妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実に向けて「子育てガイド」を発行し，初めて出産をする妊婦の方への情報提供についても充実を図っています。</p>	
今後の方向・目標	引き続き，子育て支援に関する情報提供の発信に努め，子育て家庭への支援を行っていきます。	

No 3310

生涯学習情報システム(さがす見つかるシステム)の活用		協働推進課 文化生涯学習課
事業概要	<p>「生涯学習情報システム(さがす見つかるシステム)」を再構築しリニューアルした「ちょうふ地域コミュニティサイト」を活用し，生涯学習・市民活動団体や各種イベント情報に加え，地域情報を発信し，地域の中での活動や学びの場の充実を図ります。</p> <p>サークル・団体を探す検索条件として「障がい者」の項目を設けているため，条件にあった情報を検索することができます。</p>	
今後の方向・目標	<p>生涯学習・市民活動情報にとどまらず様々な地域情報に市民がアクセスできるよう，随時システム機能の改修・改善を図りながら，地域情報共有の中心的な役割を担うサイトとして活用していきます。</p> <p>また，市の公式ホームページをはじめ，様々なホームページと情報を共有しながら，地域の情報を発掘し，効果的に共有するコミュニティサイト活用事業を展開します。</p>	



(4) 地域ネットワークづくり

地域住民・団体などによるボランティア，地域活動などを支援し，地域住民相互のネットワークづくりと協働の体制づくりを進めます。

現行計画期間の振り返り

市内 6 か所にボランティアコーナーを設置，専任のボランティアコーディネーターを配置し，より身近な地域での相談に対応しています。特別支援学校等への通学支援をボランティアで行ったり，市内各学校への出前講座で障害特性の理解と支援のあり方の学習機会の提供を行っています。(福祉総務課)

市内 20 の小学校区，全地区での地区協議会設立に向けた支援を実施しています(平成 28 年度：16 か所)。また，大地震等に備え，地区協議会が実施する防災訓練への障害を持つ方の参加機会が持てるよう，地域と障害者団体との橋渡しを試みています。(協働推進課)

全ての地域福祉センターに音声案内装置を設置し，改修時にはバリアフリー化等に努め，「ふれあいの家」では，利用者の要望等を踏まえ，大規模改修時にバリアフリー化に努めています。(協働推進課)

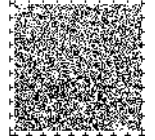
見守りネットワークの推進のため，市内 10 か所全ての地域包括支援センターに担当者を配置し，地域への事業 PR を実施するとともに，通報により速やかに相談支援を行いました。(高齢者支援室)

誰もが参加しやすい市民参加や協働の仕組みづくりのため，「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」(平成 25 年 4 月施行)，「調布市パブリック・コメント手続条例」(平成 26 年 12 月施行)，「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」(平成 28 年 4 月施行)を制定しました。(政策企画課)

多様な市民参加を得るための工夫として，手話通訳者の同席，専門的な知識を持った委員と市民委員の理解に差が生じないように，わかりやすい用語の使用，車いす利用者が利用できる会場の選定など，必要に応じた配慮を行っています。(政策企画課)



今後の課題



ボランティアなど多様な担い手の育成

専門人材としての福祉人材の育成だけでなく，ボランティアなど多様な担い手による支援もあわせて活用を検討することが必要です。また，そのためには，市民全体に障害理解を広げていくことも必要です。

基本的方向性

< ボランティア活動，地域団体の活性化と協働 >

ボランティア，地域団体などの育成や支援を通じて，地域における様々な住民主体の活動を支援するとともに，地域の住民相互のネットワークづくりを促進することで，地域における「支え合い」や福祉との連携による見守り体制づくりを推進します。

「調布市市民参加プログラム」等による取組を充実させ，障害者も参加しやすい配慮や，市民，地域団体との協働の仕組みづくりを推進します。

< 活動拠点の整備 >

地域福祉センター，ふれあいの家など市民活動や地域組織，ネットワークの活動拠点となる施設の整備，維持管理に努めます。施設の改修工事等の際には，障害のある方もより使いやすい施設となるようバリアフリー化を図ります。

事業計画

< ボランティア活動，地域団体の活性化と協働 >

【主要事業】

No	3401
----	------

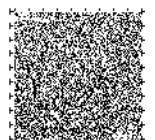
市民活動支援センターの運営

協働推進課

事業概要

様々な分野の市民活動団体，ボランティア，NPO法人等，地域で活躍する個人や団体を総合的に支援し，それぞれが交流，連携して活動するための拠点施設として，調布市市民プラザあくるす内に，市民活動支援センターを設置しています。

市民活動支援センターでは，市民活動の中間支援として，情報の収集・提供，各種相談，啓発事業，交流事業，活動場所の提供等を実施し，市民活動の活性化を図っています。



今後の 方向・目標	幅広い分野の市民活動の活性化に向け、現在の業務委託契約が終了する平成30年度以降のセンター機能の検討とあわせて、既存事業の整理・拡充や、行政とNPO法人等との協働の仕組みづくりを進めます。また、現在、障害者支援を含む福祉分野に長けた調布市社会福祉協議会が運營業務を担っていることから、引き続き、これまで培った経験をいかし、障害を持つ方の地域活動支援などにも積極的に取り組みます。
--------------	---

No	3402
----	------

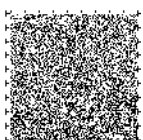
ボランティアコーナーの運営支援		福祉総務課
事業概要	市民の地域活動への自発的な参加を推進・支援するため、ボランティアコーナーやボランティア活動推進事業を運営する社会福祉協議会に補助を行います。	
今後の 方向・目標	地域住民がボランティア活動へより参加してもらうための方策として、ボランティアコーディネーターが地域福祉コーディネーター等と連携し、地域課題の解決に向けて引き続き取り組みます。	

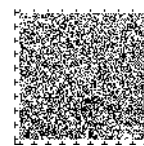
No	3403
----	------

地域福祉活動団体への支援		福祉総務課
事業概要	次に掲げる要件を備える活動を行っている団体に対し、助成を行い、地域の特性に合った福祉サービスの提供を促進します。 1 主たる活動地域が調布市内であること 2 民間の非営利団体（法人格の有無、種類は問わず）であること 3 市内における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等に関する内容を主とする活動であること 4 同一年度中に他の助成金・補助金を受けない活動であること	
今後の 方向・目標	より多くの団体が助成を受けることにより、住民の主体的な地域福祉活動を促進します。	

No	3404
----	------

地区協議会の設立と支援		協働推進課
事業概要	概ね、小学校区を単位として、地域コミュニティの活性化を図り、地域の連帯感を高めるとともに、地域の課題を地域全体で考え、解決していくために、地域住民が自主的・主体的に運営するネットワーク組織として、地区協議会の設立と運営の支援を行っています。	
今後の 方向・目標	引き続き、地区協議会未設立の地域に対して設立に向けた準備を支援するとともに、既設地区協議会の運営支援を行います。また、大地震等の有事に備え、地区協議会の様々な活動を通じ、障害を持つ方を含め、地域における互いの顔の見える関係性づくりを推進します。	





No	3405
----	------

見守りネットワークの推進		高齢福祉担当
事業概要	<p>調布市見守りネットワーク事業(愛称:みまもっと)は,市内のひとりぐらしの高齢者や障害者,生活困窮者など支援が必要な方々が,住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けられるよう,「地域包括支援センター」を核として展開している地域による見守りのネットワークです。</p> <p>地域住民,協力団体等が,日常生活や業務活動の中で,地域の高齢者等の異変や生活上の支障等に気づいたら,各地域の地域包括支援センターに連絡し,センターが対象者の現状把握と即時対応を行い,状況に応じて適切な相談窓口の紹介や福祉サービスの提供へつなげるものです。</p>	
今後の方向・目標	<p>地域住民や地域の関係機関・関係団体等の協力を得て,「みまもっと」の充実を図り,地域の見守り体制を強化していきます。</p> <p>各地域包括支援センターを核とする地域の中のネットワークと,市内全域を統括する協力団体との全市的ネットワークの二つの面から,連携を推進していきます。</p> <p>地域住民に向けて見守りのポイントや見守りの必要性について学ぶ「見守りサポーター養成講座」を開催し,さらなる見守りネットワークの拡大を目指します。</p>	

No	3406
----	------

誰もが参加しやすい『市民参加』『協働』の仕組みづくり		政策企画課
事業概要	<p>市民参加と協働を推進するため,平成16年11月に市民参加の基本的なルールとして「調布市市民参加プログラム」を定め,また,平成22年3月には職員向けの手引きとして「市民参加ガイドライン」,「協働推進ガイドライン」を作成し,市民参加と協働に関する理解を深めながら,その一層の推進に取り組んできました。</p> <p>平成25年度には市民参加と協働を市における自治の基本理念とした「調布市自治の理念と市政経営に関する基本条例」を制定し,この条例を具現化する取組の一つとして,平成26年度に「調布市パブリック・コメント手続条例」を施行し,平成28年度には「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」を施行しました。これらの条例を適切に運用することにより,市民により開かれた市政を推進し,市政運営における公正性の確保・透明性の向上を図りながら,市民参加と協働のまちづくりを一層推進しています。</p> <p>市民参加プログラム等に基づき実施した前年度の市民参加手続と協働事業の取組状況を実践状況報告書としてまとめ,効果や課題等を検</p>	

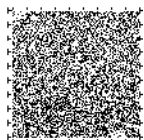


	証し，多様な市民参加を得るための工夫として，手話通訳者やガイドヘルパーの同席のほか，車いす利用者でも利用できる会場の選定など，必要に応じた配慮を行っています。また，各種研修等を通じ，庁内で市民参加と協働の実践状況を共有し，運用改善に努めるとともに，市報やホームページ等で公表し，幅広い意見の把握や今後の市民参加と協働の仕組みづくりにつなげています。
今後の方向・目標	<p>市民参加プログラムは策定から12年が経過する中，「調布市自治の理念と市政経営に関する基本条例」等の内容やこれまでの参加と協働の実践を通じた課題整理を踏まえ，現行の仕組みの確認・検証を進めるとともに，引き続き幅広い意見の把握につながる工夫や運用改善に努め，参加と協働の仕組みづくりにつなげていきます。</p> <p>また，今後も職員向けの研修を実施し，参加と協働の推進に関する職員の意識付けと能力向上を図り，多様な市民参加を得るための工夫を図るとともに，参加と協働の前提となる市政情報の市民との共有の観点から，市における市民参加と協働の実践状況を市報やホームページ等で公表します。</p>

< 活動拠点の整備 >

	No	3407
地域福祉センターの管理運営		協働推進課
事業概要	<p>地域住民の福祉，文化の向上及び住民相互の連帯ときずなを深め，豊かな地域社会の形成を図るため，市内10か所に設置しています。</p> <p>施設管理・運営は一般財団法人調布市市民サービス公社に業務委託しています。</p>	
今後の方向・目標	<p>大規模な改修工事があった場合など，施設のバリアフリー化に努めていきます。また，施設更新の際には複合多機能化について検討します。</p>	

	No	3408
ふれあいの家の整備		協働推進課
事業概要	<p>地域の住民相互の心のふれあいと連携を高め，住み良い地域社会を形成するために，市内18か所に設置しています。管理運営については指定管理者制度により，地域住民で組織された運営団体によって管理運営されています。</p>	
今後の方向・目標	<p>大規模な改修工事があった場合など，施設のバリアフリー化に努めていきます。今後も地域住民が気軽に利用できる施設として運営委員会と協議していきます。</p>	



(5) 災害時の支援

災害時，緊急時などにおける障害のある方が安全に避難できるよう，支援体制の整備や防災対策などを行います。

現行計画期間の振り返り

災害時の地域防災力の向上を図るために，災害時要援護者避難支援プランを策定し，平成 25 年度は講演会，平成 26 年度はシンポジウム等を実施しました。平成 29 年 3 月には，災害時要援護者避難支援プランを再編・統合し，新たに「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定しました。（福祉総務課）

「調布市地域防災計画」については，東日本大震災後の国や都の計画修正で平成 25 年 9 月に修正，平成 25 年 6 月の災害基本法改正で平成 27 年 4 月に修正を行っています。また，平成 29 年度に水防法の改正等に伴う修正を行う予定です。（総合防災安全課）

防災マップは平成 27 年 11 月に修正し，平成 28 年 3 月に全戸配布を実施し，洪水ハザードマップは平成 29 年 11 月に修正し全戸配布を行いました。（総合防災安全課）

アレルギー対応粉ミルクやお粥，とろみ剤など，要配慮者のための食料の備蓄を進めました。また，食物アレルギーの誤食防止や，手話通訳ができる方に着用してもらおうビブスなど，要配慮者の方々を想定した物資の備蓄を進めました。（総合防災安全課）

障害者グループホームが消防法の要件を満たすために設置する防災対策設備の費用について，平成 28 年度より補助金を交付することとしました。

平成 24 年度より，障害者を対象に救急医療情報キットの配布を開始しています。当初の配布では，調布市福祉作業所等連絡会と協働し，個別訪問による対応も実施しました。



地域の組織を活用した災害時の障害者支援

「避難行動要支援者避難支援プラン」を推進し、自治会などの地域組織との連携を進め、災害時における障害者への支援体制を確保する必要があります。あわせて、避難所における障害者の支援体制の整備も必要です。

基本的方向性

< 避難支援体制の整備 >

「調布市避難行動要支援者避難支援プラン」による地域組織との連携をさらに推進し、災害時における障害のある方の避難支援体制を構築するとともに、障害のある方向けの「初動対応マニュアル」の作成し、支援を行います。

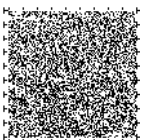
< 防災対策の充実 >

防災マップ・洪水ハザードマップ等による情報提供において障害のある方にも必要な情報が提供できるよう取組を進めるとともに、防災拠点の整備や備蓄品の確保などにおいても、障害のある方に配慮した防災対策を充実させます。

< 緊急時の対応体制の強化 >

緊急通報システムや救急医療情報キットの普及を図り、一人暮らし等でも在宅生活において突然の体調不良、事故、火災その他の緊急事態に迅速かつ的確に対処できる体制づくりを進めます。

グループホームの消防設備等の設置補助などにより、福祉施設における防災対策の充実を図ります。



< 避難支援体制の整備 >

【主要事業】

No 3501

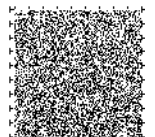
避難行動要支援者避難支援プランの策定		福祉総務課
事業概要	<p>「調布市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、災害時に適切に避難することが困難な避難行動要支援者の名簿を整備し、消防、警察、民生委員・児童委員、福祉関係団体、地域で活動する組織等との平常時からの連携に努めます。</p> <p>また、地域組織との連絡会を実施し、協定締結団体に対する取組支援を行うとともに、新たな団体との協定締結に向けた取組を強化します。</p>	
今後の方向・目標	<p>引き続き、要支援者支援に関する地域組織との更なる協定の締結を進め、地域による共助の体制づくりを充実させるよう努めます。</p> <p>また、避難行動要支援者施策の検討、同要支援者の名簿作成・更新に向けて、関係機関との連絡会の設置や情報共有体制の整備に取り組むとともに、確認が取れない方への対応について検討していきます。</p>	

No 3502

災害時要援護者台帳の整備		障害福祉課
事業概要	<p>障害状況、医療情報及び緊急連絡先等災害時に必要となる個人情報を市に登録してもらい、民生委員及び調布消防署と情報共有を行うことで、災害時に障害児・者が迅速かつ適切な支援が受けられる体制を整備します。</p>	
今後の方向・目標	<p>福祉総務課所管の地域防災計画に基づく災害台帳との統合が可能かどうか等、今後のあり方を検討します。</p>	

No 3503

災害時初動対応マニュアル		障害福祉課
事業概要	<p>障害者のための災害時における初動行動マニュアル(身体障害・知的障害・精神障害・視覚障害・聴覚障害・高次脳機能障害)を作成します。</p>	
今後の方向・目標	<p>平成29年度中に3種類のマニュアル(身体障害・知的障害・精神障害)を作成し、視覚障害・聴覚障害・高次脳機能障害については平成30年度に作成予定です。</p>	



< 防災対策の充実 >

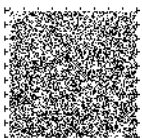
【主要事業】

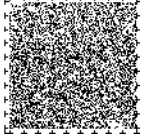
No 3504

地域防災計画の修正		総合防災安全課
事業概要	<p>地域防災計画は、災害対策基本法で策定が義務付けられており、市や消防・警察等の行政機関やライフライン関係機関が災害時に行うべき業務等を定め、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。</p> <p>上位計画である国や東京都が策定する計画の修正及び見直しが行われた際は、国や都の計画内容、被害想定、近年の災害における教訓等を反映し、修正を行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>計画の修正及び見直しについては、国や都の計画の修正内容を踏まえるとともに、パブリック・コメントや住民説明会などを実施し、被害を受ける市民の視点からの意見を取り入れることにも配慮して行います。</p>	

No 3505

防災マップ・洪水ハザードマップの配布		総合防災安全課
事業概要	<p>平時は、マップ更新時に全戸配布を行うとともに、窓口配布及び訓練・出前講座等の催事にあわせて配布しており、市内の避難場所や災害時の情報収集方法・避難時の心得など、災害対策全般を記載し、市民へ情報提供を行っています。</p> <p>また、洪水ハザードマップ、防災マップともに、点字版と音声版を視覚障害者向けに作成し、一部の施設で閲覧が可能です。</p> <p>【常時設置場所】</p> <p>総合防災安全課窓口 市民課窓口 神代出張所</p> <p>市内地域福祉センター 市内図書館</p> <p>【視覚障害者向け設置場所】</p> <p>総合防災安全課窓口 障害福祉課窓口 総合福祉センター</p> <p>市内地域福祉センター 市民活動支援センター(調布市市民プラザあくるす2階)</p>	
今後の方向・目標	<p>様々な催事等で継続的に周知を図り、市民の防災行動力の向上を推進していきます。また、見直し等に合わせて、視覚障害者向けに音声コードの添付についても検討していきます。</p>	





No 3506

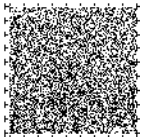
防災拠点の整備		総合防災安全課
事業概要	調布基地跡地留保地を活用し、防災公園の整備を行うことで、日頃から防災意識向上のための施設として利用を図るとともに、発災時の防災活動拠点としての利用を行います。	
今後の方向・目標	防災機能を有する公園として整備していく予定であり、整備に当たっては、災害時要援護者の方にも利用が可能な施設構造を検討していきます。	

No 3507

防災備蓄品の確保・充実		総合防災安全課
事業概要	調布市地域防災計画にもとづき、災害時の避難所となる市内の公立小中学校など、公共施設(29か所)に備蓄倉庫を設置しています。また、災害が発生した際、避難所1か所当たり約1,000人の市民の方々が避難すると想定しています。これにもとづき、各避難所には3日分の食料、組立て式及び携帯用トイレなどをはじめとする生活用品など約50種類を備蓄しています。 食料品を中心に消費期限到達及び経年劣化等による入替えを行っています。	
今後の方向・目標	食料品等の消費期限による入替え、二次避難所(福祉避難所)の新規認定に伴う備蓄の拡充及び被害想定の見直し等に伴う備蓄物資・数量の見直しを行います。 備蓄品の選定、更新に当たっては、女性や高齢者、子どものいる家庭、災害時要援護者等に対して配慮すべく、福祉や子ども関係の部署に意見を伺うなど、より多くの意見をもとに検討を進めていきます。	

No 3508

木造住宅の耐震化促進事業		住宅課
事業概要	昭和56年5月31日以前に建築された、市内の1戸建ての木造住宅の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に係る費用の助成を実施しています。また、建築士等の耐震に係る専門家を派遣し、無料で簡易耐震診断を行い、その結果の説明、耐震化に対する助言を行う耐震アドバイザー制度を実施しています。	
今後の方向・目標	耐震改修促進計画に掲げた住宅の耐震化の目標達成のため、耐震化に係る費用に対する助成や耐震アドバイザーの派遣を引き続き進めていくとともに、耐震改修に係る助成金の限度額の引き上げ等の検討も行います。	

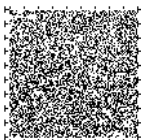


< 緊急時の対応体制の強化 >

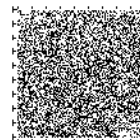
		No	3509
障害者救急医療情報キット給付事業		障害福祉課	
事業概要	市内在住の障害児・者に対し、医療情報や緊急連絡先等を記載した書面を専用の容器に入れて、各家庭の冷蔵庫に保管するための救急医療情報キットを配布し、救急時等において迅速かつ適切な医療等の支援を受けられる環境を整備します。		
今後の方向・目標	精神障害者も増加傾向にあるため、今後も継続して実施します。		

		No	3510
障害者火災安全・緊急通報システム事業		障害福祉課	
事業概要	家庭内で病気や事故等の緊急事態が起きたときや火災が起こってしまったときのために、民間の緊急通報システムの貸与及び火災に対応できる体制を整えることで、障害者の火災や緊急時における安全を確保します。		
今後の方向・目標	在宅の重度障害者が家庭内で病気、事故、火災等緊急事態が生じた際に、速やかに適切な支援が行えるよう今後も事業を継続します。		

		No	3511
グループホーム防災対策事業費補助		障害福祉課	
事業概要	障害者グループホームが消防法の要件を満たすために設置する防災対策設備の費用に対し補助することによって、安全なグループホーム整備の推進を図ります。		
今後の方向・目標	継続します。		



(6) 当事者の参画



障害のある当事者が市政に参画することや、主体となって様々な地域での活動を行うことを支援します。

現行計画期間の振り返り

平成 27 年度末、地域福祉推進会議規則の改正を行い、障害のある当事者の意見を計画に反映できるように、障害者団体から必ず 2 人の委員が参加するようになっていきます。(福祉総務課)

障害者地域自立支援協議会では、全体会をはじめ様々な会議や講演会を開催して、地域課題を抽出し「障害者総合計画」への意見具申を行っています。平成 29 年度には、「障害者差別解消法」に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を付加しました。

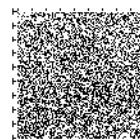
次世代育成支援協議会では「調布市子ども条例」の理念の実現のため、「調布っ子すこやかプラン(調布市次世代育成支援行動計画)」の策定に向けた検討を行い(平成 26 年度までの計画期間)、策定後は事業進捗を管理し、障害福祉課や子ども発達センターが実施する障害児関連の事業実績も確認しました。(子ども政策課)

子ども・子育て会議では、国の指針に基づき、新しい「調布っ子すこやかプラン(調布市子ども・子育て支援事業計画)」(平成 27～31 年度)の策定に向けた検討を行いました。この計画の中で、障害のある子ども等への事業を明記するとともに、「調布市障害者総合計画」に位置付けてある障害児支援と連携を図りました。(子ども政策課)

バリアフリー推進協議会では、バリアフリー特定事業計画の進捗状況を確認し、委員の意見を事業者にフィードバックしています。(交通対策課)

「こころの健康支援センター」では、当事者も参加するサロンを 1 か所から 2 か所に拡充し、発達障害者当事者茶話会の支援や、精神障害者、発達障害者の当事者講師活動の支援、各種委員会への当事者の派遣を行いました。

「ちょうふだぞう」では、障害者が自由に過ごせるオープンスペースを運営し、ティールームにて「おしゃべりの会」「音楽の会」等の自主グループ活動を行っています。利用者の要望に応じて「カメラの会」「のりものの会」等



の自主グループ活動を企画し、側面的にサポートしています。

「地域活動支援センタードルチェ」では、ドルチェサロンを運営し、企画運営は障害のある当事者協力員 7 人が行っています。また、中途視覚、中途失難聴者、高次脳機能障害者に特化したサロンも運営し、それぞれの障害特有の悩みや情報交換の場として活用されています。

今後の課題

市政への参画・協働の推進

障害のある当事者、家族が、市が設置する委員会等への参加、パブリック・コメントなど様々な機会を通じて市政に参画できる体制の充実が必要です。その際には、参加する当事者に対してわかりやすく、かつ、当事者の意見、ニーズをしっかりと反映させながら進めることが重要です。

当事者活動の場所、機会の確保

障害のある当事者や家族が、事業者からサービスの提供を受けるだけでなく、自らが主体となってサロンを運営して当事者や家族同士のネットワークを深めたり、生活の楽しみを広げたりする活動の充実が必要です。

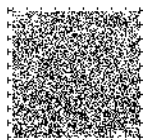
そのためには、運営面からの支援、場所の確保など設備面からの支援の双方が求められています。

基本的方向性

< 市政への参画の推進 >

市が設置する様々な委員会、協議会等に当事者や家族の委員をおくことで、障害者の視点からの意見を市政に反映させ、障害の分野から調布のまちを見直す契機、機会の充実を図ります。

地域活動支援センターでの当事者サロンの運営支援や、こころの健康支援センターでの施設開放等を通じて、当事者がともに余暇を楽しんだり、お互いに情報交換や相談等ができるように、活動場所の提供やその他の支援を行っていきます。



< 市政への参画の推進 >

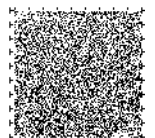
		No	3601
市が設置・運営する会議等への参画		障害福祉課ほか	
事業概要	<p>市が設置・運営する様々な審議会，協議会，委員会などにおいて，障害のある当事者や家族の参画を進めます。</p> <p>(例) 障害者地域自立支援協議会（障害福祉課） 地域福祉推進会議（福祉総務課） 子ども・子育て会議（子ども政策課） 次世代育成支援協議会（子ども政策課） バリアフリー推進協議会（交通対策課）</p>		
今後の方向・目標	<p>市の施策や事業等に当事者の意見を反映させ，誰もが住みやすいまちづくりを推進するために，今後も当事者委員の参加などを通じて，当事者，家族の意見の反映に努めます。</p>		

		No	3602
障害者地域自立支援協議会		障害福祉課	
事業概要	<p>地域の障害福祉に関する情報，調整，開発，教育，権利擁護，評価機能などのネットワークやシステムづくりの中核的な役割を果たすことを目的として障害者地域自立支援協議会を運営しています。個別支援会議等を基に地域課題を抽出し，情報を共有し，具体的な協働を進めていきます。地域の社会資源の開発や新しい施策についての定期的な協議の場としても機能しています。</p>		
今後の方向・目標	<p>運営会議やサービスのあり方検討会を経て抽出した地域課題については，ワーキング内容に反映させ，継続した協議を行っていきます。障害種別のかたよりを無くし，横断的に地域の課題や実情を鑑みて柔軟に対応できる協議会を引き続き目指します。</p>		

< 当事者活動への支援 >

		No	3603
こころの健康支援センターの施設開放		障害福祉課	
事業概要	<p>こころの健康支援センターの施設を，精神障害者やその家族が自主的に活動できる場所として提供します。</p>		
今後の方向・目標	<p>継続します。</p>		

「第5章 2(1) 自発的活動支援事業」(153 ページ)



当事者サロンの運営支援 (障害者地域活動支援センター事業) (調布市こころの健康支援センターの運営)		障害福祉課
事業概要	障害のある方やそのご家族の情報交換や仲間作り ,意見交換の場としてサロンの運営を支援します。また ,当事者同士で様々な活動を行う自主グループについて ,場所の確保やメンバー ,ボランティアの募集等の活動支援を行っています。	
今後の方向・目標	参加者の高齢化や固定化が課題であり ,今後は新たな方に参加してもらえよう ,活動内容の工夫や広報について検討をしていきます。	

「第5章 2(1) 自発的活動支援事業」(153 ページ)



コラム

調布市障害者総合計画策定委員会に参加して

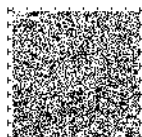
今回 ,調布市障害者総合計画策定委員会の委員をやらせて頂き ,ありがとうございました。

最初はとても難しい話をすると思いましたが ,様々な障害当事者や家族 ,各事業所の方などが様々な立場の方からの意見がとても刺激になりました。

また ,私も障害当事者として地域で生活している体験を話したり ,数人の委員と事前に勉強会を行なったりしながらとても楽しく参加させてもらいました。

今後も誰もが対等な関係で安心して楽しく生活できる地域(調布市)になるようにみんなで協力していきたいです。

高江洲 幸男 (本計画策定委員。市民公募)



第5章 障害福祉サービス等の見込み量・成果目標

(第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)

第5期調布市障害福祉計画・第1期調布市障害児福祉計画では、障害者総合支援法に定める「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」並びに児童福祉法に定める「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」について、計画期間（平成30年度から平成32年度）におけるその必要な見込み量と、それらの提供体制を確保するための方策を定めます。

1 障害福祉サービス等の見込み量

ここで言う「障害福祉サービス等」とは、障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」「相談支援」及び児童福祉法に基づく「障害児通所支援」「障害児相談支援」の総称として用います。

これらは、それぞれの法令にサービスの内容、基準等が示されており、全国で統一的に実施するサービスとされています。

【各サービスの実績及び見込み量の表記について】

調布市が支給決定の実施主体となっている利用者を対象としています。

各サービスにおける実績及び見込み量は、利用時間数及び利用日数については各年度の全ての利用者の利用量の年間合計の数値を、利用者数については年間の実利用者数を記載しています。

平成29年度の実績については、本計画の策定中に数値が確定しないため、平成29年度の一部実績をもとに算定した推計値となります。

「(2) 日中活動系サービス」及び「(5) 児童通所サービス」においては、第4期計画までは調布市においては、年間の実利用人数のみを見込み量として定めていましたが、より利用実態に即した内容とするため、第5期より延べ利用日数についても計画に含めることとします。

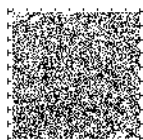


(1) 訪問系サービス

サービスの概要

ホームヘルパーが居宅を訪問して介護などの日常生活全般にわたる支援を行うサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

サービス名称	内容
居宅介護	ヘルパーが利用者の自宅を訪れ、生活の支援を行います。以下の4つからなっており、総称して「居宅介護」と言います。 <ul style="list-style-type: none">・身体介護 ... 入浴，排せつ，食事などの介護・家事援助 ... 掃除，洗濯，食事づくりなどの家事の支援・通院等介助 ... 病院などへの通院の介助・乗降介助 ... 介護タクシー等の利用に伴う乗り降りの介助
重度訪問介護	重度の肢体不自由，知的障害，精神障害又は難病により常に介護を必要とする人に，自宅で，入浴，排せつ，食事の介護，外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害のある方の移動（外出）時に，視覚的情報（代筆・代読）の支援や移動の援護，排せつ・食事等の介護を行います。一般的には「ガイドヘルパー」とも呼ばれます。
行動援護	知的障害，精神障害により行動に著しい困難のある人が行動するときに，危険を回避するために必要な支援，外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	特に重度の障害により介護の必要性が著しく高い人に，自宅での介護や外出，作業所などでの日中の活動，居住の場など生活に関わる複数のサービスを包括的に提供します。



第4期計画の評価と今後の課題

重度訪問介護，同行援護，行動援護の利用実績は，計画値以上の増加となっています。

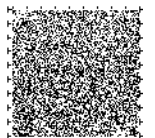
重度訪問介護は，入所施設からの地域移行等による新規利用者の増加が続いています，

同行援護については，平成27年10月より，調布市の支給基準の見直し（上限時間数の引上げ）を行いました。一人当たりの利用時間数が増加しています。

行動援護については，平成27年度に市内で新たに2か所のサービス提供事業所が開設しました。一人当たりの利用時間数が増加しています。

利用ニーズの増加に対して，従事者（ヘルパー）の不足により，希望する日時や内容でサービスが提供できる事業所が見つからない等の事例が見られ，利用者数の増加に対応できる従事者（ヘルパー）の確保と育成が課題です。

重度知的障害者の余暇，外出支援のため，専門性のある行動援護従事者の確保が課題です。



サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
居宅介護	延べ利用時間数 (時間)	計画	18,300	19,200	20,000
		実績 (計画比)	17,531 (95.8%)	19,638.75 (102.3%)	19,948 (99.7%)
	実利用者数 (人)	計画	250	260	270
		実績 (計画比)	236 (94.4%)	254 (97.7%)	260 (96.3%)
重度訪問介護	延べ利用時間数 (時間)	計画	120,000	125,300	130,800
		実績 (計画比)	138,065.5 (115.1%)	146,409 (116.8%)	158,206 (121.0%)
	実利用者数 (人)	計画	49	51	53
		実績 (計画比)	57 (116.3%)	58 (113.7%)	53 (100.0%)
同行援護	延べ利用時間数 (時間)	計画	7,900	8,300	8,600
		実績 (計画比)	8,442.5 (106.9%)	10,445 (125.8%)	11,337 (131.8%)
	実利用者数 (人)	計画	42	44	46
		実績 (計画比)	44 (104.8%)	45 (102.3%)	49 (106.5%)
行動援護	延べ利用時間数 (時間)	計画	7,800	8,200	8,600
		実績 (計画比)	7,548.5 (96.8%)	8,953 (109.2%)	9,578 (111.4%)
	実利用者数 (人)	計画	51	53	55
		実績 (計画比)	54 (105.9%)	55 (103.8%)	58 (105.5%)
重度障害者等 包括支援	延べ利用時間数 (時間)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	実利用者数 (人)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
合計	延べ利用時間数 (時間)	計画	154,000	161,000	168,000
		実績 (計画比)	171,587.5 (111.4%)	185,455.75 (115.2%)	199,069 (118.5%)
	実利用者数 (人)	計画	394	410	426
		実績 (計画比)	391 (99.2%)	412 (100.5%)	420 (98.6%)

【基本的な考え方】

利用者一人ひとりに必要とされるサービス量の提供が保障されることを基本と考えます。

利用者数、利用時間数ともに、制度開始以降現在まで増加傾向にあります。今後も、以下の要因からこの傾向は続くと考えます。

- ・地域移行によるニーズの増加
- ・相談支援等を通じた潜在的ニーズの掘り起こし
- ・既存ニーズに対してこれまで十分利用できていなかった利用者について、提供体制の確保による一人当たり利用時間数の増加

第4期中の各サービスの増加傾向を基に、第5期中のサービス量を見込みます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
居宅介護	延べ利用時間数 (時間)	19,948	20,500	21,000	21,500
	実利用者数 (人)	260	260	265	270
重度訪問介護	延べ利用時間数 (時間)	158,206	166,000	174,000	182,000
	実利用者数 (人)	53	56	58	60
同行援護	延べ利用時間数 (時間)	11,337	11,700	12,000	12,300
	実利用者数 (人)	49	51	53	55
行動援護	延べ利用時間数 (時間)	9,578	10,100	10,600	11,100
	実利用者数 (人)	58	60	62	64



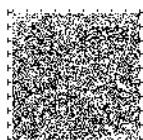
サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
重度障害者等 包括支援	延べ利用時間数 (時間)	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0
合計	延べ利用時間数 (時間)	199,069	208,300	217,600	226,900
	実利用者数 (人)	420	427	438	449

「重度障害者等包括支援」は、事業所がきわめて少なく（都内 5 か所。平成 29 年 9 月時点）、市内にも事業所がないことから、利用を見込んでいません。

【提供体制確保のための方策】

調布市福祉人材育成センターにおける事業を推進し、従事者（ヘルパー）の育成・確保による供給体制の整備を推進します。各養成研修に加え、資格取得者への就職へのマッチング、フォローアップやネットワークづくりによる離職防止や事業所の参入等を促進し、総合的、効率的な福祉人材の育成体制を構築することで、引き続き人材の量的な確保と質の向上を図ります。

調布市福祉人材育成センターにおいて、行動援護従事者養成研修（平成 29 年度から）や、医療的ケアに対応できる介護職の養成研修（平成 30 年度から）を新たに実施します。



(2) 日中活動系サービス

サービスの概要

施設などにおいて日中に行われる介護や訓練などの場を提供するサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

サービス名称	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、施設において日中の入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	18 か月を限度として、地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要な身体機能の維持・向上のための訓練を行います。これまで身体障害者・難病患者に限られていましたが、平成30年4月から障害種別を問わず利用可能となります。
自立訓練 (生活訓練)	24 か月を限度として、地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要な生活能力の維持・向上のための訓練を行います。これまで知的障害者・精神障害者に限られていましたが、平成30年4月から障害種別を問わず利用可能となります。 住居を提供し宿泊により訓練を行う「宿泊型自立訓練」もあります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対し、24 か月を限度として、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型	一般企業などでの就労が困難な人に対し、雇用契約により働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 B型	一般企業などでの就労が困難な人のうち、障害の程度や年齢等の面で雇用されることが困難になった人や、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に、働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般企業などで就労している人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。 (平成30年4月から新設されるサービスです。)



- 1 「生活介護」の実績及び見込み量の算定においては、障害児施設に入所している 18 歳以上の入所者の利用分を除いて算定しています。
(27 年度：4 人，28 年度及び 29 年度：5 人)
- 2 「就労移行支援」の実績及び見込み量の算定においては、「就労面のアセスメント」のための利用分は、短期間の利用であるため除いて算定しています。(27 年度：10 人，28 年度：10 人，29 年度：13 人)

第 4 期計画の評価と今後の課題

新たに事業所開設を行う事業者への開設相談や、開設経費に係る補助金による支援を行い、サービスの拡大と日中活動場所の整備を進めました。市内初となる就労継続支援 A 型事業所が開設し、利用実績が増加しています。

今後も特別支援学校等卒業生を始め、新規利用者も引き続き増加傾向にあり、様々な利用者のニーズに応じた継続的な整備が必要です。

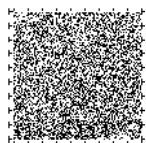
調布市こころの健康支援センターにおけるデイ事業について、障害者総合支援法に基づく「自立訓練（生活訓練）」事業に移行し、事業費確保による利用者拡大を図りました。

事業所の拡大の一方で、重度知的障害者、発達障害者、高齢障害者など、利用者の障害内容に応じた支援員の専門性の向上も必要です。

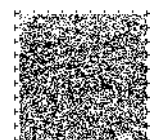
第 4 期計画中の事業所開設数

第 4 期計画中の開設支援見込数：4 か所以上

年度	開設数	サービス種別
27 年度	1 か所	・自立訓練（生活訓練） （こころの健康支援センターデイ事業の移行）
28 年度	1 か所	・就労継続支援 A 型 （うち市開設補助 1 か所）
29 年度	4 か所	・就労継続支援 B 型（2 か所） ・多機能型（生活介護，就労継続支援 B 型） ・就労移行支援 （うち市開設補助 2 か所（補助金交付は 28 年度））



サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
生活介護	延べ利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	84,782	83,665	87,361
	実利用者数 (人)	計画	391	399	408
		実績 (計画比)	393 (100.5%)	402 (100.8%)	410 (100.5%)
自立訓練 (機能訓練)	延べ利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	400	0	140
	実利用者数 (人)	計画	5	5	5
		実績 (計画比)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)
自立訓練 (生活訓練) 宿泊型含む。	延べ利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	6,657	7,537	7,845
	実利用者数 (人)	計画	145	145	145
		実績 (計画比)	140 (96.6%)	133 (91.7%)	134 (92.4%)
就労移行支援	延べ利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	7,311	9,103	9,092
	実利用者数 (人)	計画	79	83	86
		実績 (計画比)	79 (100.0%)	101 (121.7%)	94 (109.3%)
就労継続支援 A型	延べ利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	1,764	3,423	4,318
	実利用者数 (人)	計画	6	7	8
		実績 (計画比)	14 (233.3%)	28 (400.0%)	26 (325.0%)
就労継続支援 B型	延べ利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	79,612	83,607	88,695
	実利用者数 (人)	計画	542	553	566
		実績 (計画比)	572 (105.5%)	601 (108.7%)	610 (107.8%)

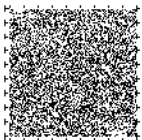


【基本的な考え方】

利用者の意向，障害の程度，年齢等，その人に合った活動の場が整備されることを基本とします。

今後の特別支援学校等卒業生に必要な日中活動場所が確保されるよう，卒業生の見込み数及び利用が想定されるサービス種別等の推計から，必要なサービス量を見込みます。

就労定着支援（平成30年度からの新設サービス）は，福祉施設から一般就労に移行した利用者数の実績をもとに利用者数を見込みます。

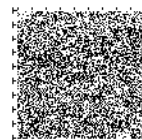


【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
生活介護	延べ利用日数 (日)	87,361	94,000	96,200	98,400
	実利用者数 (人)	410	440	450	460
自立訓練 (機能訓練)	延べ利用日数 (日)	140	750	750	750
	実利用者数 (人)	1	5	5	5
自立訓練 (生活訓練) 宿泊型含む。	延べ利用日数 (日)	7,845	8,000	8,000	8,000
	実利用者数 (人)	134	140	140	140
就労移行支援	延べ利用日数 (日)	9,092	9,600	10,100	10,600
	実利用者数 (人)	94	99	104	109
就労継続支援 A型	延べ利用日数 (日)	4,318	4,700	5,050	5,400
	実利用者数 (人)	26	28	30	32
就労継続支援 B型	延べ利用日数 (日)	88,695	86,500	88,000	89,500
	実利用者数 (人)	610	600	610	620
就労定着支援	実利用者数 (人)	-	10	13	16

1 第4期計画までは調布市においては、年間の実利用者数のみを見込み量として定めていましたが、より利用実態に即した内容とするため、第5期より延べ利用日数についても計画に含めることとします。

2 一部の市内事業所において、平成30年4月より「就労継続支援B型」から「生活介護」への事業変更（定員20人分）の予定があるため、平成30年度以降の各サービスの見込み量に反映しています。

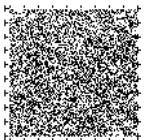


【提供体制確保のための方策】

開設経費の補助については，平成 28 年度から導入した補助対象事業者の公募制を継続し，より利用者のニーズ及び市の課題に即したサービスの拡大を図ります。

施設運営に係る各種補助制度を継続し，日中活動系サービス事業所の安定的運営の支援とともに，サービスの質の確保，向上を図ります。

新設サービスである「就労定着支援」については，市が設置する就労移行支援事業所である「すまいる分室」にて平成 30 年度より新たに事業を実施します。



(3) 居住系サービス

サービスの概要

利用者に居住の場を提供し、主に夜間の介護を行うサービスです。居住系サービスの利用者も、日中の時間帯は別途何らかの「日中活動系サービス」を利用します。対象となるサービスは、次のとおりです。

サービス名称	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人に対し、医療機関で主に日中に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	入所施設よりも小規模な共同生活を行う住居で、食事や掃除などの家事支援、日常生活上の相談支援のほか、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護、日中活動利用支援などを行います。
自立生活援助	地域で単身生活をしている人などに対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。 (平成30年4月から新設されるサービスです。)
短期入所 (ショートステイ)	自宅での介護者の病気などの理由により、短期間の入所が必要な人に対し、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

「施設入所支援」の実績及び見込み量の算定においては、障害児施設に入所している18歳以上の入所者の利用分を除いて算定しています。

(27年度：4人、28年度及び29年度：5人)



第4期計画の評価と今後の課題

施設入所支援は、地域移行や長期入院による退所等による減少が新規入所者を上回り、全体数としては減少しています。

市内2か所めの重度重複障害者グループホームの開設支援を行い、平成29年2月に開設しました。また、当該グループホームで重度重複障害者を対象とした緊急一時保護事業(市単独事業のショートステイ)を開始しています。

第4期計画中のグループホーム開設数

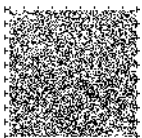
第4期計画中の開設支援見込数：3か所以上

年度	開設数	主な対象者
27年度	0か所	
28年度	3か所	知的障害者2か所、重度重複障害者1か所
29年度	0か所	

グループホームへの防災設備(スプリンクラー設備等)の設置に対して補助を行い、利用者の安全確保を図りました。

グループホームの量的拡大に伴い、人材確保やグループホーム同士のネットワーク構築も課題です。また、量的拡大だけでなく、利用者の高齢化、重度化や、様々な障害のニーズに対応したグループホームの整備も課題です。

グループホームの設置や地域での暮らしに当たっては、近隣住民の障害理解が不可欠であり、差別解消や障害理解を促進する取組も必要です。



サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
施設入所支援	実利用者数 (人)	計画	143	141	139
		実績 (計画比)	146 (102.1%)	144 (102.1%)	143 (102.9%)
療養介護	実利用者数 (人)	計画	23	23	24
		実績 (計画比)	22 (95.7%)	21 (91.3%)	21 (87.5%)
共同生活援助	実利用者数 (人)	計画	193	200	207
		実績 (計画比)	200 (103.6%)	222 (111.0%)	220 (106.3%)
短期入所	延べ利用日数 (日)	計画	5,750	6,050	6,350
		実績 (計画比)	5,972 (103.9%)	6,916 (114.3%)	7,411 (116.7%)
	実利用人数 (人)	計画	135	140	145
		実績 (計画比)	149 (110.3%)	160 (114.3%)	160 (110.3%)

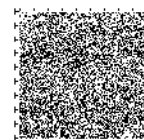
第5期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

入所施設や精神科病院への入院等からグループホームへの地域移行を進めるため、また、障害者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、グループホームの利用拡大が今後も必要です。

各年度においてグループホーム1か所程度の開設を見込みます。

施設入所支援については、平成28年度末時点の利用者数(135人)を基礎に、今後の地域移行等による退所者数と新規の利用者数をほぼ同一と想定し、利用者数を見込みます。



【サービス見込み量】

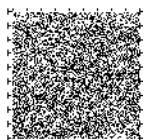
サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
施設入所支援	実利用者数 (人)	143	140	138	135
療養介護	実利用者数 (人)	21	21	22	22
共同生活援助	実利用者数 (人)	220	228	236	244
自立生活援助	実利用者数 (人)	-	3	4	5
短期入所	延べ利用日数 (日)	7,411	7,600	7,850	8,100
	実利用者数 (人)	160	165	170	175

【提供体制確保のための方策】

グループホームの新規開設及び運営に係る各種補助制度を継続し，市内におけるグループホームの利用拡大を推進します。

グループホームの設置について地域での協力や理解が得られるよう，事業者からの相談に応じるとともに，市民全体への障害理解の普及促進を図ります。

今後新規に開設するグループホームへの短期入所枠の設置を推進します。



(4) 相談支援

サービスの概要

利用者や保護者との相談を通じて、サービス全体の利用調整や、地域生活の支援を行うサービスです。

サービス名称	内容
計画相談支援	障害者総合支援法に基づくサービス ⁽¹⁾ を利用する人の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用が始まったら、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。
地域移行支援	施設等に入所している障害者または精神科病院等に入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や訪問等の支援を行います。
障害児相談支援	児童福祉法に基づくサービス ⁽²⁾ を利用する児童や保護者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用が始まったら、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。

「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」とは・・・

障害福祉サービス等を利用されている方が、地域で生活していくときに必要となる様々なサービス等を上手に活用するためにつくる計画です。計画の内容は、市がサービスの支給決定を行う際の参考とするほか、実際のサービス利用時には、支援に関わる人たちの「共通目標」となります。

計画により利用者の意向をサービスに反映しやすくなり、一つの計画をもとに関係者が情報を共有することで、より一体的な支援を受けることができます。

- 1 訪問系サービス(130ページ)、日中活動系サービス(135ページ)、居住系サービス(141ページ)の全てと、地域移行支援、地域定着支援を指します。
- 2 児童通所サービス(148ページ)の全てを指します。



第4期計画の評価と今後の課題

各サービスとも、相談支援事業所の不足により、計画で見込んだサービスの拡大が図れませんでした。相談支援専門員の量的・質的な拡大が必要です。

平成27年度以降、全ての利用者について必須とされた「サービス等利用計画」(障害児支援利用計画)も、現状では、計画相談支援では約40%、障害児相談支援では約80%の利用者が「セルフプラン」による作成となっています。

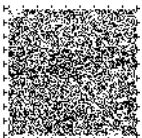
サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
計画相談支援	実利用者数 (人)	計画	1,400	1,450	1,500
		実績 (計画比)	696 (49.7%)	787 (54.3%)	825 (55.0%)
地域移行支援	実利用者数 (人)	計画	6	6	6
		実績 (計画比)	4 (66.7%)	0 (0.0%)	3 (50.0%)
地域定着支援	実利用者数 (人)	計画	20	30	40
		実績 (計画比)	1 (5.0%)	2 (6.7%)	3 (7.5%)
障害児相談支援	実利用者数 (人)	計画	310	330	350
		実績 (計画比)	75 (24.2%)	79 (23.9%)	80 (22.9%)

第5期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

いわゆる「セルフプラン」による対応は、法の趣旨を踏まえ、利用者等の自由な意思決定に基づくものを除き、必要最低限度とすることを基本とし、今後も順次「セルフプラン」から相談支援事業所による計画作成への移行を推進します。

サービスを利用する全ての障害者・障害児が計画相談支援・障害児相談支援を利用することが原則とされていることから、サービス全体の利用者数の伸びを勘案して必要量を見込みます。



施設入所者の地域移行，精神科病院の長期入院患者の退院の促進を図るとともに，在宅障害者が地域生活を継続できる取組を実施します。

単身で生活する障害者が安心して地域生活を継続できるよう，地域定着支援の拡大を図ります。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
計画相談支援	実利用者数 (人)	825	1,400	1,450	1,500
地域移行支援	実利用者数 (人)	3	6	6	6
地域定着支援	実利用者数 (人)	3	20	30	40
障害児相談支援	実利用者数 (人)	80	310	330	350

【提供体制確保のための方策】

新たに相談支援事業を実施する事業所の開設を促進するため，引き続き，事業者との相談対応，開設への働きかけ等を行います。また，高齢福祉分野との連携促進を図るため，介護保険における居宅介護支援(ケアマネジャー)事業所の参入促進を図ります。

調布市障害者地域自立支援協議会に設置している専門部会「サービスのあり方検討会」を通じて，相談支援専門員の質の向上及び均質化と，事業所間の情報共有を推進し，適切な福祉サービスの調整を実施します。



(5) 児童通所サービス

サービスの概要

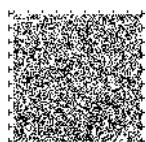
障害のある，または適切な療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童について，施設への通所などにより，必要な療育を実施するサービスです。（児童福祉法に基づくサービスです。）

サービス名称	内容
児童発達支援	障害児に対し，通所により日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練などを行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し，児童発達支援と同様のサービスに加え，医療機関での治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校に就学している障害児に対し，授業の終了後または休業日に通所により生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進などの活動を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等の状態にあり，障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し，居宅を訪問して発達支援を行います。 (平成30年4月から新設されるサービスです。)
保育所等 訪問支援	障害児が通う保育所等を専門スタッフが定期的に訪問し，その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

第4期計画の評価と今後の課題

放課後等デイサービスは，量的拡大が進み，第4期計画の期間中に事業所数も1.5倍以上(12事業所→21事業所)に増加しています。一方で，重度知的障害児，肢体不自由児，重症心身障害児などが利用できる事業所は限られており，医療的ケアの必要な児童も含め，今後も整備が必要です。

平成29年10月に，市内に重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所が開設されています。

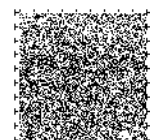


第4期計画中の事業所開設数

第4期計画中の開設支援見込数：2か所以上

年度	開設数	備考
27年度	4か所	うち市開設補助2か所
28年度	0か所	
29年度	5か所	うち1か所は重症心身障害児対象

サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
児童発達支援	延べ利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	8,803	9,240	10,220
	実利用者数 (人)	計画	84	87	90
		実績 (計画比)	76 (90.5%)	103 (118.4%)	127 (141.1%)
医療型 児童発達支援	延べ利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	417	423	420
	実利用者数 (人)	計画	8	8	8
		実績 (計画比)	8 (100.0%)	6 (75.0%)	6 (75.0%)
放課後等 デイサービス	延べ利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	29,597	35,752	41,318
	実利用者数 (人)	計画	255	270	285
		実績 (計画比)	263 (103.1%)	291 (107.8%)	325 (114.0%)
保育所等 訪問支援	延べ利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	16	8	9
	実利用者数 (人)	計画	5	6	7
		実績 (計画比)	4 (80.0%)	3 (50.0%)	2 (28.6%)



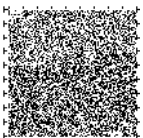
【基本的な考え方】

児童発達支援，放課後等デイサービスでは，事業所の新規参入が現在も続いていることから，今後も一定程度利用が伸びる傾向は継続すると見込みます。一方で，今後は肢体不自由児，重症心身障害児，医療的ケアを必要とする児童などの重度の障害のある児童の利用先の確保に優先して取り組みます。

保育所等訪問支援は，市内で唯一の事業所である「子ども発達センター」での受け入れを想定している人数を見込み量として定めます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
児童発達支援	延べ利用日数 (日)	10,220	11,300	11,700	12,100
	利用者数 (人)	127	130	135	140
医療型 児童発達支援	延べ利用日数 (日)	420	450	450	450
	利用者数 (人)	6	8	8	8
放課後等 デイサービス	延べ利用日数 (日)	41,318	42,600	44,500	46,400
	利用者数 (人)	325	335	350	365
居宅訪問型 児童発達支援	延べ利用日数 (日)	-	24	36	48
	利用者数 (人)	-	2	3	4
保育所等 訪問支援	延べ利用日数 (日)	9	60	60	60
	利用者数 (人)	2	5	5	5



【提供体制確保のための方策】

開設経費の補助については、平成 28 年度から導入した補助対象事業者の公募制を継続し、肢体不自由児、重症心身障害児、医療的ケアの必要な児童等、より利用者のニーズに対して不足している分野及び市の課題に即したサービスの拡大を図ります。

施設運営に係る各種補助制度を継続し、日中活動系サービス事業所の安定的運営の支援とともに、サービスの質の確保、向上を図ります。

新設サービスである「居宅訪問型児童発達支援」については、今後国から示される事業所の指定基準、従事者の要件等を踏まえつつ、市が設置する「調布市子ども発達センター」での実施を検討します。

子ども発達センターでの「保育所等訪問支援」サービスの一層の周知を図ります。



2 地域生活支援事業の見込み量

「地域生活支援事業」は、「障害福祉サービス」と同様に「障害者総合支援法」に基づくサービスですが、こちらは全国統一の基準ではなく、サービスの内容を都道府県、市町村などの自治体で定め、地域の実情に合わせて実施する事業です。実施する内容や形態（直営・委託・補助など）とそれに係る事業者の報酬、利用者負担額などの仕組みは自治体により異なります。

全ての自治体が原則実施するとされている「必須事業」と、市町村が独自に定めて実施する「任意事業」があります。

特に専門性の高い事業、広域的な対応が必要な事業については、都道府県が地域生活支援事業として実施します。

（参考例）東京都地域生活支援事業

- ・発達障害者支援センター運営事業
- ・高次脳機能障害支援普及事業
- ・障害児等療育支援事業
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業 など

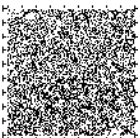
【各事業の実績及び見込み量の表記について】

各事業における実績及び見込み量は、各年度の年間合計の数値を記載しています。

一部の事業については、事業の性格上、国の基本指針に沿って見込み量を数値ではなく「事業の実施の有無」で定めます。

平成 29 年度の実績については、本計画の策定中に数値が確定しないため、平成 29 年度の一部実績をもとに算定した推計値となります。

一部の事業については、事業の性格上、国の基本指針に沿って見込み量を数値ではなく「事業の実施の有無」で定めます。



(1) 必須事業

サービスの概要と第4期計画期間の振り返り

理解促進研修・啓発事業

障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業です。

(該当・関連事業)

- ・地域で支える体制づくりモデル事業(28ページ。No.1108)
- ・精神保健福祉に関する普及啓発(33ページ。No.1204)
- ・地域活動支援センター事業(89ページ。No.2602)
- ・ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発(104ページ。No.3105)

事業は継続的に実施していますが、障害者差別解消法の普及啓発等とともに、今後も更なる取組が必要です。

サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
理解促進研修 ・啓発事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

自発的活動支援事業

障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業です。

(該当・関連事業)

- ・こころの健康支援センターの施設開放(127ページ。No.3603)
- ・当事者サロンの運営支援(128ページ。No.3604)

地域活動支援センター、こころの健康支援センターなどの事業、施設を活用し、当事者主体による活動の支援を行いました。



サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
自発的活動 支援事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

相談支援事業

障害福祉サービスの「相談支援」とは異なり、いわゆる一般的な相談や幅広いケアマネジメントを行います。障害者やその家族からの相談に応じ、地域における生活のために必要な情報の提供や、障害福祉サービス利用に関する支援等、必要な支援を行う事業です。

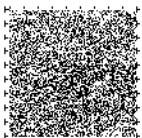
(該当・関連事業)

- ・障害者相談支援事業（26ページ。No.1102）
- ・基幹相談支援センター（26ページ。No.1101）

ドルチェ、ちょうふだぞう、希望ヶ丘の3事業所で障害者相談支援事業を実施するとともに、障害福祉課に基幹相談支援センターを設置し、3か所の相談支援事業所との連携を強化しつつ、相談支援の充実を図っています。

住宅入居等支援事業は、地域の体制整備等広域的な取組を中心として、障害者相談支援事業の一環として継続して実施しています。

サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
障害者相談 支援事業	箇所	計画	3	3	3
		実績	3	3	3
基幹相談支援 センター	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
市町村相談支援 機能強化事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
住宅入居等 支援事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有



成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる方で、成年後見制度の利用に要する費用（申立費用、後見等報酬）の支払いが困難な方にその費用を支給する事業です。

（該当・関連事業）

- ・成年後見制度の利用支援（44 ページ。No.1506）

申立する親族がいない障害者の申立費用を助成する事業としての利用実績はありませんが、障害福祉課にて市長申立ての支援を行った事例は継続的にあり、ここでは当該件数を実績として計上します。

サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
成年後見制度 利用支援事業	件	計画	2	2	2
		実績 (計画比)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	2 (100.0%)

成年後見制度法人後見支援事業

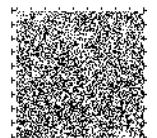
障害者に係る民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業です。

（該当・関連事業）

- ・多摩南部成年後見センターの運営（43 ページ。No.1504）

近隣4市と共同で設立・運営している一般社団法人多摩南部成年後見センターにおいて、福祉面に配慮した法人による後見事務等を実施しています。

サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有



意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者などに対し、手話通訳・要約筆記などの方法により意思疎通支援を行う者の派遣を行う事業です。

(該当・関連事業)

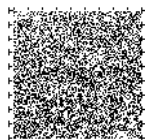
- ・聴覚障害者等コミュニケーション支援事業(48ページ。No.1605)
- ・手話通訳者の配置(48ページ。No.1606)

利用実績は見込み量に達していませんが、より多くの方が必要時に手話通訳等を利用できる環境を確保するため、通訳者を今後も養成、確保していくことが必要です。

障害福祉課に手話通訳者(非常勤特別職)を配置し、市役所に来庁する聴覚障害者の手続き等の支援を行っています。

サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
手話通訳者 派遣	延べ利用者数 (人)	計画	700	720	720
		実績 (計画比)	558 (79.7%)	544 (75.6%)	538 (74.7%)
要約筆記者 派遣	延べ利用者数 (人)	計画	25	30	30
		実績 (計画比)	5 (20.0%)	7 (23.3%)	26 (86.7%)
手話通訳者 設置	設置者数 (人)	計画	1	1	1
		実績	1	1	1

「延べ利用者数」は、1件の派遣依頼ごとに「1人」と数えています。



日常生活用具給付等事業

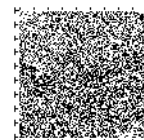
障害者等に対し、特殊ベッド、各種信号装置、ストーマ装具、住宅改修などの日常生活用具を給付する事業です。

(該当・関連事業)

- ・日常生活用具費支給事業(49ページ。No.1609)
- ・住宅改修費の支給(95ページ。No.2710)

サービスの特性上、各年度で実績の差異がありますが、概ね計画値から極端に乖離することなく推移しています。利用者からの個別の相談に応じ支給決定を行うとともに、必要に応じて対象用具の見直し・追加等を行いました。

サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
介護・訓練 支援用具	延べ利用件数 (件)	計画	15	15	15
		実績 (計画比)	11 (73.3%)	17 (113.3%)	26 (173.3%)
自立生活 支援用具	延べ利用件数 (件)	計画	35	35	35
		実績 (計画比)	38 (108.6%)	39 (111.4%)	52 (148.6%)
在宅療養等 支援用具	延べ利用件数 (件)	計画	30	30	30
		実績 (計画比)	23 (76.7%)	31 (103.3%)	30 (100.0%)
情報・意思疎通 支援用具	延べ利用件数 (件)	計画	30	30	30
		実績 (計画比)	42 (140.0%)	20 (66.7%)	20 (66.7%)
排泄管理 支援用具	延べ利用件数 (件)	計画	3,500	3,500	3,500
		実績 (計画比)	3,164 (90.4%)	3,635 (103.9%)	4,065 (116.1%)
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修)	延べ利用件数 (件)	計画	15	15	15
		実績 (計画比)	10 (66.7%)	12 (80.0%)	14 (93.3%)



手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援を行う者（手話奉仕員）を養成する事業です。

専門性の高い手話通訳者，要約筆記者，盲ろう者向け通訳・介助員の養成は都道府県事業として実施されます。

（該当・関連事業）

・手話講習会事業（51 ページ。No.1622）

調布市社会福祉協議会が実施する手話通訳者養成事業に補助を行い，引き続き必要な手話奉仕員の確保を図りました。

サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数 (人)	計画	70	80	90
		実績 (計画比)	98 (140.0%)	103 (128.8%)	110 (122.2%)

入門・基礎クラス修了者数

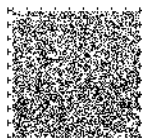
移動支援事業

一人では外出できない知的障害者，精神障害者（発達障害者，高次脳機能障害者を含みます。），全身性障害者，難病患者等について，ガイドヘルパーを派遣し，外出の支援を行う事業です。

（該当・関連事業）

・移動支援費支給事業（37 ページ。No.1301）

利用者数は増加傾向にあり，ニーズに応えられるだけの従事者の確保が課題となっています。



サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
移動支援事業	延べ利用時間数 (時間)	計画	12,500	13,000	13,500
		実績	12767.5 (102.1%)	13,887 (106.8%)	14,727 (109.1%)
	実利用者数 (人)	計画	160	165	170
		実績	168 (105.0%)	178 (107.9%)	170 (100.0%)

地域活動支援センター

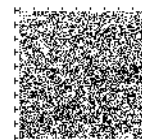
基本事業としての居場所機能，創作活動，生産活動の機会を提供するほか，相談支援事業や社会資源との連携，地域ボランティアの育成助言，障害者に対する理解促進のための普及啓発事業を行います。

(該当・関連事業)

- ・地域活動支援センター事業(89ページ。No.2602)

ドルチェ，ちょうふだぞう，希望ヶ丘の3か所の相談支援事業所で事業を実施しています。相談支援事業の利用者数の増加とともに本事業の利用者数も計画値を上回るペースで増加しています。

サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
地域活動支援 センター	設置箇所数 (箇所)	計画	3	3	3
		実績 (計画比)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)
	実利用者数 (人)	計画	765	800	835
		実績	806 (105.4%)	855 (106.9%)	977 (117.0%)



第5期計画における事業実施の方向性

引き続き基幹相談支援センター（障害福祉課）と、3か所の相談支援事業所を中心とした相談支援体制を継続し、障害のある方と家族の相談支援に取り組んでいきます。

意思疎通支援事業については、これまでの実績をもとに見込み量を設定しますが、手話通訳、要約筆記は聴覚障害、音声機能障害または言語機能障害によりコミュニケーションに支援の必要な方の地域生活及び社会参加のために必須のものであり、今後も充実を図ります。

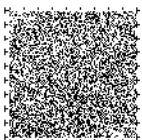
第5期計画より、手話通訳者派遣及び要約筆記者派遣の見込み量の単位を「述べ利用件数」に改めます（カウント方法は第4期までと同様に、派遣依頼1件につき、「1件」として計算します。）

調布市社会福祉協議会が実施する養成事業への補助により、引き続き必要な手話奉仕員・手話通訳者の確保を図ります。

第5期計画より、調布市社会福祉協議会が実施する手話講習会のうち、「手話奉仕員」養成に相当する「基礎コース」並びにより知識及び技術水準の高い「手話通訳者」養成に相当する「養成応用コース」の修了者数を、それぞれ見込み量として定めます。

日常生活用具等給付事業では、製品の多様化に伴う利用者のニーズに的確に対応できるよう、対象用具や対象者の要件について必要に応じて検討します。

移動支援事業においては、従事者（ガイドヘルパー）の養成と専門性の向上のため、調布市福祉人材育成センターにおける研修事業を充実させ、サービス基盤の拡充を図ります。



【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有
相談支援事業					
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有
意思疎通支援事業					
手話通訳者派遣	件	538	600	600	600
要約筆記者派遣	件	26	25	25	25
手話通訳者設置	人	1	1	1	1
日常生活用具等給付事業					
介護・訓練支援用具	件	26	18	18	18
自立生活支援用具	件	52	43	43	43
在宅療養等支援用具	件	30	28	28	28
情報・意思疎通支援用具	件	20	25	25	25
排泄管理支援用具	件	4,065	4,000	4,000	4,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件	14	15	15	15
手話奉仕員養成研修事業					
基礎コース(手話奉仕員)	人	50	50	50	50
養成応用コース(手話通訳者)	人	12	10	10	10
移動支援事業	時間	14,727	15,500	16,300	17,100
	人	170	175	180	185
地域活動支援センター	箇所	3	3	3	3
	人	977	1,000	1,050	1,100

(2) 任意事業

サービスの概要と第4期計画期間の振り返り

訪問入浴サービス事業

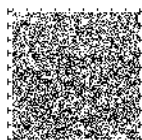
自宅において一人で入浴できない、常に介護を要する障害者に入浴車を派遣して室内で入浴サービスを行う事業です。

(該当・関連事業)

・訪問入浴サービス事業(33ページ。No.1205)

平成27年度より夏季(7月から9月)における入浴提供回数の増加を実施し、利用回数、利用者数とも大きく増加しています。

サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
訪問入浴 サービス事業	延べ利用回数 (回)	計画	600	660	720
		実績 (計画比)	705 (117.5%)	780 (118.2%)	932 (129.4%)
	実利用者数 (人)	計画	11	11	12
		実績 (計画比)	17 (154.6%)	21 (190.9%)	19 (158.3%)



日中一時支援事業

障害者を一時的に預かって、見守りや社会的適応するための日常的な訓練などを行う事業です。

(該当・関連事業)

- ・日中一時費支給支援事業(78ページ。No.2412)

平成28年度より事業を行う事業所の登録要件を緩和し事業拡大を図りました。利用者数は増加しているものの、利用日数は計画値で見込んだ拡大が達成できませんでした。

他の日中活動系サービスや放課後等デイサービスとともに、障害児・者の日中の活動場所としてニーズは高くなっています。

サービス種別	単位	区分	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
日中一時支援 事業	延べ利用日数 (日)	計画	4,150	4,300	4,400
		実績 (計画比)	3,792 (91.4%)	3,622 (84.2%)	4,066 (92.4%)
	実利用者数 (人)	計画	105	110	115
		実績 (計画比)	120 (114.3%)	114 (103.6%)	131 (113.9%)



第5期計画における事業実施の方向性

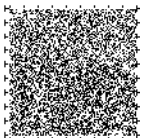
訪問入浴サービス事業では、事業の周知を図り、潜在的な利用希望者の掘り起しを図るとともに、今後も利用者に必要なサービスが提供できるよう事業を継続します。

日中一時支援事業では、障害児の放課後等デイサービス利用終了後の延長支援、障害者の平日夕方以降の過ごし方、障害児・者の休日の過ごし方などへの活用を想定し、事業所登録要件や支給額の見直しを含め、事業のあり方を検討していきます。

本計画に定める事業以外にも、地域生活支援事業に係る国補助金要綱の見直し等に対応し、必要に応じて新たな事業を位置付けて実施する等、取組の充実と必要な財源確保に努めます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
訪問入浴サービス事業	回	932	950	1,000	1,050
	人	19	20	21	22
日中一時支援事業	日	4,066	4,400	4,600	4,800
	人	131	136	143	150



3 成果目標

以下の分野については、特に具体的な「成果目標」を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点の整備
- (4) 福祉施設等から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標の設定に当たっては、その項目や考え方について国が基本指針^()を定め、市町村がその指針をもとに、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。

平成 18 年厚生労働省告示第 395 号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活(グループホームや居宅生活など)への移行を推進します。

「第4章 1(3) 居住系サービス」における「施設入所支援」と同様に、障害児施設に入所している18歳以上の入所者を除いて算定しています。

第4期計画期間の振り返り

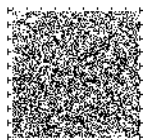
施設入所者数は、利用者の高齢化による高齢者施設への転所、入院等から目標値以上に減少していますが、地域生活への移行は目標に達していません。長期入所者の高齢化が進んでおり、入所者における重度障害者の割合も多くなっています。

【目標1】施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点の施設入所者数		139人
上記のうち、 平成29年度末までの地域移行者数(推計)	目標値	5人(4%)
	実績	2人(1.4%)

【目標2】施設入所者数の削減

平成25年度末時点の施設入所者数		139人
平成29年度末の施設入所者数(推計)	目標値	139人(±0人)
	実績	136人(3人)



【目標1】施設入所者への地域生活への移行

国の基本指針

平成28年度末の施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行

調布市の考え方

過去の実績及び現在の入所者の実状から、第4期に引き続き国の基本指針とは異なり独自の目標を設定することとします。地域移行者数は、第1期から第4期まで各期間5人を目標としており、第5期においても同様の目標とします。

平成28年度末時点の施設入所者数		135人
上記のうち、 平成32年度末までの地域移行者数	目標値	5人(3.7%)

【目標2】施設入所者数の削減

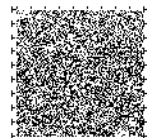
国の基本指針

施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減

調布市の考え方

施設入所のニーズもなお一定数存在することから、国の基本指針とは異なり、平成28年度末時点の入所者数を超えないことを目標とします。

平成28年度末時点の施設入所者数		135人
平成32年度末時点の施設入所者数	目標値	135人(±0人)



(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

第5期計画からの新たな項目です。

第5期計画における成果目標

【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

国の基本指針

各圏域・市町村において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

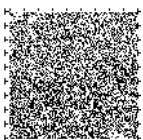
調布市の考え方

現在実施している「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を本成果目標に定める協議の場として位置付け、各機関の連携をさらに深めながら、必要な支援体制の検討を行っていきます。

（該当・関連事業）

- ・調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会（30 ページ。No.1116）

上記のほか、「精神病床の1年以上の入院患者数の削減」及び「退院率」に関する成果目標を、都道府県において定めることとされています。



(3) 地域生活支援拠点の整備

障害者の地域生活支援に必要な機能を集約し、地域におけるグループホームや障害者支援施設(入所施設)に附加した「地域生活支援拠点」を整備します。

地域の実情に応じて、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(面的な体制)として整備することも可能とされています。

【地域生活支援拠点の機能】

地域生活への移行、相談
グループホーム等の体験
緊急時の受入対応体制の確保
人材の確保・養成
その他地域の体制づくり等

第4期計画期間の振り返り

ドルチェ、ちょうふだぞう、希望ヶ丘の3か所の相談支援事業所を中心として、「面的な体制」として整備するとの方針のもと、各機能の充実を進めました。

「福祉人材育成センター」(51ページ。No.1621)の設置
(平成27年度)

「在宅障害者(児)委託型緊急一時保護事業」(47ページ.No.1602)
を拡充し、新たに重度重複障害者向けの事業を開始(平成29年度)

第5期計画における成果目標

【目標】地域生活支援拠点の設置

国の基本指針
各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

調布市の考え方

拠点として必要とされる機能は一定程度整備されていますが、今後も引き続き「面的な体制」としての各機能の充実を図っていきます。



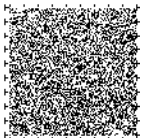
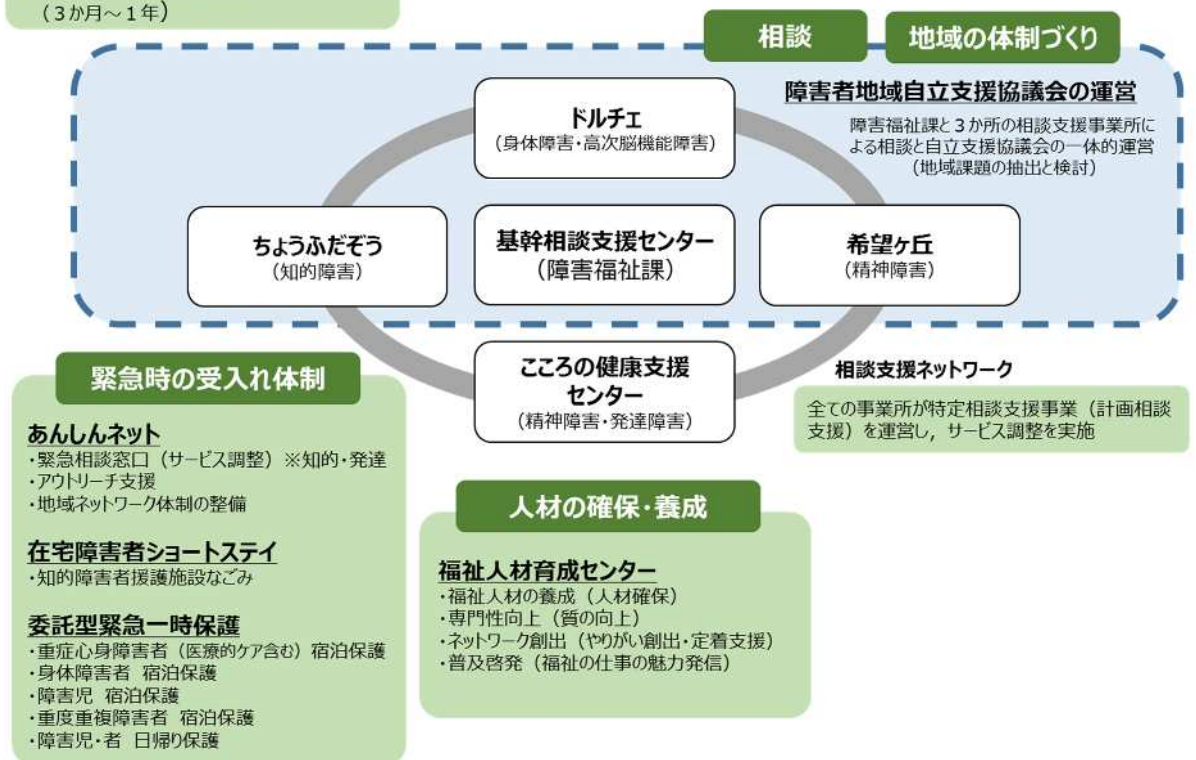
調布市における「地域生活支援拠点」の構成（面的な体制）

機能	事業名
地域生活の移行, 相談	基幹相談支援センター(26 ページ, No.1101) 障害者相談支援事業(26 ページ, No.1102) こころの健康支援センターの運営(相談事業) (26 ページ, No.1103)
グループホーム等の体験	知的障害者グループホーム(すてっぷ・じょい) の運営(94 ページ, No.2701)
緊急時の受け入れ 体制の確保	在宅障害者ショートステイ事業 (47 ページ, No.1601) 在宅障害者(児)委託型緊急一時保護事業 (47 ページ, No. 1602) 地域で支える体制づくりモデル事業(あんしんネ ット)(28 ページ, No.1108)
人材の確保・養成	福祉人材育成センター (51 ページ, No.1621)
その他地域の体制づくり等	障害者地域自立支援協議会 (127 ページ, No.3602)

グループホーム等の体験

グループホームすてっぷ
・グループホームの体験機会の提供
(3か月～1年)

調布市地域生活支援拠点（面的な体制）



(4) 福祉施設等から一般就労への移行等

より多くの障害者が一般就労できるよう、福祉施設等での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

第4期計画期間の振り返り

新規就職者はほぼ横ばいで推移しており、目標達成に至っていません。その一方で、定着支援（就職した後の継続支援）の対象者は年々増加しています。

【目標1】就労移行支援事業等⁽¹⁾を通じての一般就労への移行者数

平成24年度の年間一般就労者数		20人
平成29年度の年間一般就労者数	目標値	40人(2倍)
	実績	26人 28年度

【目標2】障害者就労支援事業⁽²⁾による一般就労者数

平成25年度の年間一般就労者数		54人
平成29年度末の一般就労者数(推計)	目標値	77人
	実績	69人 28年度

【目標3】「就労移行支援」事業所の就労移行率⁽³⁾

就労移行率	目標値	5割以上の市内事業所が 30%以上の就労移行率を達成
	実績	83.3%(6事業所中の5事業所)の市内事業所が 30%以上の就労移行率を達成 28年度

1 生活介護，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A型・B型）を行う施設をいいます。

2 障害者就労支援事業：82ページ。No.2501

3 就労移行率 = 一般就労への移行者数 ÷ 就労移行支援事業の利用者数



第5期計画における成果目標

【目標1】就労移行支援事業等を通じての一般就労への移行者数

国の基本指針

平成32年度中の一般就労への移行者数を平成28年度の1.5倍以上

調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を設定します。(目標値は第4期計画と同数)

平成28年度の年間一般就労者数		26人
平成32年度の年間一般就労者数	目標値	40人(1.5倍)

【目標2】障害者就労支援事業による一般就労者数

【目標1】に加え、就労移行支援事業及びその他の法に定める障害福祉サービスの利用による就労に限らず、より広い視点で一般就労への移行の推進を図るため、第4期と同様に独自に標記の指標により目標値を定めます。

平成28年度の年間一般就労者数		69人
平成32年度の年間一般就労者数	目標値	77人

【目標3】「就労移行支援」事業の利用者数

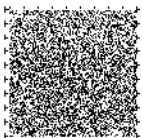
国の基本指針

平成32年度末における「就労移行支援」事業の利用者数を、平成28年度末から2割以上増加

調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を設定します。

平成28年度末の「就労移行支援」利用者数		55人(平成29年3月)
平成32年度末の「就労移行支援」利用者数	目標値	66人(1.2倍)



【目標4】「就労移行支援」事業所の就労移行率

国の基本指針

平成32年度に全体の5割以上の「就労移行支援」事業所が、就労移行率3割以上を達成

調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を設定します。

平成28年度の就労移行率		83.3%(6事業所中の5事業所)の市内事業所が30%以上の就労移行率を達成
平成32年度の就労移行率	目標値	5割以上の市内事業所が30%以上の就労移行率を達成

【目標5】「就労定着支援」1年後の就労定着率

国の基本指針

「就労定着支援」を利用開始して1年後の就労定着率が80%以上

調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を設定します。

平成32年度における「就労定着支援」利用開始から1年後の就労定着率	目標値	80%以上
-----------------------------------	-----	-------

【目標6】障害者就労支援事業による一般就労者数

【目標5】に加え、就労定着支援の利用に限らず、より広い視点で一般就労への定着の推進を図るため、独自に標記の指標により目標値を定めます。

平成32年度における「障害者就労支援事業」による支援開始から1年後の就労定着率	目標値	80%以上
---	-----	-------



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の地域生活を支えるサービスの提供体制を整備します。

第5期計画からの新たな項目です。

第5期計画における成果目標

【目標1】「児童発達支援センター」^()の設置

国の基本指針

各市町村において、少なくとも1か所設置する。

調布市の考え方

「子ども発達センター」において、児童発達支援センターへの移行体制を整備します。

(該当・関連事業)

- ・子ども発達センターの児童発達支援センターへの移行
(59ページ。No.2109)

【目標2】「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築

国の基本指針

各市町村で「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築

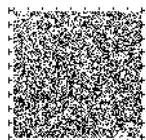
調布市の考え方

既に「子ども発達センター」において、平成26年1月から保育所等訪問支援事業を開始しており、今後も同事業を継続して実施します。

(該当・関連事業)

- ・保育所等訪問支援事業(59ページ。No.2108)

児童発達支援センター：児童福祉法に基づく「施設」の名称。「児童発達支援」などの通所による療育のほか、保育所等訪問支援などの地域支援を行う、障害児支援の中核的な施設とされており、人員、設備などの要件が、「児童発達支援」事業のみを行うよりも厳しくなっています。



【目標 3】重症心身障害児を支援する施設の確保

国の基本指針

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所，放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保

調布市の考え方

平成 29 年 10 月に，市内に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所が開設しました。引き続き，開設経費等の補助制度の継続により，事業所の開設を推進します。

また，「子ども発達センター」の通園事業において，医療的ケアが必要な児童の受入れについて，課題整理，体制整備を行っていくとともに，「調布基地跡地福祉施設（仮称）」の整備への参画において，児童発達支援，放課後等デイサービス等の児童を対象とした事業の実施についても検討します。

（該当・関連事業）

- ・子ども発達センターにおける医療的ケア対応(54 ページ。No.1633)
- ・調布基地跡地福祉施設(仮称)整備への参画(54 ページ。No.1635)

【目標 4】医療的ケア児支援の協議の場の設置

国の基本指針

各都道府県，圏域，市町村において，平成 30 年度末までに医療的ケア児の支援についての協議の場を設置する。

調布市の考え方

平成 29 年度より調布市障害者地域自立支援協議会に設置した「医療的ケアを必要とする重度障害児・者の地域生活のワーキング」を，本成果目標に定める協議の場として位置付け，必要な支援体制の検討を行っていきます。

（該当・関連事業）

- ・障害者地域自立支援協議会(127 ページ。No.3602)

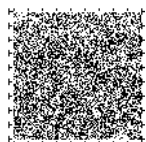


【再掲一覧】 障害福祉サービス等・地域生活支援事業の見込み量

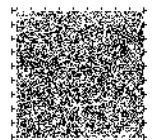
(第5期調布市障害福祉計画・第1期調布市障害児福祉計画)

障害福祉サービス等

サービス種別		29年度 (2017年度) 実績	30年度 (2018年度) 見込み量	31年度 (2019年度) 見込み量	32年度 (2020年度) 見込み量
訪問系サービス	居宅介護	19,948 時間 260 人	20,500 時間 260 人	21,000 時間 265 人	21,500 時間 270 人
	重度訪問介護	158,206 時間 53 人	166,000 時間 56 人	174,000 時間 58 人	182,000 時間 60 人
	同行援護	11,337 時間 49 人	11,700 時間 51 人	12,000 時間 53 人	12,300 時間 55 人
	行動援護	9,578 時間 58 人	10,100 時間 60 人	10,600 時間 62 人	11,100 時間 64 人
	合計	199,069 時間 420 人	208,300 時間 427 人	217,600 時間 438 人	226,900 時間 449 人
日中活動系サービス	生活介護	87,361 日 410 人	94,000 日 440 人	96,200 日 450 人	98,400 日 460 人
	自立訓練 (機能訓練)	140 日 1 人	750 日 5 人	750 日 5 人	750 日 5 人
	自立訓練 (生活訓練)	7,845 日 134 人	8,000 日 140 人	8,000 日 140 人	8,000 日 140 人
	就労移行支援	9,092 日 94 人	9,600 日 99 人	10,100 日 105 人	10,600 日 109 人
	就労継続支援 A型	4,318 日 26 人	4,700 日 28 人	5,050 日 30 人	5,400 日 32 人
	就労継続支援 B型	88,695 日 610 人	86,500 日 600 人	88,000 日 610 人	89,500 日 620 人
	就労定着支援	-人	10 人	13 人	16 人



サービス種別		29年度 (2017年度) 実績	30年度 (2018年度) 見込み量	31年度 (2019年度) 見込み量	32年度 (2020年度) 見込み量
居住系サービス	施設入所支援	143人	140人	138人	135人
	療養介護	21人	21人	22人	22人
	共同生活援助	220人	228人	236人	244人
	自立生活援助	-人	3人	4人	5人
	短期入所	7,411日 160人	7,600日 165人	7,850日 170人	8,100日 175人
相談支援	計画相談支援	825人	1,400人	1,450人	1,500人
	地域移行支援	3人	6人	6人	6人
	地域定着支援	3人	20人	30人	40人
	障害児 相談支援	80人	310人	330人	350人
児童通所サービス	児童発達支援	10,220日 127人	11,300日 130人	11,700日 135人	12,100日 140人
	医療型 児童発達支援	420日 6人	450日 8人	450日 8人	450日 8人
	放課後等 デイサービス	41,318日 325人	42,600日 335人	44,500日 350人	46,400日 365人
	居宅訪問型 児童発達支援	-日 -人	24日 2人	36日 3人	48日 4人
	保育所等 訪問支援	9日 2人	60日 5人	60日 5人	60日 5人



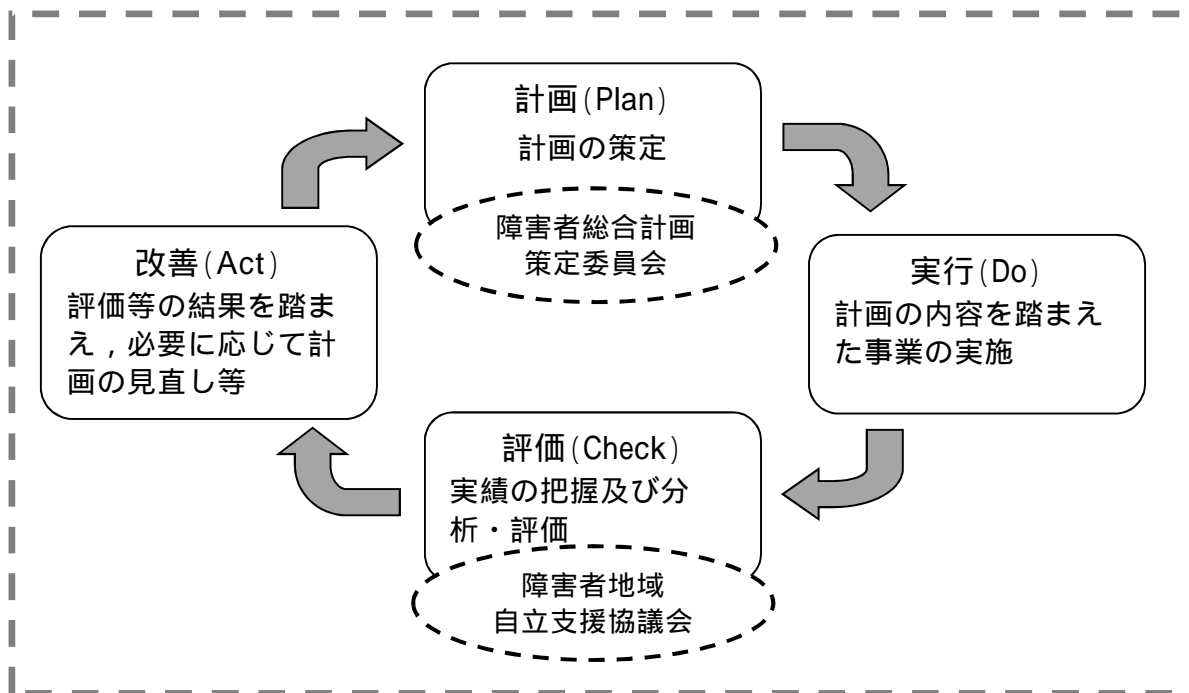
地域生活支援事業

サービス種別		29年度 (2017年度) 実績	30年度 (2018年度) 見込み量	31年度 (2019年度) 見込み量	32年度 (2020年度) 見込み量
理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所
	基幹相談支援センター	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		2人	2人	3人	3人
成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	538人	600人	600人	600人
	要約筆記者派遣	26人	25人	25人	25人
	手話通訳者設置	1人	1人	1人	1人
日常生活用具等給付事業	介護・訓練支援用具	26件	18件	18件	18件
	自立生活支援用具	52件	43件	43件	43件
	在宅療養等支援用具	30件	28件	28件	28件
	情報・意思疎通支援用具	20件	25件	25件	25件
	排泄管理支援用具	4,065件	4,000件	4,000件	4,000件
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	14件	15件	15件	15件
手話奉仕員 養成研修事業	基礎コース	50人	50人	50人	50人
	養成応用コース	12人	10人	10人	10人
移動支援事業		14,727時間 170人	15,500時間 175人	16,300時間 180人	17,100時間 185人
地域活動支援センター		3か所 977人	3か所 1,000人	3か所 1,050人	3か所 1,100人
訪問入浴サービス事業		932回 19人	950回 20人	1,000回 21人	1,050回 22人
日中一時支援事業		4,066日 131人	4,400日 136人	4,600日 143人	4,800日 150人

第6章 計画の推進

この計画で定めた事業計画等に対する進捗状況については、毎年、「調布市障害者地域自立支援協議会」に報告し、点検・評価を行います。

「調布市障害者総合計画」におけるPDCAサイクルイメージ図

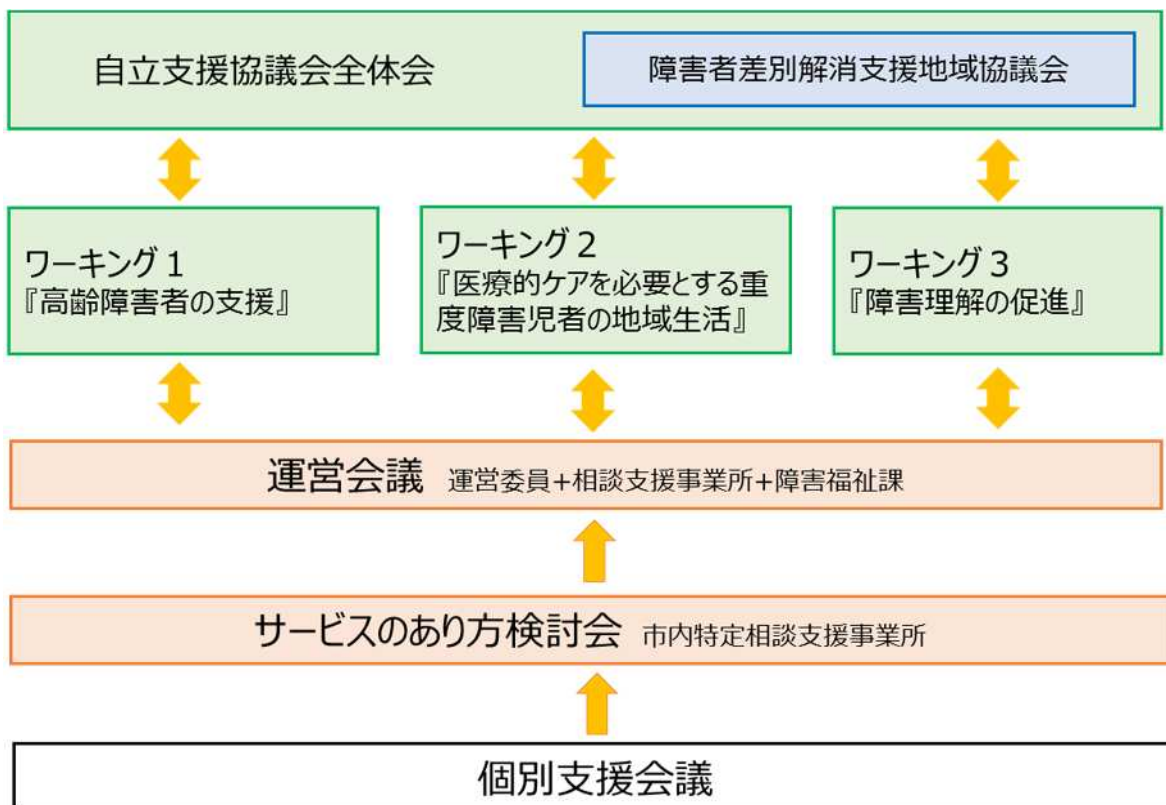


調布市障害者地域自立支援協議会では、計画の進捗状況や制度、社会等の変化を踏まえ、障害のある方の地域生活におけるその時々課題に沿った検討テーマを設定し、より良い地域づくりのために協議、検討を行っていきます。

平成29年度からは、「障害者差別解消法」に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」を、自立支援協議会内に設置しました。今後、両協議会を一体的に運営していくことで、一層の障害者差別の解消及び障害理解の推進を図っていきます。



調布市障害者地域自立支援協議会の構成 (平成 29 年度)



コラム

相模原事件から思うこと

娘は、3歳のときにインフルエンザ脳症で重度の障害を負いました。現在21歳、車いす利用，全介助，発語はありません。

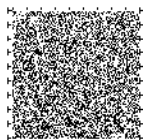
2016年7月，相模原の津久井やまゆり園で起きた障害者殺傷事件には，大きな衝撃を受けました。事件を起こした元職員の“言葉で意思疎通ができない重度障害者は生きる価値がない”といった考えが繰り返し報道され，心がざわつきました。何でもかじってしまう娘に，「そんなことしていると殺されちゃうかもしれないよ」と思ってしまったほどです。

重度障害児・者も，発語がなくても，豊かな感情があり，自分にできるやり方で意思表示をしています。例えば娘は，笑顔，輝く瞳，よく動く右手，発声で，だったりします。気持ちが通じ合ったとき，こちらも幸せな気持ちになります。

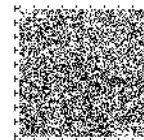
「生きる価値」の線引きは，「健常者」の中にも線引きを生むことにつながるでしょう。誰もが生きていてよいと認め合える社会であってほしいです。

障害理解は，障害がない人も含めて，誰もが安心して暮らせる社会につながります。障害理解のためには，知識とともに，障害者と日常的に出会い，ふれ合い，知り合うことが大切だと感じています。私もできることをやっていきたいと思えます。

浅利 紀子（本計画策定委員。市民公募）



あとがき - 「調布市障害者総合計画」の策定を振り返って -



この度の「調布市障害者総合計画」の策定に当たり、2年の歳月と12回の策定委員会での検討を重ねて参りました。この「障害者総合計画」は調布市にお住まいの、障害がある人々の生活課題の緩和や解決、また生活をより豊かなものとなることを目指して策定したものです。

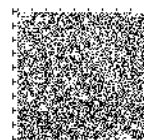
今回の計画策定に当たり基盤に据えたのは、障害がある人が、障害がない人と同じ権利を享受しえる、共に生きる地域社会の実現のために、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」でした。この条約に描かれている理念を、いかに具現化し計画に反映するか、が委員会の大目標になりました。それを踏まえてご覧いただくと、随所にその理念を見て取ることができるのではないかと考えます。

委員会の構成は、当事者、保護者、障害福祉従事者、医療専門職、学識者等、多岐にわたっており、それぞれの立場から、毎回思いのこもった意見を積極的に出して下さいました。委員会では毎回、意見や質問、提案が途絶えることなく、侃々諤々とした議論のほとんどが未来志向の内容でした。そして、委員の皆様が真剣な姿勢が、時に厳しく、時に温かい雰囲気をもたらし、さらに意見等が引き出される、という正の循環を生み出しました。そのような雰囲気も手伝って、限られた時間でありながら、議論を尽くせたのではないかと考えております。

さて、計画は無事に策定までこぎつけましたが、言うまでもなく計画はあくまでも計画に過ぎず、この内容を実行して初めて計画が意味を持つこととなります。月並みな言い方になりますが、計画が固まって初めてスタートラインに立ったに過ぎません。今後、この計画に盛り込まれた内容が、調布市で実行され、目標が達成されているか否か、市民の皆様は是非とも厳しい目で評価していただければと思います。そのような眼差しが、調布市の障害者福祉をより向上させることにつながると考えております。

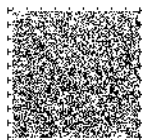
最後になりましたが、今回の計画内容が全て達成できたとしても、障害がある全ての人々の生活課題が緩和・解決に向かうわけではありません。今後、当事者をはじめ、市民の皆様で、何が不足しているのか、どうすればより共生社会に近づくのか、真の共生社会実現に向けた検討を継続していただきたいと思っております。そして、今回の計画がそのような取組の一助となれば幸いです。

調布市障害者総合計画策定委員会委員長
木 下 大 生



< 資料 >

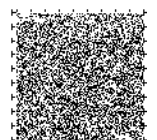
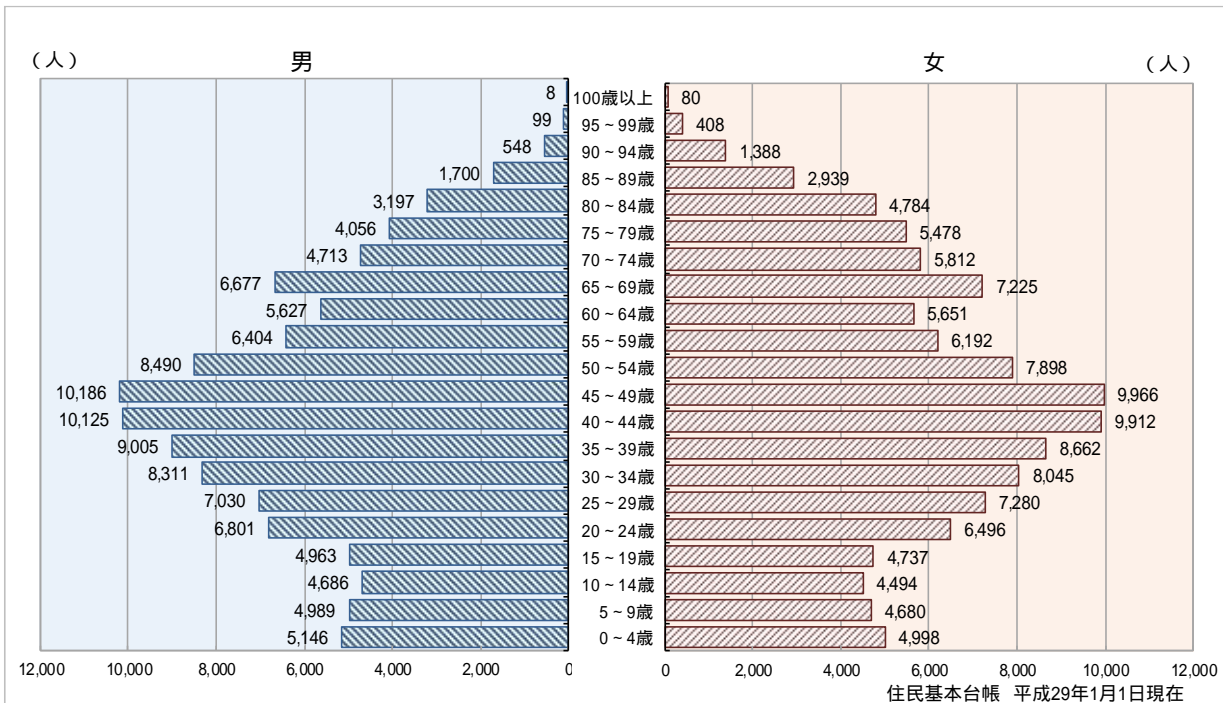
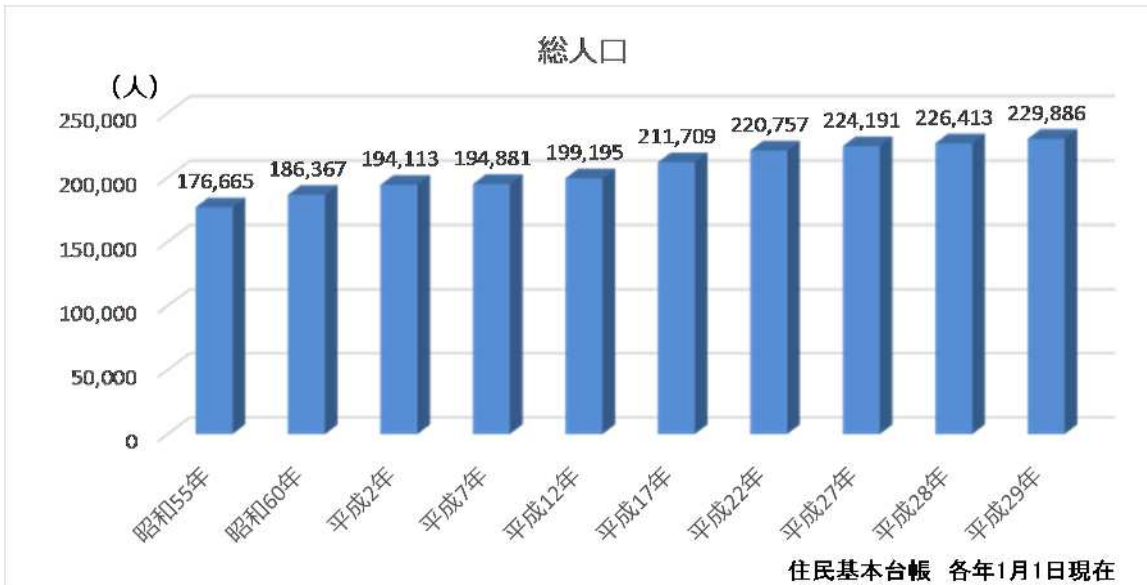
資料 1	障害福祉関連基本データ	183
(1)	調布市の人口	
(2)	身体障害者手帳所持者数	
(3)	愛の手帳所持者数	
(4)	精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(5)	自立支援医療（精神通院）受給者数	
(6)	難病患者医療費等助成申請件数	
資料 2	計画の検討体制及び経過	186
(1)	調布市障害者総合計画策定事業実施要領	
(2)	調布市障害者総合計画策定委員会 委員名簿	
(3)	調布市障害者総合計画策定委員会 審議経過	
(4)	平成 28 年度調布市民福祉ニーズ調査 実施概要	
(5)	関係機関ヒアリング等 実施概要	
(6)	調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申	
(7)	市民説明会 実施概要	
(8)	パブリック・コメント手続 実施概要	
資料 3	計画に係る根拠法令（抄）	194
(1)	障害者基本法	
(2)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
(3)	児童福祉法	



資料 1 障害福祉関連基本データ

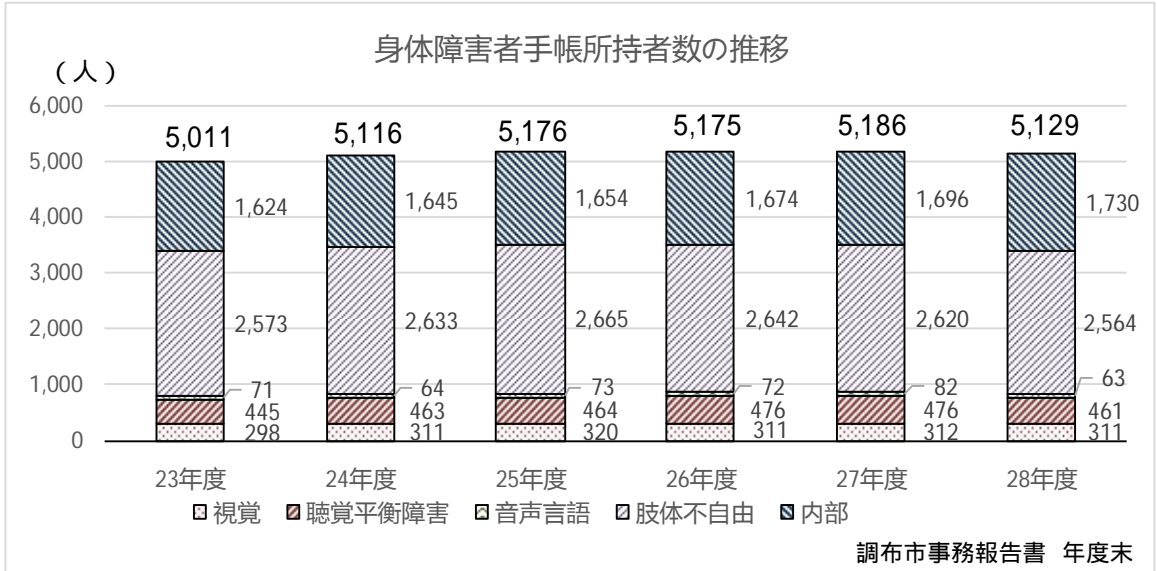
(1) 調布市の人口

現在は人口が増加傾向で推移している調布市ですが、今後 10 年以内には減少に転じると推計されています。また、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移していますが、生産年齢人口はすでに減少傾向となっています。



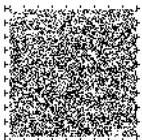
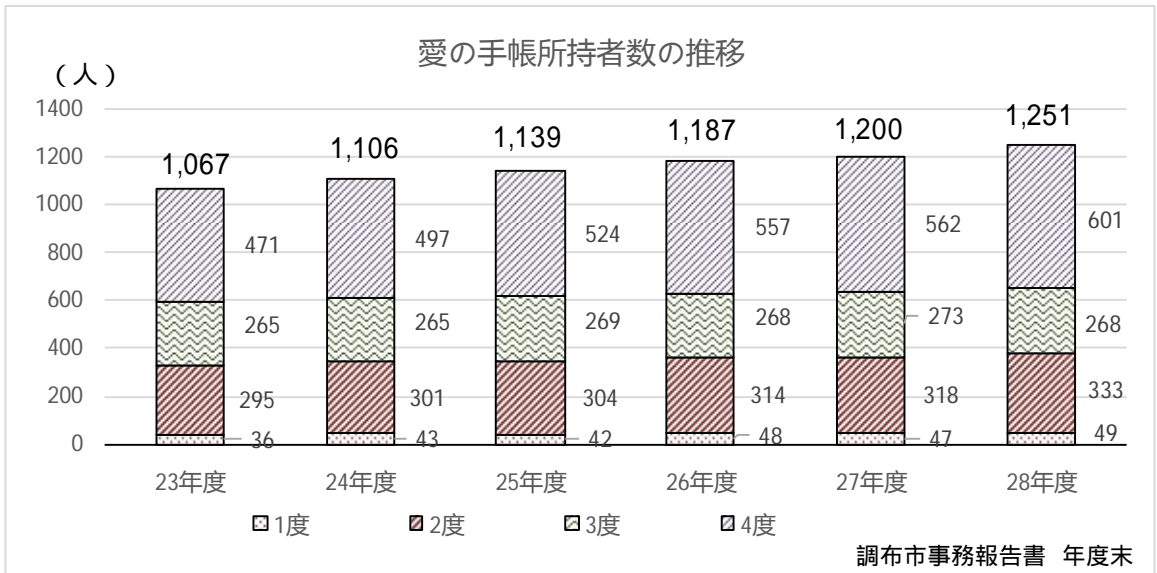
(2) 身体障害者手帳所持者数

毎年増加傾向にあり，平成 28 年度末は 5,129 人となっています。障害種別は「肢体不自由」が最も多く，次に「内部障害」が続きます。



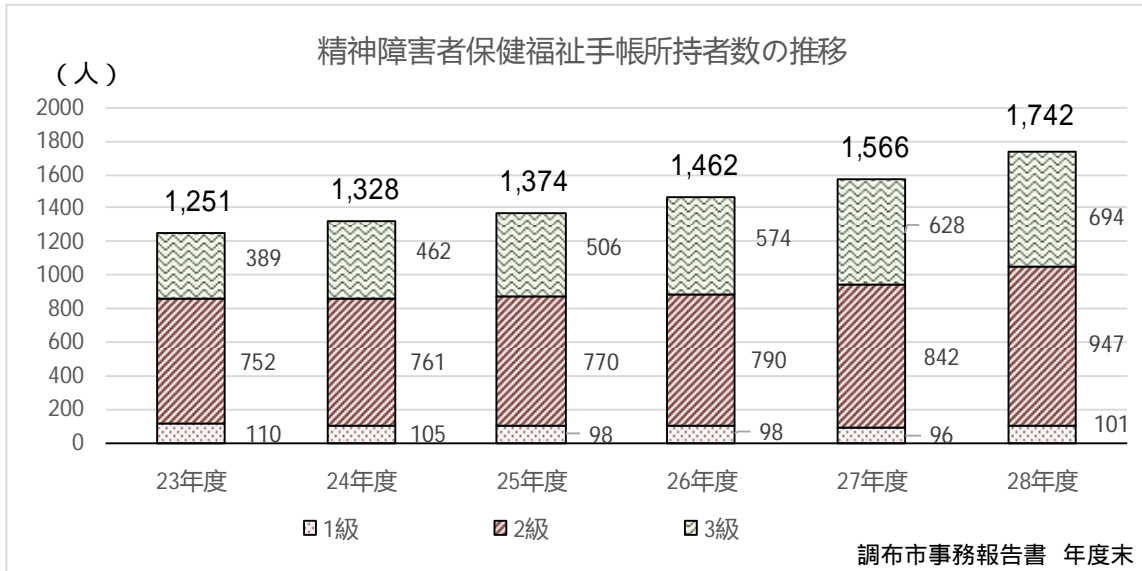
(3) 愛の手帳所持者数

毎年増加傾向にあり，平成 28 年度末は 1,251 人となっています。程度別では「4 度（軽度）」が最も多くなっています。



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

毎年増加傾向にあり，平成 28 年度末は 1,742 人となっています。等級別では「2 級」が最も多くなっています。

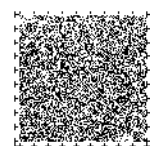
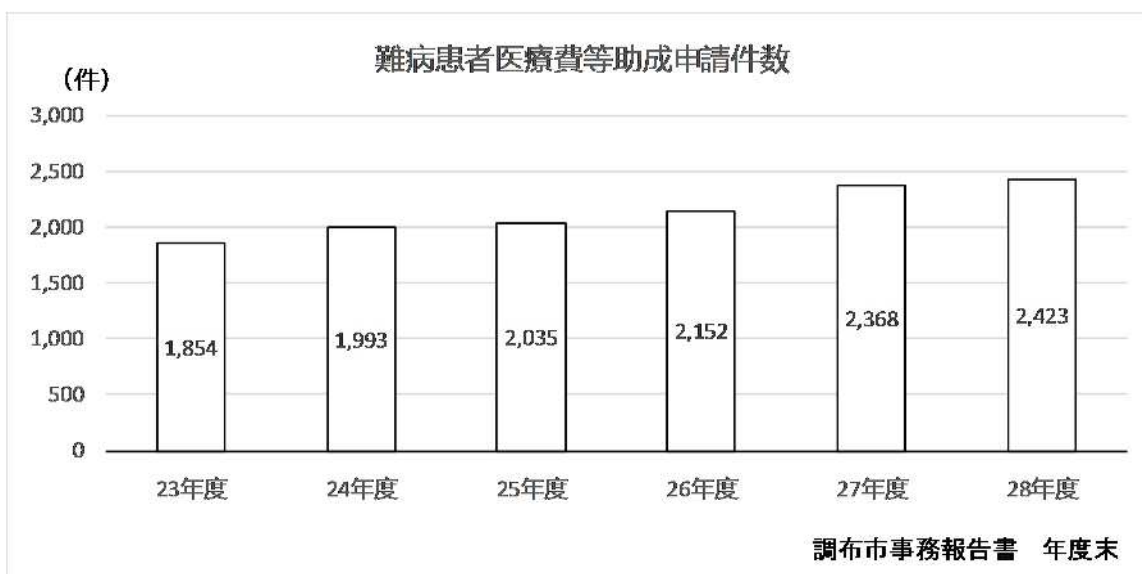


(5) 自立支援医療（精神通院）受給者数

毎年増加傾向にあり，平成 28 年度末は 3,245 人となっています。

(6) 難病患者医療費等助成申請件数

毎年増加傾向にあり，平成 28 年度は 2,423 件となっています。





資料2 計画の検討体制及び経過

(1) 調布市障害者総合計画策定事業実施要領

平成28年4月22日

第1 目的

この要領は、調布市が平成24年3月に策定した「調布市障害者総合計画」(平成24年度から平成29年度)及び平成27年3月に作成した「第4期調布市障害福祉計画」(平成27年度から平成29年度。以下総称して「現計画」という。)の改定として、調布市において障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画を一体として策定する平成30年度以降の調布市障害者総合計画(以下「次期計画」という。)の策定について必要な事項を定めるものとする。

第2 計画期間

次期計画の期間は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 調布市障害者計画 平成30年度から平成35年度
- (2) 第5期調布市障害福祉計画 平成30年度から平成32年度

第3 計画策定支援業務の委託

市長は、次期計画の策定事業(以下「事業」という。)に係る計画策定支援業務を民間の調査研究機関に委託するものとする。

第4 事業内容

事業の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 調布市障害者総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関すること。
- (2) 調布市障害者総合計画策定庁内連絡会(以下「連絡会」という。)の運営に関すること。
- (3) 当事者意見等の情報収集及び分析に関すること。
- (4) 調布市障害者総合計画書の作成に関すること。

第5 委員会

委員会は、現計画の進捗状況、地域における障害者福祉に係るニーズの状況並びに国及び社会の動向等を踏まえ、次期計画について検討を行い、計画案を作成し、市長に報告する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が推薦する者23人以内をもって組織する。

- (1) 当事者 3人
- (2) 市民代表(公募) 2人以内
- (3) 障害者団体代表 6人以内
- (4) 保健・医療・福祉に関する事業に経験を有する者 9人以内
- (5) 保健・医療・福祉に関する学識経験者 3人以内

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 4 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 委員会は、委員長が招集する。

第6 連絡会

連絡会は、委員会での検討を踏まえ、計画策定に係る情報収集及び資料作成等を行い、委員会に報告する。

- 2 連絡会は、市の職員から、市長が任命する者12人以内をもって組織する。

第7 庶務

委員会及び連絡会の庶務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

第8 事業実施期間

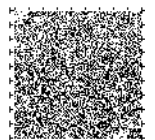
本事業の実施期間は、施行の日から平成30年3月31日までとする。

第9 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、事業実施期間終了をもって廃止する。



(2) 調布市障害者総合計画策定委員会 委員名簿

…委員長 …副委員長 (敬称略・順不同)

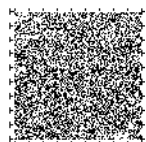
	氏名	所属・肩書等	分野	
1	木下 大生	武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 准教授	学識経験者	
2	谷内 孝行	桜美林大学 健康福祉学群 専任講師		
3	原田 尚子	上智大学 総合人間科学部 看護学科 助手		
4	西田 伸一	公益社団法人調布市医師会 副会長 (医療社団法人梶社会 西田医院 院長)	保健・医療・福祉に関する事業に経験を有する者	
5	伊地山 和茂	調布市民生児童委員協議会 障がい者福祉部会長		
6	長尾 英治	調布市福祉作業所等連絡会 代表 (特定非営利活動法人わかばの会 わかば第一事業所 施設長)		
7	朝香 ちよみ	調布市福祉作業所等連絡会 (児童部会) (特定非営利活動法人ふみ月の会 ふみ月チャレンジ染地・ふみ月チャレンジたま川 施設長)		
8	木内 洋	社会福祉法人調布市社会福祉協議会 地域福祉推進課 障がい者支援係長		
9	岩田 浩嗣	社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市障害者地域生活・就労支援センター ちょうふだぞう 主任		
10	田村 敦史	社会福祉法人調布市社会福祉協議会 こころの健康支援課 福祉人材育成係長		
11	野口 明子	調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会 (医療法人社団欣助会 吉祥寺病院 医療相談室)		
12	小松 裕介	東京都立府中けやきの森学園 知的障害教育部門 高等部 進路指導担当教諭		
13	菅谷 為太郎	調布市身体障害者福祉協会 会長		障害者団体
14	秋吉 昭良	調布市聴覚障害者協会 副会長		
15	道口 由美子	調布市視覚障害者福祉協会		
16	田中 真由美	調布精神障害者家族会かささぎ会		
17	進藤 美左	特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会 会長		
18	飯野 葉子	調布市高次脳機能障害者支援機関連絡会 (東京レインボー倶楽部 代表)		
19	市橋 博	当事者	当事者	
20	谷口 雅信	当事者		
21	宮本 泰輔	当事者		
22	浅利 紀子	市民公募委員	市民代表 (公募)	
23	高江洲 幸男	市民公募委員		

(3) 調布市障害者総合計画策定委員会 審議経過

開催日時	内容
(第1回委員会) 平成28年8月10日(水) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・委員長・副委員長の選出 ・次期「調布市障害者総合計画」について ・検討スケジュールについて ・平成28年度調布市民福祉ニーズ調査について
(第2回委員会) 平成28年10月21日(金) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度調布市民福祉ニーズ調査の実施について ・「調布市障害者総合計画」の進捗状況について ・関係機関ヒアリングの実施について
(第3回委員会) 平成29年1月27日(金) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申について ・平成28年度調布市民福祉ニーズ調査の結果について ・関係機関ヒアリング等の結果について ・次期計画における重点課題について(意見交換)
(第4回委員会) 平成29年3月1日(水) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書(案)について ・障害者総合支援法・児童福祉法の改正について
(第5回委員会) 平成29年5月24日(水) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書について ・平成28年度調布市民福祉ニーズ調査報告書について ・検討スケジュールについて ・次期計画の理念・基本的考え方について ・次期計画における施策体系について
(第6回委員会) 平成29年6月21日(水) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の理念について ・次期計画における施策体系について ・テーマ別検討のスケジュールについて ・相談支援体制について
(第7回委員会) 平成29年7月20日(木) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の理念・基本的考え方について ・次期計画における施策体系について ・乳幼児期・学齢期の支援について



開催日時	内容
(第8回委員会) 平成29年8月8日(火) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画における施策体系について ・乳幼児期・学齢期の支援について ・成人期・高齢期の支援について
(第9回委員会) 平成29年9月21日(木) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の現状について ・成人期・学齢期の支援について ・福祉3計画の改定に向けた新たな福祉圏域の設定について ・地域の環境づくりについて
(第10回委員会) 平成29年10月18日(水) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境づくりについて ・福祉人材の育成・確保について ・医療的ケアが必要な方への支援について ・障害福祉サービス等の見込み量・成果目標について
(第11回委員会) 平成29年11月22日(水) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の育成・確保について / 医療的ケアの必要な方への支援について / 障害福祉サービス等の見込み量・成果目標について ・調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申(追加)について ・地域生活支援事業の見込み量等について ・次期「調布市障害者総合計画」(素案)について ・市民説明会,パブリック・コメント手続の実施について
(第12回委員会) 平成30年2月8日(木) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会の実施結果について ・パブリック・コメント手続の結果について ・次期「調布市障害者総合計画」(案)について



(4) 平成 28 年度調布市民福祉ニーズ調査 実施概要

(結果は別途「調布市民福祉ニーズ調査報告書」としてまとめています。)

アンケート調査

調査方法 郵送配布—郵送回収 (督促礼状 1 回送付)

調査時期 平成 28 年 10 月 11 日 (火) ~ 10 月 27 日 (木)

調査の一覧

調査名	調査対象者		
	調査対象範囲	調査人数	有効回収数
1 調布市民の福祉意識と地域生活に関する調査	18 歳以上 64 歳以下の市民	2,000 人	731 (36.6%)
2 高齢者の生きがいと地域生活に関する調査	65 歳以上の市民	2,000 人	1,339 (67.0%)
3 障害のある方の地域生活に関する調査 (18 歳以上)	身体障害者手帳所持者 (65 歳以上)	450 人	322 (71.6%)
	身体障害者手帳所持者 (65 歳未満)	450 人	236 (52.4%)
	愛の手帳所持者	300 人	179 (59.7%)
	精神障害者保健福祉手帳所持者	300 人	149 (49.7%)
	難病患者	300 人	200 (67.7%)
4 障害のある方の地域生活に関する調査 (18 歳未満)	上記手帳所持者及び難病患者(18 歳未満)を主にサポートしている方 (保護者等)	200 人	122 (62.5%)
合計		6,000 人	3,281 (54.7%)

住民懇談会

参加対象者 調布市に在住，在勤，通学している中学生以上の方

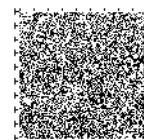
テーマ 「あなたが住んでいる地域のこれからを考えませんか？」

開催時期 平成 28 年 11 月 14 日 (月) ~ 12 月 11 日 (日)

計 8 回

開催地域 市内を東西南北の 4 地区に分けて開催

参加者数 112 人



(5) 関係機関ヒアリング等 実施概要

関係機関ヒアリング調査

実施時期 平成 28 年 11 月～12 月

実施箇所数 8 か所

実施方法 面接による直接聞き取り

ヒアリング先

分野	ヒアリング先	主なポイント・視点
教育	スクールソーシャル ワーカー	・教育場面における障害児支援 ・障害児の保護者等を含めた家族支援 ・障害者福祉と教育の連携
就労	医療機関(雇用主)	・新たに障害者雇用を始める事業者にとっての課題 ・障害者就労支援機関との連携
住まい	不動産事業者	・一般住宅における障害者の住まいの確保
災害時	自治会	・災害時の地域での障害者支援
交通	バス事業者	・障害のある利用者への対応状況 ・スタッフ養成, 研修等における課題
暮らし	商業施設	・障害のある利用者への対応状況 ・スタッフ養成, 研修等における課題
健康 ・医療	小児科医院 (医師)	・障害のある子どもの一般医療機関受診における課題 ・障害福祉サービスと医療の連携
	医療機関 (精神科医師)	・精神障害者の地域生活における医療面からの課題 ・障害福祉サービスと医療の連携

関係機関アンケート調査

実施時期 平成 28 年 11 月～12 月

実施方法 アンケート調査票の送付 - 回収(郵送またはメール)

アンケート送付先

送付先	回答数 (回収率)	主なポイント・視点
地域包括支援センター (10 か所)	10 か所 (100.0%)	・障害のある方へのサービス提供における課題 ・障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行の状況・課題 ・障害福祉サービス事業者(主に作業所・相談支援事業所など)との連携
市立小中学校のうち 特別支援教室・ 通級指導学級設置校 (6校) (小学校5校, 中学校1校)	4 校 (66.7%)	・手帳の交付を受けていない児童生徒の支援 ・インクルーシブ教育への対応 ・障害福祉サービス事業者(特に放課後等デイサービス事業者)との連携

<p>市内に所在する訪問看護ステーション</p> <p>市外に所在する訪問看護ステーションで市内利用者について現在障害福祉課と連携があるステーション</p> <p>(計 22 か所)</p>	<p>16 か所</p> <p>(72.7%)</p>	<p>・医療的ケアが必要な障害児・者の地域生活における課題</p> <p>・障害福祉サービス事業者(相談支援事業所含む。)との連携</p>
<p>市内日中活動系サービス事業所</p> <p>(29 か所)</p>	<p>24 か所</p> <p>(82.8%)</p>	<p>・利用者の高齢化への対応と課題</p> <p>・介護保険サービス事業者との連携</p>
<p>市内放課後等デイサービス事業所</p> <p>(16 か所)</p>	<p>8 か所</p> <p>(50.0%)</p>	<p>・手帳の交付を受けていない児童の支援</p> <p>・教育分野との連携</p> <p>・児童館・学童クラブ・ユーフォーとの連携</p>

団体意見

以下の4団体から意見の提出がありました。

調布市聴覚障害者協会

調布精神障害者家族会かささぎ会

調布心身障害児・者親の会

杜のハーモニー

(6) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申

提出日 平成 29 年 1 月 27 日(第 3 回委員会)

平成 29 年 11 月 22 日(第 11 回委員会)(追加)

意見具申の骨格

1 重要課題(これまでワーキング等で議論されてきた課題)

相談支援体制の量的・質的充実が必要です。

重度知的障害者の利用できる地域資源の整備が必要です。

発達障害者支援の充実が必要です。

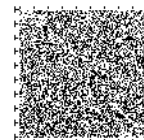
地域における障害理解の推進が必要です。

障害者が高齢になっても住み続けられる支援が必要です。

医療的ケアの必要な障害児・者の支援を計画的に進めることが必要です。

グループホームの充実が必要です。

2 その他の課題



3 追加分（平成 29 年 11 月 22 日）

医療的ケア児に関する総合的な相談に対応できるコーディネーターの設置が必要です。

介護者が利用できる緊急・レスパイトサービスの充実が必要です。

(7) 市民説明会 実施概要

「調布市地域福祉計画」及び「第 7 期調布市高齢者総合計画」と合同開催

日 時

平成 29 年 12 月 10 日（日）

場 所

調布市総合福祉センター

参加者

47 人

(8) パブリック・コメント手続 実施概要

実施期間

平成 29 年 12 月 5 日（火）から平成 30 年 1 月 9 日（火）まで

実施場所

障害福祉課，子ども発達センター，公文書資料室，神代出張所，文化会館たづくりみんなの広場，市民活動支援センター，各図書館，各公民館，各地域福祉センター，教育会館，障害者相談支援事業所（ドルチェ，ちょうふだぞう，希望ヶ丘），調布市こころの健康支援センター，調布市希望の家，調布市知的障害者援護施設なごみ

意見提出件数 43 件（17 人）

資料 3 計画に係る根拠法令

(1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

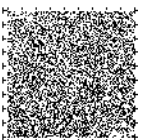
（障害者基本計画等）

第 11 条（略）

2（略）

3 市町村は，障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに，当該市町村における障害者の状況等を踏まえ，当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～9（略）



(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4～11 (略)

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 平成30年4月1日施行予定分

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

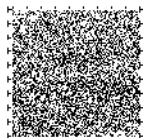
2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4～12 (略)



<索引>

()内の数字は、掲載ページを表しています。

ア行

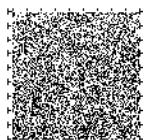
- ・i-ファイル (55,56,58,68)
- ・意思疎通支援事業 (48,51,156,160,161)
- ・移動支援事業 (37,158,160,161)
- ・医療型児童発達支援 (148,149,150)
- ・医療的ケア (23,47,50,51,52,53,54,56,74,75,78,84,85,134,141,148,150,151,175)
- ・音声コード (109,110,111,122)

カ行

- ・介護保険 (49,97,98,99)
- ・ガイドヘルパー (36,37,130,158,160)
- ・学童クラブ (73,74,75)
- ・基幹相談支援センター (22,23,25,26,154,160,161,170)
- ・希望ヶ丘 (26,89,154,159,169,170)
- ・希望の家 (79,83,84,101,104)
- ・虐待防止センター (22,41,42)
- ・教育相談 (67,68,69,71,72)
- ・共同生活援助 (グループホーム)
- ・居宅介護 (130,132,133)
- ・居宅訪問型児童発達支援 (59,148,150,151)
- ・グループホーム(共同生活援助) (50,92,93,94,119,120,124,141,142,143,144,166,169,170)
- ・計画相談支援 (145,146,147)
- ・行動援護 (36,51,130,131,132,133,134)
- ・高齢障害者 (81,86,98,99,136)
- ・こころの健康支援センター (22,25,26,27,30,31,33,80,81,82,84,104,125,126,127,128,136,153,170)
- ・子ども家庭支援センターすこやか (41,43,56,58,60,61,62,63,65,66)
- ・子ども発達センター (41,45,47,53,54,55,56,57,58,59,61,64,65,125,150,151,174,175)
- ・コミュニケーション支援 (意思疎通支援事業)

サ行

- ・サービス等利用計画 (23,25,26,145,146)
- ・施設入所支援 (141,142,143,144,166,167)
- ・児童発達支援 (55,59,148,149,150,175)
- ・就学支援シート (68,69)
- ・重度障害者等包括支援 (130,132,134)
- ・重度訪問介護 (130,131,132,133)
- ・就労移行支援 (135,136,137,139,171,172,173)
- ・就労継続支援(A型・B型) (81,135,136,137,139,171)
- ・就労定着支援 (84,135,138,139,140,173)
- ・就労支援センター(就労支援事業) (27,79,81,82,83,84,171,172,173)
- ・手話通訳者派遣 (48,111,156,160,161)
- ・手話奉仕員養成研修事業 (51,158,161)
- ・じょい (94)
- ・障害児相談支援 (55,57,129,146,147)
- ・障害者権利条約 (5,6,17)
- ・障害者差別解消支援地域協議会 (101,103,179,180)
- ・障害者差別解消法 (5,6,22,68,101,102,103,109,125,153,179)
- ・障害者地域自立支援協議会 (12,23,52,53,87,88,98,99,101,102,125,127,147,170,175,179,180)
- ・障害年金 (39,40)
- ・ショートステイ(短期入所) (22,23,28,45,46,47,52,53,141,142,143,144,170)
- ・自立訓練(機能訓練) (135,137,139,171)
- ・自立訓練(生活訓練) (80,135,136,137,139,171)
- ・自立支援協議会 (障害者地域自立支援協議会)
- ・自立生活援助 (141,144)
- ・すてっぷ (94,170)
- ・すまいる (79,84,140)
- ・生活介護 (85,135,136,137,139,171)



- ・成年後見制度利用支援事業 (41,44,155, 161)
- ・成年後見制度法人後見支援事業 (43,155, 161)
- ・相談支援事業(所) (22,25,26,32,75,154, 159,160,161,169,170,180)
- ・相談支援専門員 (23,25,32,97,99,146, 147)
- ・そよかぜ (83)

タ行

- ・多摩南部成年後見センター (41,42,43,44, 155)
- ・短期入所 (ショートステイ)
- ・地域移行支援 (145,146,147)
- ・地域活動支援センター (88,89,126,128, 153,159,161)
- ・地域生活支援事業 (129,152,164)
- ・地域定着支援 (145,146,147)
- ・地域福祉コーディネーター (25,28,116)
- ・地域包括支援センター (34,41,97,98,99, 100,114,117)
- ・ちょうふだそう (26,79,81,82,83,84,89,104, 125,154,159,169,170)
- ・手当 (39,40)
- ・同行援護 (130,131,132,133)
- ・特別支援教育 (67,68,69,70)
- ・ドルチェ (26,27,89,126,154,159,169,170)

ナ行

- ・なごみ (45,47,95)
- ・日常生活用具等給付事業 (46,49,96,157, 160,161)
- ・日中一時支援事業 (74,78,88,90,163,164)

ハ行

- ・バリアフリー (10,36,75,76,79,87,88,91,95, 105,106,107,109,110,111,113,114,115, 118,125,127)
- ・びっころ (78)

- ・避難行動要支援者避難支援プラン (10, 119,120,121)
- ・福祉3計画 (13,14,15,16,18)
- ・福祉圏域 (15,16)
- ・福祉人材育成センター (30,36,50,51,134, 160,169,170)
- ・保育所等訪問支援 (55,56,59,148,149, 150,151,174)
- ・ヘルプカード (36,102,104,153)
- ・ヘルプマーク (36,102,104,153)
- ・放課後子供教室事業 (ユーフォー)
- ・放課後等デイサービス (73,74,75,78,148, 149,150,163,164,175)
- ・訪問入浴サービス (31,33,162,164)
- ・補装具 (46,48,49)
- ・ボランティア (14,19,89,114,115,116,128, 159)

マ行

- ・まなびや (53,54,84)

ヤ行

- ・要約筆記者派遣 (48,111,156,160,161)
- ・ユーフォー (73,74,75)

ラ行

- ・ライズ (81,82,83)
- ・療養介護 (14,143,144)

ワ行



刊行物番号

2017-252

調布市障害者総合計画

調布市障害者計画 (平成 30(2018)年度～平成 35(2023)年度)

第 5 期調布市障害福祉計画 (平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度)

第 1 期調布市障害児福祉計画 (平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度)

平成 30 年 3 月

編 集 調布市 福祉健康部 障害福祉課

〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

(電話) 042-481-7135

(ファクス) 042-481-4288

(URL) <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

